

令和8年習志野市教育委員会第1回定例会

日時: 令和8年1月28日(水)15時00分

場所: 市庁舎5階委員会室

日 程		審議順
1 会議録の承認		(予定)
2 報告事項		
(1) 令和7年習志野市議会第4回定例会一般質問等について	(教育総務課)	1
(2) 臨時代理の報告について (令和7年度教育費予算案(12月補正追加分)について)	(教育総務課)	2
※(3) いじめ重大事態の発生について	(指導課)	8
3 議決事項		
※議案第1号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する 規則の制定について	(教育総務課)	6
※議案第2号 習志野市附属機関設置条例制定に対する教育委員会 の意見について	(教育総務課)	7
議案第3号 習志野市いじめ防止基本方針の改定について	(指導課)	3
4 協議事項		
協議第1号 習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健 康確保措置実施計画の策定について	(学務課)	4
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について 令和8年2月12日(木)午後3時00分		5
5 その他		

※は非公開の見込み

報告事項(1)

令和7年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

令和7年習志野市議会第4回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和8年1月28日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問時間	頁
12月4日	1	宮内 一夫 (市民の会)	2. 義務教育における保護者負担について 現状の取組状況について伺う 【大宮議員3.(1)①と同内容】	教育総務課	80	1
	2	央 重則 (環境みらい)	2. 教育問題について (1)不登校及びいじめ対策について 市内の小中学校において教育委員会として、いじめが起因で不登校になりうる事案をどのように把握するのか伺う。	指導課	80	1
	3	金子 友之 (真政会)	該当なし		60	
	4	金井 宏志 (公明党)	3. 特別支援教育 (1)通級指導教室と教育支援委員会について 通級指導教室の現在の状況と教育支援委員会の概要及び今年度の状況について伺う。 4. 市史編さん等 (1)現状と今後について 市史及び習志野かるたの現状と今後について伺う。	指導課 社会教育課	60	3
12月5日	5	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	
	6	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		60	
	7	斉藤 賢治 (真政会)	2. 学校における交通安全教育の取組について	保健体育安全課	50	5
	8	布施 孝一 (公明党)	該当なし		60	5
12月8日	9	三代川 雄哉 (真政会)	3. スポーツ施策について (1)トップチーム・アスリートとの連携について 現在の状況について伺う。	生涯スポーツ課	60	5
	10	谷岡 隆 (日本共産党)	1. 習志野市の平和教育と平和事業のさらなる発展を願う (1)習志野市の地域でも、戦争末期に空襲があり、徴兵された兵士の多くが戦死している。また、軍郷習志野と呼ばれ、習志野騎兵連隊や津田沼鉄道連隊はアジア各地の侵略戦争へ送り出され、陸軍習志野学校は毒ガス使用の研究訓練をしていた。関東大震災では、習志野騎兵連隊が東京で亀戸事件などの虐殺を行い、陸軍習志野支那人収容所の周辺地域でも朝鮮人が虐殺された。核兵器廃絶と合わせて、戦争の被害と加害の両面から歴史に向き合う郷土史研究と平和教育が必要ではないか。教育長の見解を伺う。 2. いじめ問題に的確に対応することを求める (1)いじめ重大事態の第三者調査委員会の体制等の改善は進んでいるか。 (2)いじめが発生した際、そして重大事態となった際、加害側の児童・生徒や保護者にどのように対応しているか。 (3)放課後児童会や放課後子供教室でいじめが発生した場合、学校いじめ対策委員会で対応するのか、別の組織で対応するのか。 3. 教職員、保育士等による児童・生徒への性暴力等の防止について (1)日本版DBS導入へ向けた習志野市での準備状況を伺う。 4. 放課後子供教室や放課後児童会(学童保育)の民間委託について (1)放課後子供教室のコーディネーターの役割、配置、出勤について、習志野市の基準はどうなっているか。各小学校のコーディネーターの日々の出勤状況を教育委員会は把握しているか。 5. 香害・化学物質過敏症の対策について (1)船橋市では、2024年度から健康調査票に「香りへの配慮」の質問項目を追加し、全ての小中学校に配付している。習志野市でも、保健調査票に香害や化学物質過敏症に関する質問項目を追加し、困っている児童・生徒を把握し、対策を講じることを求める。	指導課 社会教育課 指導課 指導課 学務課 社会教育課 保健体育安全課	80	6
	11	田中 慶子 (公明党)	4. 学びの多様化学校について (1)これまでの学校運営について	指導課	60	10
	12	木村 孝 (民意と歩む会)	3. いじめ重大事態からの検証について 再発防止策の取り組み状況について伺う。 【寺川議員3. と同内容】	指導課	60	11

定例会一般質問一覧表

教育委員会

12月9日	13	大宮 こうた (明日の習志野)	<p>3. こどもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学校徴収金の在り方見直しの取組状況 令和7年第2回定例会での教育長及び学校教育部長の答弁を踏まえて、6月以降約半年間の取組状況、また、学校徴収金に含まれる学習教材の共用品化に関する取り組みの進捗と今後の見通しについて伺う。 【宮内議員2. と同内容】</p> <p>(2)外国ルーツの児童・生徒、その保護者への支援 ①学校教育における受入体制の現状と今後の方向性 外国人人口の増加傾向を踏まえて、小中学校の段階で外国ルーツの児童・生徒とその保護者を適切に支援し、受け入れることが多文化共存・共生に向けた土台となると考えるが、現状の取り組みと課題、今後の方向性について伺う。</p>	教育総務課 指導課	80	12
	14	寺川 貴隆 (環境みらい)	<p>3. いじめ重大事態について 令和7年第3回定例会を受けて再発防止の取り組みの進捗について伺う。 【木村議員3. と同内容】</p>	指導課	70	14
	15	荒原 ちえみ (日本共産党)	<p>1. 不登校児童・生徒が学びやすい環境づくりを 不登校児童・生徒の対応について伺う。</p> <p>6. 学校給食費無償化について 学校給食費無償化の国の動きについて伺う。</p>	指導課 保健体育安全課	80	15
	16	平川 博文 (都市政策研究会)	<p>1. 宮本泰介市長 & 荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない、なぜなのか。令和7年9月6日の読売新聞報道では、習志野市のいじめ重大事態の再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長の調査結果報告が掲載された。9月10日の小熊教育長答弁では、教育委員会職員、教職員の処分を精査するとしていた。どう精査したのか。 Q5 令和7年4月22日付けで市役所公務員が懲戒免職処分となっている。県内の18歳未満の被害者1名に対して、不適切な行為を行った。令和7年4月17日に、小熊教育長、三角学校教育部長、上原生涯学習部長、渡辺学校教育部次長で構成する4名の習志野市教育委員会人事審査会において審議。4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により、教育委員会公務員の懲戒免職処分を決定している。今度は、令和7年9月6日の読売新聞報道で、習志野市のいじめ重大事態の再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長の調査結果報告が掲載された。9月10日の小熊教育長答弁では、教育委員会職員、教職員の処分を精査するとしていた。懲戒処分をどう精査したのか。</p>	教育総務課 学務課	80	17
12月10日	17	高橋 正明 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	
	18	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	<p>2. 秋津サッカー場の天然芝の有効活用について 人工芝化した後、天然芝がどのように活用されたのか伺う。</p>	生涯スポーツ課	60	17
	19	佐藤 まり (市民の会)	該当なし		70	
	20	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	<p>2. 鹿野山少年自然の家について (1)現状、課題、今後の取組について</p>	学務課	60	18
12月11日	21	佐野 正人 (民意と歩む会)	1. 習志野高校の存在意義・存在価値について	学務課 習志野高校	60	19
	22	入沢 としゆき (日本共産党)	該当なし		80	

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	1	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			本答弁	2. 義務教育における保護者負担について現状の取組状況について伺う	学習教材の共用品化については、今年度、市内全小学校に30cmものさし及び彫刻刀を公費で整備し、各学校で児童が共有して使用している。また、小中学校で教科書の補完教材として、保護者負担で購入いただいたテスト、ワーク、ドリルについては、令和8年度に更新を計画しているA Iドリルの個別学習ドリルや学した内容の理解度を確認するテストの活用及び、市教育委員会が作成した教材の工夫により、児童生徒の学びを保障できるものと考えている。なお、今年度、学校徴収金として保護者にご負担いただいている使用教材に関しては、各学校の学校運営協議会で説明している。今後も学校と連携しながら保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいく。	学校と連携しながら保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいく。	済
R7/4	1	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			再質問1	学習教材の共用品化について、今後どのように進めていくのか伺う。	学習教材の共用品化については、令和6年度に共用品化していく学習教材として、9品目を取りまとめたところである。具体的には、先程教育長答弁でお答えした、彫刻刀及び30cmものさしの他、書初め用下敷き、算数セット、植木鉢、裁縫セット、教科書収納ボックス、書写用収納ファイル、探検バッグである。この7品目については、各学校の使用状況や要望を確認しつつ、予算確保、整備に努めてまいりたいと考えている。	各学校の使用状況や要望を確認しつつ、予算確保、整備に努めていく。	済
R7/4	1	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			要望	品目含めて検討を進め、援助できるものは市で援助をしてほしい。	-	各学校の使用状況等確認しつつ、研究していく。	未
R7/4	1	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問2	国は令和8年度から学校給食費の無償化を目指すとしているが、現状、どのように国から示されているのか伺う。	学校給食費の無償化に係る国の動向としては、令和7年2月25日に、政府において、給食費無償化については、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する」との合意がされたところであるが、その後現在に至るまで、具体的な内容は示されていない。引き続き国の動向を注視していく。	-	済
R7/4	1	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			要望	これまで要望はして思うが、もっと国や県に給食費無償化を1日でも早く実現してほしいことを強く要望してほしい。	-	引き続き国の動向を注視し、要望をしていく。	済
R7/4	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 教育問題について (1) 不登校及びいじめ対策について 市内の小中学校において教育委員会として、いじめが起因で不登校になりうる事案をどのように把握するのか伺う。	不登校及びいじめ対策について、本市小中学校における不登校児童生徒については、毎月各学校から提出される長期欠席児童生徒状況報告にて、人数、理由、生活状況等を把握している。その中で、欠席理由がいじめによるもの、または欠席理由が明確でないものについては、学校と連携しながら、正確な状況の把握に努めている。具体的には、必要に応じて、担任や管理職が本人や保護者への聞き取りを行い、欠席に至った要因を丁寧に確認している。学校から教育委員会へいじめ事案の報告があった際には、被害児童生徒に欠席が続いていないかを確認している。欠席が続いている場合には、学校に対して速やかに校内のいじめ対策組織を開催し、担任だけで判断せず、組織で情報を共有し対応するよう、指導・助言を行ってきたところである。今後も、学校と密に連携し、いじめを起因とした遅刻や早退、保健室等を利用した別室登校の状況についても、欠席と同様に捉え、早期の把握と対応に努めていく。	今後も学校と密に連携し、いじめを起因とした遅刻や早退、保健室等を利用した別室登校の状況についても、欠席と同様に捉え、早期の把握と対応に努めていく。	済
R7/4	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	欠席理由の正確な状況把握は教育委員会と学校で本当に連携できているのか。	欠席理由については、学校から教育委員会に対し、定期的に欠席状況の報告を受けており、理由が明確ではない欠席が続く場合には正確な理由の把握を行うため、速やかに保護者と連絡を取り合う方法等について教育委員会が学校に指導・助言をしている。このように教育委員会と学校が連携しながら欠席理由の正確な把握に努めている。	-	-
R7/4	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	学校から教育委員会に報告のあったいじめ事案の直近2年間の件数について伺う。	いじめアンケート以外で、教育委員会が学校や保護者等から報告があり、把握したいいじめ事案の件数について、令和5年度は、小学校4件、中学校3件。令和6年度は、小学校5件、中学校1件となっている。	-	-
R7/4	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	直接報告があった以外のいじめはどのくらい認知しているのか。	直接報告があったもの以外でいじめを認知したのものとしては、いじめアンケートでのいじめ認知がある。令和5年度は小学校で2,340件、中学校97件。令和6年度は小学校で2,606件、中学校107件、認知している。	-	-
R7/4	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問4	いじめアンケートで認知したいじめとそれ以外のいじめ認知の中で未解消のものはあるのか。	未解消の件数としては、令和5年度で、小学校は73件、中学校は1件。これは、令和6年度1学期確認したもの。令和6年度で、小学校は76件、中学校は11件となっている。ただし、これらは確認した時点での未解消であるため、現在は解消している。	-	-
R7/4	2	央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問5	これらの報告を受けて、教育委員会としてはどのように対応しているのか伺う。	教育委員会が学校からいじめの報告を受けた際、校内のいじめ対策組織によるいじめ事案への対応について情報共有するとともに、学校に対し、被害側・加害側への聞き取りや指導の方法、保護者への対応などについて、指導・助言を行う。また、保護者から直接教育委員会にいじめ事案についての相談があった場合においては、学校と連携し、情報共有などを行い、いじめ事案の解消に向けて対応している。	-	-

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問6	未解消の案件について、どのように対応しているのか。	個別具体的な内容については、回答を差し控えるが、未だに解消に至っていない案件については、小学校で2件残っている。それ以外については、解消したというより対応をしっかりと行っている。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問7	小学校で2件残っている。その他の76件は、解消したということか伺う。	その通りである。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問8	令和6年度にいじめによる不登校があったのか伺う。	令和6年度において、いじめを理由とした不登校があったことは認識している。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問9	そもそも不登校の定義が30日以上欠席者となっているが、とぎれとぎれによる30日は含まれないのか伺う。	不登校の定義といたしましては、病気や経済的な理由を除いて年間30日以上欠席を不登校としている。とぎれとぎれの欠席であっても、合算して欠席日数として扱うこととしている。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問10	病欠の判断は、保護者からの連絡によると思われるが、話の内容を詳しく聞かずに、教員や学校側で判断していることはないのか。	病欠欠席については、基本的に保護者からの欠席連絡時の理由により判断している。ただし、登校の直前における児童生徒の状況や体調の急変などにより、欠席理由が不明瞭な場合については学校側から保護者等へ改めて確認を行っている。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問11	再調査委員会の調査が始まった令和4年度以降の発生している重大事態があると聞いているが、把握しているのか。	令和4年度以降のいじめ重大事態の発生件数については、令和4年度は、小学校1件、中学校1件。令和5年度は小学校1件、中学校2件令和6年度は、小中学校ともに0件となっている。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問12	昨年度に発生したいじめ重大事態事案があると聞いているが、なぜ令和6年度に重大事態が0件だと言い切れるのか。	いじめ重大事態とは、いじめを受けた児童生徒が目安として、30日以上欠席、心身に重大な被害が生じた疑いがある場合など、個別案件ごとにその状況を鑑み、判断することとしている。令和6年度は、それに至らなかったことから0件としている。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問13	0件と言っているから把握していないのでいいのか。	いじめというところでの認知があったというところと重大事態というところでは、捉えが違ふところではあるが、この件に関しては重大事態としては捉えていない。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問14	保護者は昨年5月にいじめが発生したと言っているが、なぜ重大事態として取り扱わなかったのか。	今しがた、重大事態の件数については答えたが、その個別具体的な内容については、答えることができない状況である。その理由としては、いじめという慎重に取り扱うべき個人情報であること、また個人が特定されるおそれがあること、二次被害にもつながらないように配慮する必要があるためである。また、議員の言う、30日以上ということをもって全てが重大事態と判断するという基準ではなく、それぞれ個別の事案によりその内容を把握したうえで判断をしていくということである。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問15	例えばいじめによる休みが28日あるいは25日かもしれない件が発生しても重大事態ということがありえるのか。	その通りである。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問16	この事案は昨年5月に発生したと聞いているが、いじめの発生時期について回答できないとはどういうわけなのか。これでは隠ぺい体質といわれても仕方ないのではないのか。	この質問についても、先ほどの理由と同様、個別具体的な内容については答えることができない状況であり、隠ぺいしているわけではない。個別具体的な内容については、回答を差し控えるが、一般論として伝える。いじめの定義については、法律上、行為が行われた場所やその意図に関わらず、いじめを受けた側がつらいと感じた行為は、いじめとされるものとされている。教育委員会としては、いじめの問題を学校任せにすることなく、責任を持って対応する立場であると認識している。必要に応じて、教育委員会が直接保護者の皆様とお会いし、思いや意見を丁寧に伺いながら、迅速かつ適切な対応を進めている。いじめは、決してあってはならない行為。教育委員会として、いじめの未然防止と早期発見、そして確実な対応に全力で取り組んでいく。被害を受けた児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、今後も強い決意をもって対応していく。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問17	わが子を守るために訴えたくても訴えられない案件もあるのではないのか。教育行政を司る教育委員会がいじめによる不登校を的確に捉えられなければ、いつまでもこのような事案はなくなるとは思うがいかがか。	いじめに関して保護者から相談を受ける窓口については学校以外となるが、教育相談機関など関係機関を各学校から広く紹介している。保護者の思いをくみ取れるような、相談しやすい環境の整備に努めているし、今後も努めていく。	保護者の思いをくみ取れるような、相談しやすい環境の整備に今後も努めていく。	済
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問18	年々増加しているいじめによる不登校の要因を的確につかむためにはどうしたらよいか、何か方策を考えているのか。	いじめによる不登校の要因を的確につかむため、最も重要なことは教職員の観察力や対応力の向上ととらえていく。そこで、教職員が児童生徒の心理的な変化や心のサインに早期に気づき、適切に関わる力の向上を図るための研修を実施していく。この研修においては、傾聴や共感、具体的な支援方法についての方法を学び、児童生徒が安心して学べる環境づくりと心身の健やかな成長の支援につなげている。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問19	こども家庭庁と文部科学省がいじめ防止対策の事例集を11月21日に公表している。学校現場は、このことを徹底しなければならぬが、いかがか。	公表された事例集については、県教育委員会から12月1日に通知があり、速やかに各学校に対して、活用を依頼したところである。事例集には、いじめを重大化させないための留意点等が細かく記載されており、学校が適切にいじめに対応するために有効な資料であると認識している。今後、教職員に対する研修等でも活用し、いじめ防止対策について徹底している。	-	-
R7/4	2	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問20	最後に令和6年度いじめ重大事態がゼロであったという議会答弁の訂正と今後の正確な回答を行うことを宣言してもらいたいかがか。	先ほども回答したとおり、令和6年度は、いじめの重大事態に至る案件がなかったことからゼロ件と答えたものである。したがって、現時点では訂正等をする必要はないものと考えている。	-	-

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	2	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)			【教育長補足答弁】 このいじめの件について、何回も申し上げている。このいじめの問題については、私、そして教育委員会として、一刻も早く解決をしていく必要のある問題だと考えている。隠ぺいをするということは、全く逆の方向と捉えている。しっかりと必要なことは、重大事態としての認定をして、やっていかなければいけないと指示をしている。今回、取り上げたケースがそうならないとのことに関しては、様々な経緯があり、ここで話すことは控えさせていただくが、重大事態にしっかりと認定をして、取り組んでいくということは、変わりがない。そして、今回の指摘いただいた問題に関しては、一番の課題だと思っているのは、保護者の思いに対してである。それがあって、的確に答えることができていないといったことは、大きな課題だと考えている。私どもとしては、今までもそうだが、教育委員会として、学校だけでなく、保護者の思い、それから課題だと思っていることをしっかりと受け止める体制をシステムとして、次年度さらに形を整えて対応していきたい。	-	-	
R7/4	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		3. 特別支援教育 (1) 通級指導教室と教育支援委員会について 通級指導教室の現在の状況と教育支援委員会の概要及び今年度の状況について伺う。	市立小中学校における通級指導教室の設置校数、教室数、指導を受けている児童生徒数は、令和7年11月1日現在において言語障害通級指導教室は小学校3校、7教室、67名、難聴通級指導教室は小学校1校、1教室、9名、LD・ADHD等通級指導教室は、小学校1校、1教室、5名となっている。教育支援委員会は、教職員、医師、学識経験者、関係行政機関の職員など、専門的知識を有する委員で構成している。本委員会では、保護者からの希望に基づき、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等、児童生徒の障害や特性等に応じた適切な学びの場への就学について、在籍学校や幼稚園、こども園、保育所等からの意見や調査員の報告等を基に審議している。今年度は、これまでに7回開催し、274件の審議を行っている。	-	-	
R7/4	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問1	小学校には言語、難聴、LD・ADHDの通級があり、100名近くの児童が通っているが、中学校に通級指導教室がないのはなぜか。また、かつて第四中学校に言語通級指導教室があったが、閉室となったのはなぜか。	本市の中学校に現在通級指導教室が設置されていない最も大きな理由としては、小学校の早期から通級による指導を受けることにより、学習上・生活上における困難の改善・克服につながり、中学校入学までに通級による指導を受ける必要がなくなっていくことが挙げられる。特に本市では、通級指導教室で指導を受けている児童の多くが、発音の不明瞭さや吃音など、言語面に課題がある児童であり、発達段階に応じて改善が期待できることが多く、小学校の段階での指導の効果が現れ、中学校進学までに指導を終了するケースが多数ある。また、中学校においては、生徒の特性に応じて、担任と特別支援教育コーディネーターを中心に、学年職員や各教科担任、特別支援学級担任などすべての教職員が連携して支援体制を整え、学習上、生活上の困難に対して、通常の学級での指導や合理的配慮の提供により対応している。また、かつて第四中学校には、言語通級指導教室があったが通級指導を受けていた生徒が、令和元年度末をもって指導を終了し、新入生を含め、令和2年度からの指導の希望がなかったことにより、閉室したものである。このようなことから、本市中学校においては通級指導教室を設置していないが、小学校からの支援の継続性が確保されるよう、校内支援体制の一層の充実を図っていく。	-	-
R7/4	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問2	通級指導を終了する判断の際に、保護者や教育支援委員会の意見は反映されていたのか伺う。また、今後中学校で通級指導のニーズがあった際の対応について伺う。	通級指導の終了にあたっては、児童生徒一人一人の言語面や学習面の課題の改善状況を踏まえ、特別支援学級、通級指導教室への入級・入室の際に審議を行うのと同様に最初に校内での教育支援委員会において検討を行っている。その際には、担任や通級指導担当教員による評価とともに、保護者の意向を丁寧に伺い、合意形成を図ったうえで、最終的には市の教育支援委員会にて指導の終了と今後の支援の必要性について審議を行っている。また、中学校において通級指導のニーズがある場合には、県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、県の専門教員が学校に出向き、個別支援という形で通級指導を行っている。これにより、中学校においてもニーズに応じた専門的な支援を受けることが可能となっている。	-	-
R7/4	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問4	本年、6月定例会において、教育支援委員会の在り方について、改善に向けた検討をしている旨の答弁があったが、現在の進捗状況を伺う。	教育支援委員会の在り方については、委員構成と調査方法について見直しの検討を進めている。1点目の委員構成については、今後さらに多様化するニーズに対応するため、様々な視点から協議できるよう、医療・福祉関係者等も含めて広く検討している。2点目の審議に係る調査方法については、市教育委員会の専門的知識を有する職員が調査を行い、特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者が学校現場を離れて調査をしていた状況を解消し、学校現場の負担を軽減する取組を新たに始めている。	今後も見直しの検討を進めていく。	済
R7/4	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問5	特別支援教育の充実に向けた教育長の意気込みを伺う。	【教育長答弁】 特別支援教育については、担任、担当者だけでなく、学校教育全体を通して取り組むべき、重要な課題である。教育支援委員会については、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒の学びの場への適切な接続を図るために、現在、様々な見直しを進めている。部長からも答弁したとおり具体的には、今年度の新たな取組として、学校現場の教職員だけでなく、教育委員会における知見を有する職員が調査員としての役割を担うことにより、学校現場の負担軽減を図るとともに、より公平で公正なプロセスに基づき、専門性が担保される調査・分析を行っており、今後さらに体制を整備していく。また、委員の構成についても多様化する教育的ニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう医療・福祉関係者との連携をさらに深めるべく検討を進めている。校内支援体制の充実としては、学校において校長のリーダーシップが発揮できるよう、教育委員会が方向性をしっかりと示し、指導・助言を行っていく。具体的には、特別支援学級及び通級指導教室の充実、個別的教育支援計画及び指導計画の様式の改善や計画の作成、活用のポイント等を整理したガイドの作成などに取り組むとともに、教職員、特に管理職への専門的な研修の機会も確保していく。このような教育委員会事務局が主体となって取り組むことを推進して、特別支援教育の充実を、一層推進していく。	今後一層推進していく。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		本答弁	4. 市史編さん等 (1)現状と今後について 市史及び習志野かるたの現状と今後について伺う。	習志野市の市史については、平成6年度に「習志野市史通史編」、平成15年度には「別編民俗」、その他に全3巻の「史料編」をシリーズとして刊行している。また、平成16年度には、原始時代から現代までの市の歴史をわかりやすくコンパクトにまとめた「新版習志野-その今と昔」を刊行した。この「新版習志野-その今と昔」については、刊行から約20年が経過し、その間に、東日本大震災や奏の杜のまちびらき、新しい市庁舎のオープン、コロナ禍などの出来事があった。また、発掘調査の成果など新たに明らかになった史実も蓄積されてきた。こうしたことから、現在、その改訂版の作成作業を進めているところである。なお、作成にあたっては、全ページカラー版とし、図や表をこれまでよりも多く用いるなど、より読み易い書籍となるよう編集している。次に、「習志野かるた」については、平成15年度の市制施行50周年を記念し、郷土の自然や文化を「かるた」という形で後世に伝えるとともに、市民参加型の制作プロセスを通じて郷土への愛着を深め、さらに市民がまちづくりに関して理解を深めることを目的として、多くの方のご協力の下、作成した。現状、公民館における小学生を対象としたかるた大会や、放課後子供教室における遊びや学びのツールとして活用している。令和6年度には、かるたの在庫が残りわずかだったことから、500部増刷した。今後についても、「習志野かるた」が子どもたちを始め、多くの市民に親しまれるよう、活用を進めていく。	「新版習志野-その今と昔」の作成にあたっては、引き続きより読み易い書籍となるよう編集していく。「習志野かるた」については、今後も子どもたちを始め多くの市民に親しまれるよう、活用を進めていく。	済
R7/4	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問1	「市史通史編」以降の編さん計画について伺う。	平成6年度に刊行した習志野市史の通史編においては、おおむね昭和40年頃までを対象としており、それ以降の歴史は「新版習志野-その今と昔」により補完しているところである。また、通史編で取り上げている期間の歴史記述においても、新たな史実が明らかになっている部分があることも認識しているところから、現在、「(仮称)新版習志野-その今と昔 令和版」の刊行作業を進めている。今後の市史刊行物のあり方については、他の自治体の事例を研究し、市史編さん委員会のご意見も伺いながら検討していく。	今後の市史刊行物のあり方について、他の自治体の事例を研究し、市史編さん委員会の意見も伺いながら検討していく。	済
R7/4	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問2	「(仮称)新版習志野-その今と昔 令和版」の進捗状況について伺う。	「(仮称)新版習志野-その今と昔 令和版」については、令和8年3月の刊行予定で作業を進めている。本のサイズは、現行版と同じA4判であるが、ページ数を現行版の108ページから130ページ程度に増量する予定である。また、現行版が口絵のみカラーであるのに対して、全ページカラーとし、図や写真、表を多く掲載する。取り上げる範囲としてはコロナ禍までをカバーしたいと考えており、教育長の答弁にもあったとおり、新たな史実を反映させていく。なお、発行部数は今のところ2千部、販売価格は1千5百円を予定している。刊行後は、販売以外に市立図書館、公民館、学校に配布し様々な学習機会に役立てていただくよう努めていく。	令和8年3月刊行予定で引き続き作業を進めていく。	済
R7/4	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4	(1)		再質問3	2025年マグネティックアラートが懸念されている中、市史編纂に向けた資料としての記録映像(ビデオテープ)の価値と現状、また今後の活用やデジタル化への対応を伺う。	マグネティック・テープ・アラートとは、ビデオテープやカセットテープなどの磁気テープに記録された映像や音声デジタル化されないと、テープの劣化や再生機器の修理等のサービス終了により、将来的に見ることができなくなる可能性があるという問題である。本市の総合教育センターにおいては、かつての習志野市の出来事や学校の様子を映像で記録したテープを多数保有している。これらは、本市の歴史において大変貴重な資料であり、後世に引き継いでいくことが必要である。それぞれのテープの歴史的価値を判断した上で、真に残すべきものについて今後順次デジタル化を図っていきたいと考えている。	順次、デジタル化を図って行く。	済
R7/4	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4	(1)		要望	歴史的な資料としての価値のある記録に関しては、テープが劣化しないうちに、また、再生機器が絶滅しないうちに、デジタル化を進めていただきたい。	-	順次、デジタル化を図って行く。	済
R7/4	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問4	「習志野かるた」の作成までの経過は	習志野かるたは、習志野市市制施行50周年を記念し、公民館の地域学習圏会議の発案により作成された。習志野の自然、伝統文化等を「かるた」という形で後世に伝えるとともに、習志野への郷土愛を高めること、また、市民協働参画の事業として、かるた制作の過程で、習志野のまちづくりに関して理解を深めることを目的としている。読み札は公募により45枚選出している。選出された読み札に合わせ、市内公民館で活動する複数の絵画サークルに絵札を制作いただいた。このように習志野かるたは、多くの市民の協力を得て完成している。	-	-
R7/4	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問5	習志野かるたのリニューアルについて伺う。	現在の習志野かるたについては、平成15年度の制作から約20年が経過し、施設の閉館や新たな建物が整備されるなど、現在の習志野市の状況と異なることから、これらを反映した新版を作るべきではないかというご意見がある。一方で、当初このかるたを制作した目的は、習志野の自然、伝統文化、街並み、施設、遺跡、文化財等を「かるた」という形で後世に伝えることであり、無くなった施設の札を単に削除してしまうと、習志野の歴史を伝えるという趣旨が損なわれかねないとの見方もある。今後については、在庫の状況を踏まえつつ、かるたを制作した目的のもと、既存のかるたを活用しながら、本市の現状を反映する方法についても検討していく。	今後については、在庫の状況を踏まえつつ、かるたを制作した目的のもと、既存のかるたを活用しながら、本市の現状を反映する方法についても検討していく。	未
R7/4	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		要望	急いでリニューアルする必要はないと考えるが、鷺沼の新しいまちびらきなどのタイミングでのかるたの完成を目指し、検討をはじめていただきたい。また、完成後は、現行版と併用して活用してもらいたい。	-	今後については、在庫の状況を踏まえつつ、かるたを制作した目的のもと、既存のかるたを活用しながら、本市の現状を反映する方法についても検討していく。	未

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	7	齊藤 賢治	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			本答弁	2. 学校における交通安全教育の取組について 市内の小中学校では、交通安全教室を年間計画に位置付け、習志野警察署等の協力を得ながら事故の未然防止のための動画視聴や講話、歩行訓練などの指導を実施している。特に、自転車の乗り方については、近隣市の自転車の事故の報道を受け、全ての小中高等学校へ注意喚起の文書を発出し、自転車の安全指導を行っているが、自転車の乗り方については、講話だけでなくヘルメットの着用や通行帯の確認、ながら運転の禁止など、実地訓練の実施が課題として挙げられる。この他、中学校においては、毎年度、2・3校ずつ輪番制で「スクエアドストレイト」を実施しており、スタントマンが実際に事故場面を再現することにより、危険を感じる体験を通じて事故防止の啓発効果が高められており、小学校での導入も検討していく。なお、通学路の安全については、教育委員会が主催する「通学路安全対策協議会」において、学校から要望のあった箇所を毎年点検し、その結果、対策が必要なものについては、習志野警察署や市長事務局と連携し、対応をしている。加えて、全国交通安全運動の期間には、登校時にパトロールを実施し、児童への見守りも行っている。一方で、市内児童生徒の交通事故については、昨年度は、9件であったが、今年度は、既に12件発生しており、増加傾向となっている。このことから、今後とも、児童生徒の交通安全教育の充実に、取り組んでいく。	今後とも、児童生徒の交通安全教育の充実に、取り組んでいく。	済	
R7/4	7	齊藤 賢治	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問1	道路交通法の改正に基づいての取組について伺う。 令和8年4月1日から16歳以上の自転車利用者が道路交通法に違反した場合、警察官から交通反則告知書が交付される、いわゆる「青切符」制度が導入されることを踏まえ、中学生・高校生への交通安全指導を一層強化していく。具体的には、学校を通じて制度の内容や違反行為を周知するとともに、警察と連携しての指導やヘルメット着用の推奨、自転車のライト等の安全点検の実施啓発に取り組んでいく。また、市防犯安全課が推進しているキラッとジュニア防犯隊と町会・自治会の防犯指導員、警察が協力して行う自転車の防犯対策や青少年センターが青少年補導委員と行っているパトロールにおける自転車の乗り方についての声かけなど、関係機関とも連携し、児童生徒の自転車に関する安全意識向上に取り組んでいく。	-	-	
R7/4	7	齊藤 賢治	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問2	通学路安全対策協議会の構成員について伺う。 通学路安全対策協議会の構成員については、全市立小・中学校、教育委員会の保健体育安全課、市長部局の道路管理課及び防犯安全課、習志野警察署交通課及び生活安全課、習志野市PTA連絡協議会で構成している。これらの関係機関が連携し、危険箇所の点検結果を共有した上で、必要な対策を協議している。これにより、電柱幕の設置や道路標示の舗装といった取組を、円滑に進めることができ、児童生徒の安全な通学の確保に寄与しているところである。	-	-	
R7/4	7	齊藤 賢治	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			要望	交通安全について、これまで見てきたと思うが、改めて教育長の目で状況を見ていただき、警察に状況を訴え、実のある取組をお願いしたい。 【教育長答弁】 児童生徒にとっては、家を出てから帰るまで、安全で安心して一日を過ごすということが何よりも求められていることである。このことについて、教育委員会、学校としても最優先で取り組んでいかなくてはならないと思っている。交通安全のみならず、いじめや不登校の問題についても取り組んでいく。	今後とも、交通安全のみならず、いじめや不登校の問題についても取り組んでいく。	済	
R7/4	8	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問1	3. 第3次公共建築物再生計画(案)について (1)計画の概要と歴史資料展示室について 新総合教育センター建設後の実花公民館や歴史資料展示室の運営について伺う。(展示室の内容や開館時間など) 現在の実花公民館は、総合教育センターの多機能化、複合化による再整備に伴う公民館の移転後、(仮称)歴史資料展示室として活用することを検討している。現段階でこの展示室は、原始時代から近現代にわたる習志野市の歴史に関する主な資料を一堂に展示し、学習の機会を提供する場として構想している。その他、具体的な展示内容や開館時間などの運営に関する方針については、今後検討していく。	具体的な展示内容や開館時間などの運営に関する方針について、引き続き検討していく。	済	
R7/4	8	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		要望	歴史資料展示室の設置にあたっては、実花小学校と実花公民館の門が同じであることから、防犯面等に関し、実花小学校の保護者の声も聞いてほしい。 -	意見の聴取について検討していく。	未	
R7/4	8	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問2	歴史資料の収集について伺う。(市独自で行うのか?市民参加も考えているのか?) 教育委員会では、古文書や古い写真など市の歴史に関する資料の収集に努めており、市ホームページや広報習志野などにおいて、市民に市の歴史に関する情報提供を呼びかけている。今後も様々な機会をとらえて、市の歴史資料の収集に市民からご協力を頂けるよう、周知を心がけていく。	様々な機会をとらえて、市の歴史資料の収集に市民からご協力を頂けるよう、周知していく。	済	
R7/4	9	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3	(1)		本答弁	3. スポーツ施策について (1)トップチーム・アスリートとの連携について 現在の状況について伺う。 本市がトップチーム・アスリートとの連携に繋がる協定を結んでいるチームは、次の3チームである。1つ目は、社会人アメリカンフットボールチームの「オービックシーガルズ」、2つ目は、プロ野球チームの「千葉ロッテマリーンズ」、3つ目は、令和7年11月21日付けで協定を結んだ、プロ野球独立リーグの球団の「千葉スカイセイラーズ」である。協定の内容としては、3者とも地域振興、スポーツ振興、青少年健全育成、並びに相互の発展などを目的としている。具体的な連携内容としては、オービックシーガルズは、第一カッターフィールドでのホームゲームの開催の他、市内小学校においてフラッグフットボールを実施するなど、地域交流も積極的に行っている。また、11月11日には、習志野高校において、1年生を対象に、アメリカンフットボールやチアリーディングの体験会が実施し、今後の連携に弾みがついたものと感じている。千葉ロッテマリーンズは、公式戦への市民無料招待や、スタジアム外周において、本市のPRの場を提供している他、毎年6月の公式戦において習志野高校吹奏楽部に、試合前の演奏と試合での応援演奏の場をもらい、習志野高校の名が、より広まっていると認識している。そして、千葉スカイセイラーズは、今後の連携において市民を対象とした野球教室の開催や公式戦の開催など、市民がスポーツに触れ合う機会の創出に期待している。なお、この他、プロバスケットボールチーム「アルティエリ千葉」も公式戦に市民を無料招待してもらうなど、「みる」スポーツの推進に寄与している。	-	-	

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	9	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3	(1)		再質問2	オービックシーガルズとの連携について再度、現状と今後の展開について伺う。	オービックシーガルズとの連携については、教育長からも答弁した、第一カッターフィールドでのホームゲームの開催、市内小学校におけるフラッグフットボールの実施、習志野高校でのアメフトやチアの体験会などの他、秋津にある「オービック習志野グラウンド」を活用し、ゆるく楽しくスポーツを参加者全員で楽しむ「スポーツで遊ぶ日」や、小学生を対象とした体験会「フラッグフットボールを楽しむ日」の実施など、市民がスポーツに親しむ機会の創出に尽力いただいている。また、スポーツに関する連携の他にも、「オービック習志野グラウンド」での選手も参加した子ども食堂「秋津みんな食堂」の開催、本市の「児童虐待防止啓発動画」への選手の出演、市民まつり「習志野きらっと」や市内各地域のまつりで、チームプースの出店やチアによるステージパフォーマンスを披露して盛り上げたり、賀詞交歓会にご参加いただくなど、多岐にわたる協力をいただいている。今後については、これらの連携を継続するとともに、第一カッターフィールドで開催しているホームゲームについては、秋津サッカー場の人工芝化に伴って開催回数の増加も可能となるため、ともに「する、みる、ささえるスポーツの推進」を図っていく。	今後については、これらの連携を継続するとともに、第一カッターフィールドで開催しているホームゲームについては、秋津サッカー場の人工芝化に伴って開催回数の増加も可能となるため、ともに「する、みる、ささえるスポーツの推進」を図っていく。	済
R7/4	9	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3	(1)		要望	オービックが小中学校での体験や講義、高齢者向け健康づくりなど、いろいろ動いていただいていることは承知しているが、さらに密なコミュニケーションを図っていただくようお願いする。そして、本市におけるスポーツを軸にした交流という可能性では、前回の議会でも提言した通り、谷津公園内の読売巨人軍発祥の地も改めて重要な資源だと考えているので、本市の交流創出の資源としての活用の検討をお願いする。さらに広域の視点連携を強める絶好のタイミングが来ている。バスケットボールのアルティイリ千葉はBIに昇格し、新アリーナ建設計画を進めている。この立ち上がり期は人・チームが連携を最も広げる局面であり、交流人口の増加や市民スポーツの拡大の観点から、積極的に関わるべきチャンスだと考える。サッカーのジェフ千葉はプレーオフに勝利すればJ1復帰する。船橋には千葉ジェッツがあり、八千代市にも八千代フラッグスがあり、バスケットボールを核とした市民参加、地域イベントが盛り上がりを見せている。何より本市には阿武松部屋もあり、礼儀作法、食育、からだづくりなど、教育的価値の高い伝統スポーツとして、学校や地域との連携に大きな可能性がある。する・みる・支えるのいろんな視点で、より一層トップチームの地域クラブとの連携を深めていただきたいと要望する。	-	今後も動向を注視していく。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課 社会教育課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 習志野市の平和教育と平和事業のさらなる発展を願う (1) 習志野市の地域でも、戦争末期に空襲があり、徴兵された兵士の多くが戦死している。また、軍郷習志野と呼ばれ、習志野騎兵連隊や津田沼鉄道連隊はアジア各地の侵略戦争へ送り出され、陸軍習志野学校は毒ガス使用の研究訓練をしていた。関東大震災では、習志野騎兵連隊が東京で亀戸事件などの虐殺を行い、陸軍習志野支隊人収容所の周辺地域でも朝鮮人が虐殺された。核兵器廃絶と合わせて、戦争の被害と加害の両面から歴史に向き合う郷土史研究と平和教育が必要ではないか。教育長の見解を伺う。	戦争の悲惨さを正しく伝え、平和の尊さを深く理解させる教育は、未来を担う子ども達を育てる上で大変重要であると認識している。その上で、戦争の被害と加害の両面に向き合いながら、平和の尊さや人権の大切さについて子ども達が主体的に学べるよう、教育現場での平和教育の充実と努めている。また、本市の歴史における戦争に関わる事柄や、本市に多く所在した旧陸軍施設に関する資料や情報を収集・調査して、保存・活用を図ることも、大変重要なことであると認識しており、これまでも「習志野市史」に伴う調査をはじめ、継続して取り組んできた。その成果は適宜、展示や市ホームページなどで市民に広く知っていただくよう努めている。今後においても、平和教育の充実と本市に関する歴史的な資料等の収集・調査に引き続き取り組んでいく。	平和教育の充実と本市に関係する歴史的な資料等の収集・調査に引き続き取り組んでいく。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問1	戦争や平和について、学習指導要領ではどのように扱われているのか伺う。	戦争の歴史に関する学習指導要領上の扱いについては、小学校学習指導要領では、日中戦争や第二次世界大戦において国民が空襲や原爆投下などで大きな被害を受けたこととあわせて、我が国がアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたことにも触れることが明記されている。また、中学校学習指導要領においても、戦時下の国民生活や戦争の惨禍に加え、とりわけアジア諸国の人々に与えた多大な損害に触れることが記載されている。このことを通して、国際協調と平和の実現に努めることの大切さに気付かせることが学習の方向性として示されている。	-	-
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		要望	習志野市の学校教育も深めてほしい。	-	引き続き学習指導要領に則り平和教育に取り組んでいく	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		再質問2	「新版習志野-その今と昔」では戦争や平和についてどのように記述しており、現在の改訂作業では戦争や平和について加筆修正の予定はあるのか。	「新版習志野-その今と昔」では、陸軍騎兵連隊や鉄道連隊、習志野演習場やロシア兵・ドイツ兵捕虜収容所などの軍隊関係施設の歴史と市民との関わりをたどる中で、戦争の悲劇と平和の尊さについて記述している。現在作業を進めている「(仮称)新版習志野-その今と昔(令和版)」においては、これに加えて戦時中の市民の暮らしなどについて取り上げる予定である。	「(仮称)新版習志野-その今と昔(令和版)」において、戦時中の市民の暮らしなどについて取り上げる。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		要望	「習志野の人とまち」「習志野の女性たち」「あしたへの誓い」を戦前・戦後の証言記録として継承してほしい。	-	引き続き戦前・戦後の証言記録として保存していく。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		要望	「習志野の人とまち」「習志野の女性たち」「あしたへの誓い」を展示、説明会などでも紹介してほしい。	-	展示、説明会の内容に応じて検討していく。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		要望	「習志野の人とまち」「習志野の女性たち」を復刻させてほしい。	-	民間の刊行物であり、現在のところ市で復刻の予定はない。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. いじめ問題に的確に対応することを求める (1) いじめ重大事態の第三者調査委員会の体制等の改善は進んでいるか。 再調査報告書で指摘のあった第三者委員会による調査を行う際の教育委員会内の組織については、事務局機能は、学校のいじめ対応に関して指導・助言を行う立場である指導課ではなく、中立性を保てる別の部署・課が担っていく。次に、委員の選出にあたっては、各関係団体に委員の推薦を依頼する際、利害関係のない方を推薦してもらうよう、強くお願いしていく。また、状況に応じて、いじめ問題に見識の深い方を臨時委員として委嘱できる体制を条例改正も含めて検討している。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	新たに発生している事案について、今年度第三者委員会を開催する予定はあるのか。 いじめ重大事態が発生した場合においては、被害児童生徒やその保護者へ丁寧な説明を行うとともに、調査の主体を学校にするか第三者委員会にするか確認し、第三者委員会となった場合に第三者委員会を開催することとなる。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	今年度の開催予定はあるか。 個別具体的な内容については現時点で回答を控える。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	千葉県弁護士会からいじめ問題に詳しい弁護士を推薦してもらうべきではないか。 いじめ重大事態の調査に関するガイドラインでは、第三者委員会の弁護士の選任において、都道府県の弁護士会からの推薦を必ず求めるという趣旨の定めはない。本市教育委員会が、いじめ問題対策委員会の委員を委嘱している弁護士については、市内の弁護士団体から御推薦をいただいた方を選任している。現在の委員の任期は、令和8年3月31日までとなっており、以降の委員の選任については、これまでの御意見等も踏まえ、検討しているところ。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		要望	県レベルで推薦をもらう必要があるので、いじめ問題に詳しく弁護士を推薦してもらうことを早急に検討してほしいと強く願う。 -	検討していく。	未	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問4	条例改正に向けての今後のスケジュールを伺う。 教育長答弁にもあったとおり、事案の内容に応じて、臨時委員としていじめ問題に見識の深い方を委嘱できる体制をとれるよう、条例改正を含めて検討しているところ。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		要望	早く対応できるように、早急に取り組んでほしい。 -	検討していく。	未	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. いじめ問題に的確に対応することを求める (2) いじめが発生した際、そして重大事態となった際、加害側の児童・生徒や保護者にどのように対応しているか。 いじめの発生を認知した際には、重大事態であるかどうかに関わらず、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、加害児童生徒及びその保護者に対して必要な説明を行い、事実関係の把握、再発防止に向けた指導など一連の対応を着実に進めることが必要である。さらに、重大事態となった際には、ガイドラインに示されているとおり、より詳細な事実関係を確認する必要があることから、加害児童生徒及びその保護者に対しては、法が定めるいじめの定義や疑いの段階から調査を行う必要があるという法の趣旨や調査主体、調査方法を、丁寧に説明し、被害児童生徒及び加害児童生徒等の人權に最大配慮しながら調査を進めていかなければならない。いじめの対応については疑いの段階も含めて、被害・加害のいずれの立場の児童生徒に対しても丁寧な聞き取りや調査を行い、学校として組織的に対応することを、校長会議を通して周知している。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問1	新たに発生している事案について、加害者への働きかけが足りなかったのではないかと、これについて、改善するつもりはあるか、伺う 個別具体的な内容については、回答は差し控えていただくが、一般的な対応として申し上げます。先ほどの教育長答弁にもあったとおり、加害児童生徒及びその保護者に対しましては、必要な説明や事実関係の把握、再発防止に向けた指導など、一連の対応を着実に進めていくことが重要である。教育委員会から各学校のいじめ防止対策組織に対して、加害児童生徒及びその保護者への対応について、適切な指導・助言を行っていくこととしている。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問2	当該保護者は総合教育センターで相談を受けた際、欠席扱いでよいと言ったのに、出席扱いとなっていたと聞いた。外部機関での相談を受けた場合の出席の取扱いについて伺う 一般的な対応として申し上げます。児童生徒が外部の相談機関において教育相談等を受けた場合には、その相談内容や状況を踏まえ、保護者と丁寧に合意形成を図りながら、校長の判断により、出席扱いとすることを可能としている。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問3	不登校重大事態は年間30日以上欠席が目安となっているが、病欠や事故欠も年間30日以上のカウントに入るのか いじめを起因として欠席が続いている場合、またその疑いがある場合については、それが病欠か事故欠に関わらず、欠席日数とするものであると認識している。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問4	新たに発生している事案は令和6年7月には重大事態となっていたのではないかと、なぜ令和6年度に重大事態がないと言えるのか、その根拠を伺う 【教育長答弁】この問題については、先ほど申し上げているが、様々な経緯の中で、今ご指摘の時期を迎えているという部分があって、私どもとしては重大事態に、その時点で認定できなかったということで説明をさせていただいている。ただ、これ以上お話ししてしまうと、その後の動き等のことについても説明をしないとなかなかご理解いただけない内容となっている。今後、今ご指摘があったように、きちんと調査をする内容だということには個人的にはこのことについて、確定をすることができないが、そういう答弁をしているので、ただ一般論として、しっかりと調べていかなければならない内容であるというように考えているので、また、そちらをきちんとさせていただきと申し上げておく。	-	-	

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)		本答弁	2. いじめ問題に的確に対応することを求める (3)放課後児童会や放課後子供教室でいじめが発生した場合、学校いじめ対策委員会で対応するのか、別の組織で対応するのか。	いじめ防止対策推進法で定めるいじめの定義に照らすと、当該児童生徒と一定の人間関係にある中で、心理的または物理的な影響を与える行為があった場合には、学校の内外を問わず、いじめとして対応することになる。さらに、いじめが重大化する疑いがある場合は、学校内のいじめ対策組織で協議・検討のうえ、対応を行う。したがって、放課後児童会や放課後子供教室だけでなく、登下校の途中や学校管理外であっても、学校がいじめの発生を把握した場合は、被害児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことから、学校がいじめ対策組織で、対応について協議検討していくことになる。	-	-
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(3)		再質問2	放課後子供教室でいじめを確認した場合、どのように学校と連携しているのか。	放課後子供教室では、いじめの兆候に気づいたら、すぐに学校に報告・相談し、学校と協力して保護者へ対応を伝えるなど、一元化された対応体制を構築している。また、現場責任者であるコーディネーターが、学校との定期的な連絡調整を担い、いじめの防止や早期発見にも努めている。いじめに関することを含め、様々な事案に対し、放課後子供教室と学校の円滑な連携のためには、定期的な情報共有と交換が重要であるという認識のもと、今後も適切に対応していく。	今後も適切に対応していく。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)		再質問3	放課後児童会や放課後子供教室でいじめがあった場合、校内のいじめ防止対策組織で対応を検討する際に、支援員やコーディネーターも対策組織に入った方がいいのではないか。	放課後児童会や放課後子供教室において発生したいじめについても、被害児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、校内のいじめ防止対策組織で対応について協議検討を行う。協議検討する上で、放課後児童会の支援員、放課後子供教室のコーディネーターなど、実際の状況を把握している立場の方と校内いじめ防止対策組織の情報共有は必要不可欠である。支援員やコーディネーターが対策組織に入ることについては規定していないが、事案に応じて情報共有等の協力をいただくものと考えている。	-	-
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)		要望	部がまたがる問題なので、しっかり対応していただきたい。	-	すでに必要に応じて対応している。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)		再質問4	被害者と加害者の児童生徒が別々の学校の場合、学校間の情報共有はされているか。加害側の児童生徒が在籍している学校のいじめ防止対策委員会ででも対応を協議しているのか。	いじめの被害児童生徒と加害児童生徒が異なる学校に在籍している場合においても、学校管理下における安全確保の観点から必要な範囲で学校間及び教育委員会との情報共有を行っている。また、加害児童生徒が在籍する学校においては、校内のいじめ防止対策組織において、事案の内容や対応方針について協議し、加害児童生徒への聞き取りや指導を行っている。	-	-
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)		要望	学校を超えたいじめの発生においても、対応が充分であったのか疑問である。個別の事案に触れないが、今後しっかり対応するよう要望する。	-	すでに必要に応じて対応している。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)		要望	いじめ重大事態の捉え方を再確認してほしい。	-	確認している。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)		要望	総合教育会議で市長を含め、再発防止策を考えてほしい。	-	検討していく。	未
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)		要望	いじめ対策においては、当事者とつながりがなく、職務上守秘義務がある、行政の医療専門書を活用すること。特命をしっかりと与えて対応することを検討していただきたい。	-	他自治体の取組等も参考にし、対応について研究していく。	未
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について					【教育長補足答弁】 先ほど議員からご指摘があったことについては、体制を構築していく事を約束させていただきたいと思う。いじめの重大事態に関するガイドラインに関してだが、画一的に実施することによって実態に合わないことも事実にある。そういった意味では、私共としてはしっかりと実態に応じて対応していくということ。そして、当然これは、再調査報告にもあるように、この反省を生かして、対応の努力をしまいたいというふに考えているので、信用していただくのがなかなか難しいかもしれないが、信用していただき、何かあればご指摘していただきたいと思っている。	-	-	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教職員、保育士等による児童・生徒への性暴力等の防止について (1)日本版DBS導入へ向けた習志野市での準備状況を伺う。	本市教育委員会においては、市教育委員会が採用する市立習志野高等学校の臨時的任用教員、市立幼稚園、市立小・中・高等学校の支援員、用務員や事務職員等の採用を行う際に、日本版DBSに基づく子ども家庭庁へ性犯罪歴の確認申請を行うことが義務化されることとなる。一方で、市立小・中学校の教員については、千葉県が採用するため、県が確認を行うものであり、本市教育委員会では、県教育委員会と情報を共有していくこととしている。教育委員会としては、令和8年12月に予定されている子ども性暴力防止法の施行に向け、採用段階における手続き方法や個人情報の適切な管理といった制度導入の際に考えられる事務に対応できるよう、国や県からの情報を得ながら、準備を進めているところである。	国や県からの情報を得ながら、引き続き準備を進めていく。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問3	放課後子供教室ではどのような対応をするのか。	放課後子供教室の委託事業者においても、先ほど、子ども部長が答弁した「子ども性暴力防止法」に基づく認定制度の対象として位置づけられていることから、今後、国から示されるガイドラインやマニュアルを確認のうえ、認定を受けるよう促す他、事業者の更新時には仕様書に認定を受けることを盛り込むことや選定時に認定事業者を高評価する仕組みを検討するなど、適切に対応していく。	国から示されるガイドラインやマニュアルを確認のうえ、認定を受けるよう促す他、事業者の更新時には仕様書に認定を受けることを盛り込むことや選定時に認定事業者を高評価する仕組みを検討していく。	未

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		要望	認定を受ける方向で準備を進めることを強く要望する。	-	国から示されるガイドラインやマニュアルを確認のうえ、認定を受けるよう促す他、事業者の更新時には仕様書に認定を受けることを盛り込むことや選定時に認定事業者を高評価する仕組みを検討していく。	未
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		本答弁	4. 放課後子供教室や放課後児童会（学童保育）の民間委託について (1)放課後子供教室のコーディネーターの役割、配置、出勤について、習志野市の基準はどうなっているか。各小学校のコーディネーターの日々の出勤状況を教育委員会は把握しているか。 放課後子供教室は放課後等に学校施設を活用して、子どもたちの安全で安心な居場所を提供するものであり、現在、市内14小学校にて実施している。運営にあたっては、人材確保等の観点から、民間委託とし、校内において放課後児童会と連携し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が活動プログラムに参加し、交流できる校内交流型で実施している。職員の配置基準は、事業者を募集する際の仕様書に定めており、コーディネーターについては、放課後子供教室の現場責任者として、活動プログラムの企画やスタッフの指導、事業の総合的な調整を行うものとしており、各子供教室に1名配置している。コーディネーターは原則、放課後児童支援員や保育士等の資格を有する者としている。その他、学校規模や活動場所に応じてスタッフを配置しており、夏休みなどの長期休業日や保護者参観日など、参加人数が多く見込まれる日は、状況に応じて増員するなどの対応をしている。職員の出勤状況は、毎月、月末までに翌月の勤務予定表を提出いただいております。教育委員会においても仕様書に定めた配置人数が満たされているかを確認している。また、勤務予定表に変更が生じた際には、都度、社会教育課に連絡を入れることとしており、日々の出勤状況は、把握できており、全ての放課後子供教室について、運営に支障はない。今後も児童の安全で安心な居場所を提供できるよう、事業者とも連携し運営していく。	今後も児童の安全で安心な居場所を提供できるよう、事業者とも連携し運営していく。	済	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問1	コーディネーターは毎日出勤という理解でよろしいのか。 全ての放課後子供教室のコーディネーターは、常勤配置であり、週5日、毎日出勤している。	-	-	-
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問2	コーディネーター以外のスタッフの権限はどうなっているのか。けんかやいじめの対応など、どこまでできるのか。 放課後子供教室で発生したけんかやいじめなどの事案については、コーディネーターに限らず、全てのスタッフが適宜、仲介や指導をしており、職員会議や引き継ぎ書などを用いて共有することで、指導方法等に一貫性を持たせるようにしている。事案の内容によっては、保護者、学校、教育委員会なども連携し対応しており、関係者との連絡調整は、現場責任者であるコーディネーターや事業者の本部職員が行うようにしている。	-	-	-
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問3	災害時の対応はどうなっているのか。コーディネーター不在でも対応できるのか。 災害時の対応については、仕様書に基づき、施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導を行う「安全計画」を施設ごとに策定し、定期的に研修や訓練を実施している。具体的には、全ての従事者が各担当の行動を理解したうえで、火災・地震・不審者に対応する訓練を年3回ずつ、合計9回、実施している。このように、コーディネーター不在時においても従事しているその他の職員が適時適切に行動し、対応できるよう、各子供教室において、年間を通じ、災害時の訓練を積み重ねている。	引き続き、災害時の訓練を積み重ねていく。	済	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問4	コーディネーター、他のスタッフ、児童、学童保育も一緒に避難訓練が必要ではないか。 学校や放課後児童会と連携し、避難訓練をすることは、災害発生時に円滑な避難を行う上で、効果的であると認識している。放課後子供教室においては、学校の避難訓練にスタッフが参加したり、放課後児童会と合同で訓練を実施するなどの取り組みを行っている子供教室もある。これらの優れた事例について、コーディネーター研修会等の機会を通じて、各事業者に情報共有し、引き続き、避難訓練時における関係機関との連携を推進していく。	優れた事例について、コーディネーター研修会等の機会を通じて、各事業者へ情報共有し、引き続き、避難訓練時における関係機関との連携を推進していく。	済	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		要望	平時では分からない課題が子どもを含めた避難訓練で見えてくる部分があると思うので、各学童保育、放課後子供教室の子どもを交えた避難訓練を行い、課題がないか確認することを要望する。	-	引き続き、避難訓練時における関係機関との連携を推進していく。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4	(1)		再質問5	コーディネーターとスタッフの日々の出勤状況がわかる資料（令和7年1月～令和7年12月）の提出を求める。 準備し提出する。	準備し提出する。	済	
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	5	(1)		本答弁	5. 香害・化学物質過敏症の対策について (1)船橋市では、2024年度から健康調査票に「香りへの配慮」の質問項目を追加し、全ての小中学校に配付している。習志野市でも、保健調査票に香害や化学物質過敏症に関する質問項目を追加し、困っている児童・生徒を把握し、対策を講じることを求める。 現在、本市では、保護者が学校に提出する保健調査票の「その他の連絡事項」の欄に、保護者の意向により記入していただくことで、香りへの配慮及び化学物質過敏症などの内容を把握している。毎年度、保護者へこの保健調査票の記入を依頼する際に、記入上の注意事項を記した文書を配布している。令和8年度以降については、小中学校在学中、9年間継続して使用する調査票の質問項目として追加することについて検討するとともに、まずは、その文書の中に、香りや化学物質への配慮の必要性というように、具体的な内容を明記して案内していく。今後とも、困っている児童生徒の把握とともに、啓発に努めていく。	今後とも、困っている児童生徒の把握とともに、啓発に努めていく。	済	

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	5	(1)		再質問1	市川市教育委員会では、今年度、「学校における香害についてのアンケート」が実施されている。習志野市でも同様のアンケートの実施を求める。	香りや化学物質への配慮が必要な児童生徒については、保健調査票の「その他の連絡事項」の欄に記入していただくことにより把握している。また、香りへの配慮に関することは、新しい内容であり、各自治体が工夫して状況把握に努めているところであるため、本市においても、船橋市や市川市の取り組みを参考に対応を進めていきたいと考えている。	本市においても、船橋市や市川市の取り組みを参考に対応を進めていきたいと考えている。	済
R7/4	10	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	5	(1)		要望	今後も先進市にならない、取り組みを深めていってもらいたい。	-	先進市の取り組みを参考に、対応を進めていきたい。	済
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問8	3.乳幼児健康診査について (1)習志野市の乳幼児健康診査の種類と実施状況について 幼児教育を掌る立場からの見解について	【教育長答弁】 5歳児健康診査を実施することにより、健康面のみならず、発達面での課題を早期に発見することができる。これに基づき、早い段階から保護者とも相談しながら、適切な支援を行っていくことで、こども達が健やかに成長し、就学時にこども達一人ひとりにとって最も適した学びの場を選択するための重要な一歩となる。その結果として、その後の充実した学校生活に寄与するものと考えている。教育委員会としては、5歳児健康診査の結果を最大限に発揮させるため、関係市長事務部局をはじめ、保育・福祉・医療機関などの関連機関と密に連携し、こども達一人ひとりに適切な支援を届け、保護者に安心していただけるよう、引き続き努めていく。	5歳児健康診査の結果を最大限に発揮させるため、関係市長事務部局をはじめ、保育・福祉・医療機関などの関連機関と密に連携し、こども達一人ひとりに適切な支援を届け、保護者に安心していただけるよう、引き続き努めていく。	済
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4.学びの多様化学校について (1)これまでの学校運営について	本年4月に5名の児童で開室した学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室には、12月1日現在で、小学3年生から6年生の児童10名が在籍しております。一人ひとりのペースに合わせて登校し、本人とその日の活動内容を確認しながら、学びを支援することで、多くの児童が安定して登校できている。また、校内での学習の他に、校外学習や体験学習など、様々な経験を通じて、豊かな学校生活を送ることができ、成長が見られている。児童の保護者に対しては、教職員が常に寄り添えるようこまめに面談や相談を受けられるような体制をとっている。本市の学びの多様化学校は、県内において、先進的な取り組みのため他市教育委員会などからの視察の希望があり、本年10月には、県教育委員会の教育委員4名が来校されて、児童が主体的に学ぶ姿を見ていただく機会があった。本市教育委員会としても県外の学びの多様化学校への視察や、講師を招いての研修を通じて、より充実した授業や運営について、指導、助言をいただいている。また、分教室の安定的な運営に向けては、教育委員会内に学びの多様化学校運営委員会を設置し、適時協議している。学びの多様化学校の周知としては、各小学校を通じて全ての保護者に文書を配付するとともに、市ホームページや広報習志野に掲載している。今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったよりよい運営を目指していく。	今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったよりよい運営を目指していく。	済
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問1	学びの多様化学校を卒業後の中学校入学について伺う	分教室卒業後の中学校への入学については、分教室の設置されている第三中学校または、児童の居住学区の市立中学校もしくは私立等の中学校への入学が選択肢となる。児童、保護者には、面談などにおいて、入学先についての説明をするとともに、それぞれの中学校の見学を行い、入学する中学校を検討していくことになる。入学先が決まった際は、入学する中学校と必要な情報を共有するなど、児童が安心して中学校生活を送れる体制を整えていく。	-	-
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	児童にとって適した学びの場を選択し、児童と保護者が安心して進学できる体制を作してほしい。	-	児童と保護者が安心して中学校生活を送れる体制づくりに努めていく。	済
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問2	学びの多様化学校について、次年度に向けての説明会を行う予定はあるか伺う	学びの多様化学校の周知としては、各小学校を通じて全保護者に文書を配付するとともに、市ホームページや広報習志野に掲載している。学びの多様化学校への入室対象児童は、基本的に2年生からとしており、今年度、在籍している児童の保護者に対しては、学校からの連絡を通して、ご案内ができていたことから、保護者への説明会を行うことは、現在予定していない。今後も、児童が不登校となっている保護者との面談の際には、学びの多様化学校の資料を適宜配付し、学びの多様化学校への入室、不登校などの相談を、個別に対応していく。	今後とも、児童が不登校となっている保護者との面談の際には、学びの多様化学校の資料を適宜配付し、学びの多様化学校への入室、不登校などの相談を、個別に対応していく。	済
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	今後も広く周知を図っていただきたい。	-	周知に努めていく。	済
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問3	今後、習志野市として中学生のための学びの多様化学校はどうしていく方向かを伺う	小学校を卒業し、中学校に入学する不登校の生徒に関しては、小学校と中学校の引き継ぎを丁寧に行い、中学校の管理職や長期欠席対策主任等と連携を図り、中学校入学後も、生徒の実態に合わせた柔軟な対応をできるようにしている。中学校に在籍している不登校生徒に対しては、校内において、担任や関係職員との教育相談や面談を行うとともに、校内教育支援センターも活用して、学校や学級とのつながりを保てるように工夫している。校内教育支援センターでは、教職員と教育相談員が連携して、学習指導や教育相談だけでなく、将来の社会的自立に向けた進路指導について丁寧に対応しているところ。校外においては、フレンドあいあいで活動や総合教育センターでの教育相談、オンライン学習などを通して、それぞれの生徒に合った学びの場や居場所づくりを図っている。このように、中学生の不登校に対しては、現在も様々な取り組みを行っているところであり、今後、袖ヶ浦西小学校分教室の運営状況の検証や、他自治体の学びの多様化学校の事例も参考にしながら、総合的に、中学生の不登校対策の充実に取り組んでいく。	今後、袖ヶ浦西小学校分教室の運営状況の検証や、他自治体の学びの多様化学校の事例も参考にしながら、総合的に、中学生の不登校対策の充実に取り組んでいく。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	対象となる児童と保護者の声を聞きながら、今後どのようにしていくのかを、学びの多様な学校運営委員会において、袖ヶ浦西小学校分教室の状況と合わせながら話し合いを進めていってほしい。	-	不登校対策の充実に取り組んでいく。	済
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問4	根本的な不登校対策について、学校のあり方をどのように考えているのかを伺う	本市の不登校支援の基本理念としては、「一人ひとりの状況を踏まえ、寄り添った支援」、「将来の社会的な自立を目指す」、「人や社会につなげる」、ことを掲げている。この基本理念に基づき、不登校支援の方向性として、未然防止となる、安心な学校・学級づくり、早期支援となる、小さな変化も見逃さない支援体制の強化、多様な支援体制となる、様々な居場所づくりを目指しているところ。今後も、他市の先進的な取り組みや、学校の支援のあり方について研究を重ねていく。	今後も、他市の先進的な取り組みや、学校の支援のあり方について研究を重ねていく。	済
R7/4	11	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	こども達が主体的に学び、多様な学びの実現に向け、調査研究にとどまらず、新しい取り組みに進んでいただきたい。	-	今後も動向を注視していく。	済
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問5	2.長期化する物価高の影響が、市民生活・子育て・高齢者・中小企業に広範に及んでいる現状を踏まえ、市の物価高への総合対策はどうか 給食費について、全国では完全無償化も進むが、習志野市として無償化の可否を検討したか。課題は何か。	本市としては、学校給食費の無償化は、これまでの議会でも答弁しているとおり、日本全国の児童・生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく国において実施される施策と考えている。令和7年2月25日に、政府において、給食費無償化については、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する」と合意されており、国の動向を注視しているところである。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			要望	習志野市では、中学校を念頭に給食費の支援を実現していくことを、検討してもらいたい。	-	引き続き国の動向を注視し、検討していく。	済
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			本答弁	3.いじめ重大事態からの検証について 再発防止策の取り組み状況について伺う。	再調査報告書を受け、再発防止に向けた取組を進めているところである。報告書では4点の指摘があり、それぞれ対応を図っている。1点目の、いじめ法制度に対する理解の醸成については、本年8月に学校問題に詳しい弁護士を講師として、学校管理職及び教育委員会職員を対象に研修を実施し、法制度の理解を深める機会を設けた。また、いじめに関する法令やガイドラインを教職員がいつでも参照できるよう共有フォルダに格納し、周知したところ。さらに、各学校では管理職がチェックリストを用いて職員の理解度を確認している。2点目の、いじめ対応の現場での実践を可能にする組織づくりとしては、教育委員会が作成したいじめの対応状況を確認できる記録簿を、各学校において、いじめの集約担当を中心に、すでに活用している。また、法務相談体制についても、改めて周知し、いじめ事案について専門家である弁護士から適切な助言を受けられる体制を整えている。あわせて、児童生徒及び保護者に対し、SOSをいつでも発信できることを改めて伝え、相談体制の周知を図っている。3点目の、重大事態調査の第三者委員会の構成については、第三者委員会による調査を行う際の事務局機能を、学校のいじめ対応を指導する立場にある指導課ではなく、中立性の保てる別の部署・課が担当しています。委員の選出に当たっては、各関係団体に利害関係のない方を推薦していただけるよう依頼するとともに、必要に応じて、いじめ問題に見識の深い方を臨時委員として委嘱できる体制の整備を条例改正も含めて検討している。4点目の、重大事態調査の記録の取扱いについては、いじめ問題対策委員会における会議を録音した上で、会議録を作成するとともに、各学校のいじめ対策組織においても同様に、会議開催時には全文筆記による会議録の作成を行うよう周知した。重大事態に係る記録の保管期間については、義務教育期間を踏まえ、市独自に10年としている。引き続き、再発防止策を着実に実行し、学校と教育委員会が一体となり、適切かつ迅速に対応できる体制を強化していく。	引き続き、再発防止策を着実に実行し、学校と教育委員会が一体となり、適切かつ迅速に対応できる体制を強化していく。	済
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問1	再調査報告書について、全教職員がしっかりと読み込んだのか。どの教員が読んで、どの教員が読んでいないのか、管理を誰がどのようにしているのか伺う。	再調査報告書については、8月22日の校長会議において、全教職員が再調査報告書を確認し、全文を読むように校長に依頼したところ。その後、9月末までに全教職員が読み終えた旨、各学校の管理職より報告を受けている。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問2	読むこと自体を個人任せにしているのか、教職員によっては、全てのページに目を通していない場合も考えられる。この点はいかがか。	再調査報告書の内容については学校や教育委員会がいじめに対して適切に対応していくために、非常に重要な内容であり、全文を読むのはもちろんのこと教育委員会や学校の対応に関する問題点や再発防止策などについては特に熟読するよう、先ほどの校長会議において校長に伝えていただいているところである。これを踏まえて、全員が読んだものと捉えている。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問3	具体的にどのような方法で確認をしたのか。筆記形式だったのか、口頭での確認にとどまったのか、教職員の理解度にはどのような傾向が見られたか、管理職の具体的な指導は何を行ったのか。お答えできる範囲でコメントを求める。	いじめについては、根絶を目指すとともに一刻も早く改善したいと考えている。再調査報告書を受けての前議会の内容については、教職員に細かく伝え、本市の全ての教職員を挙げて、いじめの根絶に向けて取り組んでいるところ。全ての小・中学校において、いじめ対応に係る教職員の理解度を把握するため、文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」や、国立教育政策研究所が作成した「いじめに関する校内研修ツール」を活用し、理解状況の確認を行っている。このように、全校で同一の資料を用いて研修及び確認を行っていることから、いじめに対する認識については、各学校間で一定の統一が図られているものと捉えている。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	3			再質問4	5年次担任教諭について、再調査報告書をすべて読んだのか。その確認はどのようにしたのか。	該当の教員は報告書の全てを読んでいる。市教育委員会職員が、本人と直接面談し、確認をしている。	-	-

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	3			再質問5	現在も反省の態度がないのか、それとも反省の弁はあったのか。	該当の教員については面談の際、反省の言葉を述べている様子を教育委員会職員が直接確認している。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	3			再質問6	ただいま「反省の言葉を述べている」との説明があり、また「様子を直接確認している」との答弁であった。しかし、具体的な状況を把握できるよう、より詳細な答弁を求めているところである。そこで確認したいが、その「反省の言葉」とは、誰に対する反省の弁であったのか。教育委員会に対するものなのか、被害児童に対するものなのか、あるいは保護者に対するものなのかといった点について、もし把握しているのであれば伺いたい。不明であればその旨で差し支えないが、いかがか。	本件については、被害児童やそのご家族のお気持ちに配慮する必要があるうえ、プライバシー保護の観点もあることから、詳細をお伝えすることは困難である。また、当該教職員は真摯に勤務しており、現在、県教育委員会と協議を進めている状況でもある。このような事情により、現時点では詳細についてお答えすることはできない状況である。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	3			再質問7	9月議会および今回の12月議会において、本件を取り上げてきたが、教育長のトップダウンによるリーダーシップや、問題を解決していくという強い意志がなければ、今後も重大な事故が次々と発生するのではないかと危惧している。そこで伺う。当該教員について、教育長自身がこれまでに直接面談を行い、何らかの指導または助言を行ったことがあるのか。	【教育長答弁】 いじめの問題については、私の就任以来一貫して、いじめが発生した場合には被害を受けた児童生徒の側に寄り添って対応すべきであると指示してきたところである。また、本件が重大事態に該当するか、あるいはそのおそれがあるかという状況が生じた場合には、基本的に重大事態として扱うよう、従前より申し上げているところである。こういった状況であれ、その時に児童生徒が学校生活で困っていることは事実であるので、これを解消するのが教育委員会の仕事であると思っている。この議論の中で、学校が保護者の思い、児童生徒の思いをしっかりとみ取れないのではないかとという指摘を多々いただいている。これについても教育委員会として体制を改めて、直接、保護者の思い、困り感、児童生徒の困り感を受け止められる体制を構築していきたいと申し上げている。この一教員については、学校長がいることや、教育委員会としても、服務監督上指導する立場にあるので、その立場でしっかりと指導していることは申し上げておきたい。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	3			再質問8	本市において、いじめ重大事態が初めて発生したのであり、第1号の事例である。そうである以上、教育長自身が当該担任教諭と直接面談し、その思いや個々の状況をきめ細かく把握したうえで、今後のいじめ対策に結び付けていくことが必要ではないかと考える。組織としての対応は理解しているが、人間同士の関わりとして、現場経験を有する教育長であれば、なぜこのような事態に至ったのかという内面的な部分も含めて、直接コミュニケーションを取るべきではないと感じ、指摘しているものである。	【教育長答弁】 ご指摘については真摯に受け止めている。先ほど述べたとおり、本市の教職員に対する服務監督は教育委員会として責任を持って行っており、特に指導を要する教員については教育委員会として指導を行っている。また、私個人としても、必要に応じて当該教職員に直接指導を行ってきたところである。これまでも課題のある教職員に対しては、私から声をかけるなどの対応を行ってきた。以上のことから、当該教員に対しても必要な指導を行っていることを申し上げる。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問9	スクールロイヤーの活用について、スクールロイヤー設置から、11月までの年度ごとのスクールロイヤーへの実際の相談時間数について伺う。	令和5年度から学校問題に識見の深い弁護士に法務的な相談をできる体制を整備した。相談方法としては、対面、電話、メール、オンラインであり、1回あたり60分となっている。相談回数としては、令和5年度は2回、令和6年度は3回、令和7年度は11月末時点で、9回の法務相談を行っている。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問10	「学校問題に識見の深い弁護士」とは、本市に2名いる「スクールロイヤー」に相談したということによいか。それとも、顧問弁護士やいじめ問題対策委員会の弁護士、再調査委員会の弁護士、その他の弁護士も含めた回数か。また、個別事案以外の内容、つまり、再発防止策の実施、今後の制度の在り方や運用の改善について、スクールロイヤーに相談した回数は何回か。	先ほどの識見の深い2名の顧問弁護士については、市の顧問弁護士やいじめ問題対策委員会の弁護士、再調査委員会の弁護士ではないそれ以外の弁護士である。また、先ほど述べた回数はすべてこの学校問題に識見の深い弁護士に相談した回数となる。また、今ほどお答えした法務相談の内容はすべて個別事案について相談したものである。個別事案以外の内容の相談は行ってない。	-	-
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問11	組織改善の協議はどのように進んでいるのか。	人事、組織という話については、人事については現在も行っているところだが、組織については、具体的にこの再調査報告書を受け、このいじめの対策といった部分への強化、併せて今回の議会でもたくさんご質問をいただいているが、不登校、こういった児童生徒の登校不安、学校の在り方といった点についてを強化したいということで、現状の中で教育委員会で検討をし、今取りまとめをしているところである。それについて、今後、市長・副市長を含めた市長部局と綿密にいくつかの協議を重ねたいと考えている。	今後、市長・副市長を含めた市長部局と綿密にいくつかの協議を重ねたいと考えている。	未
R7/4	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	報告書をいじめ防止対策の1つの基本書として、様々な研修会で利用すべきである。現場が真に学び変わるための行動につなげることが大事である。こどもの命と尊厳を守る教育行政、学校に立ち返ることを強く求める。	【教育長答弁】 議員御指摘の件については、真摯に受け止めている。このいじめの問題については、再調査報告書もあるが、この議会での議論についても、全ての教職員が非常に関心を持っており重く受け止めているということもお伝えさせていただく。習志野市をあげてしっかりと取り組みたいと考えている。	すでに必要に応じて対応している。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	本答弁	3. こどもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学校徴収金の在り方見直しの取組状況 令和7年第2回定例会での教育長及び学校教育部長の答弁を踏まえて、6月以降約半年間の取組状況、また、学校徴収金に含まれる学習教材の共用品化に関する取り組みの進捗と今後の見通しについて伺う。	学習教材の共用品化については、今年度、全ての市立小学校に30cmものさし及び彫刻刀を公費で整備し、各学校で児童が共有して使用している。また、小中学校で教科書の補完教材として、保護者負担で購入いただいたテスト、ワーク、ドリルについては、令和8年度に更新を計画しているAIドリルの個別学習ドリルや学した内容の理解度を確認するテストの活用及び、市教育委員会が作成した教材の工夫により、児童生徒の学びを保障できるものと考えている。なお、今年度、学校徴収金として保護者にご負担いただいている使用教材に関しては、各学校の学校運営協議会で説明している。今後も学校と連携しながら保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいく。	学校と連携しながら保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいく。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問1	学習教材の共用品化に関し、9品目の備品化はいつまでに完了するのか伺う。	今後の学習教材の共用品化については、今年度までに整備した共用品の使用状況等、学校の実情をしっかりとらえ、確認していく必要があると考えている。これは、共用品化そのものが目的ではなく、学校徴収金、保護者負担をどのようにしていくかを検討する中で、品目の再検証も必要になると考えられるためでもある。予算確保を含め、様々な調整しながら進めていきたいと考えている。	予算確保を含め、様々な調整しながら進めていく。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	重点支援地方交付金の活用を検討してほしい。	-	今後も活用できるよう検討していく。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問2	ドリル・ワーク・テストの今後の方向性について伺う。	令和8年度に更新を計画しているAI機能の搭載されたデジタルドリルの個別学習ドリルや学習した内容の理解度を確認するテストの活用により、児童生徒が主体となった学習を推進していく。一方で、児童生徒の発達段階及び学習内容によっては、実際に紙に書き込む学習が必要であることから、令和7年度に、教育委員会職員が独自にドリル等の一部を作成した。また、学校からは、児童生徒の習熟度を高める問題演習としてワーク等が必要だとの声もあり、ドリル・ワーク・テストの必要性について検証する必要があると考えている。今後は、学校と確認しながらドリル・ワーク・テストの必要性について調整し、AIドリル等で網羅できるものについては削減していく。	AIドリル等で網羅できるものについては削減していく。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	ドリル・ワーク・テストは学習の進捗を促進する、もしくはその進捗を図るものなので、教育活動そのものであり、無償にすべきものである。そのため、保護者の負担軽減ということではなく、義務教育の一環として捉えるよう、強調して要望する。	-	AI機能の搭載されたデジタルドリルや市教育委員会が作成した教材を活用するとともに、ドリル・ワーク・テストの必要性を検討することで、保護者等の負担で購入する教材を減らしていく。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問3	学校徴収金の徴収・管理業務の見直しはいかがか伺う。	文部科学省からの令和7年4月30日付け通知において、学校徴収金の徴収・管理は、学校の大きな負担となっているため、負担軽減を図っていくべきとの考えが示されている。現在、市立小・中学校で徴収・管理している学校徴収金のうち、修学旅行費や校外学習費については、学校が現金を取り扱わないよう、保護者が旅行会社に直接支払う方法等を検討している。また、その他の徴収金については、事業一つを精査し改廃を判断した上で、必要な徴収金は、システムを導入し、徴収・管理業務等を行うことを検討している。	修学旅行費等は保護者の直接払い方式を検討し、その他の徴収金は必要性を精査したうえでシステムによる徴収・管理への移行を検討する。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	学校徴収金の内容については、精査し内容を減らした上で、教育委員会へ移管し、一括して事務の管理を組織的に行うよう強く要望する。	-	学校徴収金の在り方や事務体制に関する指摘を踏まえつつ、関係部署と状況を共有しながら、運用の改善可能性について慎重に見極めていく。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	本答弁	3. こどもにやさしい街について (2) 外国ルーツの児童・生徒、その保護者への支援 ① 学校教育における受入体制の現状と今後の方向性 外国人人口の増加傾向を踏まえて、小中学校の段階で外国ルーツの児童・生徒とその保護者を適切に支援し、受け入れることが多文化共存・共生に向けた土台となると考えるが、現状の取り組みと課題、今後の方向性について伺う。	現状の支援策としては、主に3点である。1点目としては、令和5年度に袖ヶ浦西小学校に小学生を対象とした日本語指導教室を設置した。令和7年11月1日時点で27名の児童が日常生活に直結する日本語の習得に向けた指導を受けている。2点目は、言語文化指導者の派遣である。現在、要請があった学校へ、有償ボランティアである言語文化指導者を派遣し、個々の児童生徒の日本語学習の支援に当たっている。3点目が、1人1台タブレット端末等の翻訳機能を活用した支援である。この他、県教育委員会が今年度の10月から行っているオンラインでの日本語指導に、希望する中学生3名が参加している。現状の課題としては、本市の市立学校における日本語指導教室は、袖ヶ浦西小学校1校となっており、児童が在住する地域によってはアクセス等の問題により、利用が難しい場合があること、また、中学生を対象とした日本語指導の充実も課題として捉えている。今後は、地域ごとのニーズを踏まえ、より効果的な支援が行えるよう、体制の整備が必要と考えている。教育委員会としては、令和8年度から始まる次期教育振興基本計画において、多様なニーズに対応する教育の推進、外国にルーツを持つ児童生徒の受入体制の充実を位置づけることとしており、多文化共生社会の実現に向けて、すべての児童生徒が自分の可能性を十分に発揮できるよう、言語文化指導者の確保をはじめ、教職員の研修体制や保護者支援の充実に努める。	-	-
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問1	袖ヶ浦西小学校日本語指導教室に通う児童の居住学区の内訳について伺う。	袖ヶ浦西小学校日本語指導教室には11月1日時点で、8つの小学校区から27名の児童が通っている。居住学区ごとの人数としては、袖ヶ浦西小学校区7名、袖ヶ浦東小学校区6名、谷津南小学校区5名、向山小学校区2名、津田沼小学校区1名、秋津小学校区2名、香澄小学校区1名、実籾小学校区3名となっている。	-	-
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問2	袖ヶ浦地域以外から日本語指導教室に通うことを希望する児童・生徒へのサポートについて伺う。	現在、日本語指導教室への入級は、保護者の希望に基づき対応している。通学方法としては、1～3年生については保護者による送迎としており、4年生以上については保護者による送迎、もしくは安全性を保護者等と確認できた場合は自力での通学を認めている。今後、地域別の潜在的なニーズについて調査を進めるとともに、地域間の偏りの解消を含め適切な支援体制の在り方について検討を進めていく。	今後、地域別の潜在的なニーズについて調査を進めるとともに、地域間の偏りの解消を含め適切な支援体制の在り方について検討を進めていく。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	要望	移動手段について、福祉センターのバスの活用を含め幅広く検討していただきたい。	-	より良い方法について検討を進める。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問3	外国ルーツの児童とその保護者が地域社会に馴染んでいけるような取組について伺う。	各小中学校では現在、中学校区を単位としてテーマを設定し、教職員、児童生徒、保護者、地域の方々等を対象とした講演会の開催や話し合いをする機会を設ける取組を行っている。この中で、異文化理解を深める内容を盛り込んだり共生社会を考えるテーマを設定している学校もある。こうした取組を各学校に周知し広めることで、外国にルーツを持つ児童生徒や保護者が地域に馴染んでいけるよう努める。	-	-
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	要望	今後も取組を広げていただきたい。	-	今後も取組の充実に努める。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問4	教育委員会における外国ルーツの児童・生徒への対応に関する実施体制の現状について伺う。	外国にルーツを持つ児童・生徒への対応に関する教育委員会内の実施体制としては、指導課に担当職員を配置し、母語での支援や日本語の習得に向けた支援の充実に努めている。今年度からは、職員体制について複数の職員で対応する体制とし、より組織的に支援できるようにしている。	-	-
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問5	外国ルーツの児童・生徒への接し方に関する研修の実施状況について伺う。	今年度、各小中学校の国際理解教育担当者を対象に、国際理解教育及び日本語指導に関する連絡会議を開催した。その中で、参加者は本市における外国にルーツを持つ児童・生徒の現状について理解を深めるとともに、日本語指導支援ツールや日本語の習得に向けた指導方法について学んでいる。今後は、研修内容を一層精査し、外国にルーツをもつ児童生徒への接し方を含めた異文化理解の一層の促進を図る。	-	-
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	要望	異文化理解等を含めた研修を充実していただきたい。	-	研修内容の充実に努める。	済
R7/4	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)	①	再質問6	次期教育振興基本計画を踏まえて、外国ルーツの児童生徒への対応に関する全体方針の策定と計画的な実施に向けての見通しを伺う。	教育委員会としては、次期教育振興基本計画において、外国にルーツをもつ児童生徒への支援を位置付けており、現在の取組を基盤として一層の充実に努めていく必要があると認識している。具体的には、言語文化指導者の確保や日本語指導教室を中心とした体系的な指導の確立、異文化への理解を深め、多様な児童生徒が活躍できる包摂性の高い授業づくり、教職員の研修体制の充実、習志野市国際交流協会等の関係団体との連携である。なお、今年度、習志野市国際交流協会に所属している8名の方にも言語文化指導者として登録していただき実際に指導をしていただいている。他にも、現在、県教育委員会が実施しているオンライン日本語指導の一層の活用についても図っていく。教育委員会だけではできないこともあると思うが、市長部局等とも連携して取り組んでいく。今後とも、更なる日本語指導の充実に取り組む。	今後とも、更なる日本語指導の充実に取り組む。	済
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			本答弁	3. いじめ重大事態について 令和7年第3回定例会を受けて再発防止の取り組みの進捗について伺う。	再調査報告書を受け、再発防止に向けた取組を進めているところである。報告書では4点の指摘があり、それぞれ対応を図っている。1点目の、いじめ法制度に対する理解の醸成については、本年8月に学校問題に詳しい弁護士を講師として、学校管理職及び教育委員会職員を対象に研修を実施し、法制度の理解を深める機会を設けた。また、いじめに関する法令やガイドラインを教職員がいつでも参照できるよう共有フォルダに格納し、周知したところ。さらに、各学校では管理職がチェックリストを用いて職員の理解度を確認している。2点目の、いじめ対応の現場での実践を可能にする組織づくりとしては、教育委員会が作成したいじめの対応状況を確認できる記録簿を、各学校において、いじめの集約担当を中心に、すでに活用している。また、法務相談体制についても、改めて周知し、いじめ事案について専門家である弁護士から適切な助言を受けられる体制を整えている。あわせて、児童生徒及び保護者に対し、SOSをいつでも発信できることを改めて伝え、相談体制の周知を図っている。3点目の、重大事態調査の第三者委員会の構成については、第三者委員会による調査を行う際の事務局機能を、学校のいじめ対応を指導する立場にある指導課ではなく、中立性の保てる別の課が担う。委員の選出に当たっては、各関係団体に利害関係のない方を推薦していただけるよう依頼するとともに、必要に応じて、いじめ問題に見識の深い方を臨時委員として委嘱できる体制の整備を条例改正も含めて検討していく。4点目の、重大事態調査の記録の取扱いについては、いじめ問題対策委員会における会議を録音した上で、会議録を作成するとともに、各学校のいじめ対策組織においても同様に、会議開催時には全文筆記による会議録の作成を行うよう周知した。重大事態に係る記録の保管期間については、義務教育期間を踏まえ、市独自に10年とする。引き続き、再発防止策を着実に実行し、学校と教育委員会が一体となり、適切かつ迅速に対応できる体制を強化していく。	引き続き、再発防止策を着実に実行し、学校と教育委員会が一体となり、適切かつ迅速に対応できる体制を強化していく。	済
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	答弁や再発防止策等の、本事案の反省点を生かして取り組んでほしい。	-	順次取り組みを進めている。	済
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	弁護士講師を招いた全教職員を対象とした研修を単年度ではなく継続的に実施してほしい。	-	検討していく。	未
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問1	いじめ法制度の理解度のチェックや把握をどのように行っていくのか。	全ての小・中学校において、いじめ対応に係る教職員の理解度を把握するため、文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」や、国立教育政策研究所が作成した「いじめに関する校内研修ツール」を活用し、各学校の管理職が職員の理解状況の確認を行うこととしている。確認を実施した結果、各学校から職員間でいじめの対応について、統一の認識ができていたとの報告を受けている。	-	-

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	各学校からの報告にとどまらず、教育委員会が主体となって理解度を把握、向上に取り組んでほしい。	-	検討していく。	未
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問2	SOSの発信について、担任以外の相談先も大切だと思うがいかがか。	SOSの発信については、全ての小・中学校において、1学期中に千葉県子どもと親のサポートセンターが作成している「SOSの出し方教育」の資料をもとに学習をしている。この学習において、児童生徒は担任以外にも相談先があることなどを学んでいる。また、市総合教育センターが毎年度、新小学校5年生向けに1人1台端末から匿名で相談できる「習志野子どもホットライン」の紹介を行っている。児童生徒が困ったときには、「いつでも、誰にでも」SOSを発信できることが重要であると認識しており、これを徹底すべく、8月の校長会議において、SOSの出し方についての指導を継続的に行うよう伝えたとのことである。	-	-
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	相談体制が児童生徒に浸透しているか。心理的にも相談しやすくなっているかアンケートによって確認してほしい。	-	検討していく。	未
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問3	いじめ対応のフローチャートは発生から解消まで統一の書式である方がいいと要望したが、現在の進捗状況を伺う。	いじめ対応については、どの学校、どの職員においても同じ認識のもとで対応を行っていくため、いじめ対応のフローチャートは統一したものとすることが望ましいと認識している。現在、いじめ対応のフローチャートは各学校がそれぞれ作成したものを使用しているが、教育委員会が統一したテンプレートを作成し、全学校が統一したフローチャートを使用できるよう、準備を進めている。	-	-
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問4	第三者委員会の構成について、条例改正に向けて今後のスケジュールを伺う。	第三者委員会の委員の選出にあたりましては、各関係団体に委員の推薦を依頼する際、利害関係のない方を推薦していただくよう、強くお願いしていく。また、事案の内容に応じて、臨時委員としていじめ問題に見識の深い方を委嘱できる体制を条例改正も含めて現在検討している。	-	-
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	条例改正に向けてスピード感をもって対応してもらいたい。	-	検討している。	未
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	弁護士の選定基準を明確にしてほしい。	-	検討していく。	未
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	教育総務課 学務課	学校教育について	3			再質問5	当時の関係職員の指導や処分はどうなっているのか、伺う。	いじめ問題再調査委員会から対応について指摘を受けている学校の教職員については、千葉県教育委員会と連携し、調査、確認を進めているところである。なお、教職員に対する懲戒処分は任命権者である千葉県教育委員会が行うものであり、本市教育委員会は、服務監督者として指導措置を行う立場である。また、いじめ問題再調査委員会から対応について指摘を受けている本市教育委員会職員についても、調査、確認を進めているところである。今後、調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	済
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問6	プレスリリース等の情報発信は行われたのか、また今後行っていくのか伺う。	再調査報告書を受けて、本年9月3日に再発防止策について市ホームページに掲載した。また、本年12月1日には、再発防止策の現時点までの取り組み状況や、教育委員会及び各学校での対応、第三者委員会の構成、重大事態の記録の取扱いの方針についても市ホームページでお知らせしたところ。このページについては、再発防止策の進捗に応じて今後とも随時更新していくこととしている。プレスリリースに限らず、様々な手法を用いて引き続き、情報発信をしていく。	プレスリリースに限らず、様々な手法を用いて引き続き、情報発信をしていく。	済
R7/4	14	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	プレスリリース等の主体的な情報発信を強く要望する。	-	検討していく。	未
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			本答弁	1.不登校児童・生徒が学びやすい環境づくりを不登校児童・生徒の対応について伺う。	市小中学校における不登校児童生徒については、毎月各学校から提出される長期欠席児童生徒状況報告にて、人数、理由、生活状況等を把握している。本年10月末時点の不登校児童生徒数は、小学校が99名、中学校が195名となっている。不登校児童生徒及びその保護者に対して、学校では、担任、教職員、スクールカウンセラー、教育相談員など、校外では、総合教育センターでの教育相談など様々な立場の者との面談や相談を行い、きめ細かな対応を行っている。また、学校には登校できても教室に入れない児童生徒には、校内教育支援センターを活用した別室登校で対応しております。在籍校に通えない児童生徒は、校外の教育支援センターであるフレンドあいあいや、今年度4月に開室した学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室で対応している。また、民間のNPO法人やフリースクール等学校外の機関との連携や自宅等で千葉県教育委員会が運営しているエデュオプちばのオンライン学習などの支援により児童生徒の学習の場の確保を図っている。今後も、不登校児童生徒一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うよう、引き続き努めていく。	今後も、不登校児童生徒一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うよう、引き続き努めていく。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問1	不登校児童・生徒の人数を比べた増減について伺う。また、全国、千葉県と比べて、習志野市の現状について伺う。	不登校の児童生徒数については、令和6年度10月末時点で、小学校では108名、中学校では212名であったが、令和7年度は、昨年度同時期と比べて、小学校は9名、中学校は7名減少している。また、不登校児童生徒の割合は、本市において令和6年度は、小学校が2.5%、中学校が6.9%、全体で3.9%である。一方、全国の割合は、小学校が2.2%、中学校が7.7%、全体で3.9%、千葉県全体の割合は、小学校が2.1%、中学校が5.9%、全体で3.3%となっている。全国、千葉県と比較すると、本市の小学生の割合は、全国、千葉県の平均をわずかに上回っており、中学生の割合は、全国と千葉県の間となっている。	-	-
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問2	長期欠席の初期からの学校の児童・生徒への支援について伺う	学校においては、年度初めの職員会議などを通して、長欠担当職員や生徒指導主任などの教職員を中心に、長期欠席の初期対応と未然防止についての確認をしている。初期対応としては、児童生徒が欠席した1日目に担任から電話で連絡を行い、2日目に担任が実際に家庭を訪問し、3日目以降は組織的に情報を共有し、継続的に連絡をとっている。中期的、長期的に対応していくために、個別の指導記録簿の作成、校内での部会での報告、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図っている。また、児童生徒の居場所づくりに向けて校内で対応するチームを編成し、ケース会議などを行っている。	-	-
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問3	不登校児童・生徒が、学校を含めた関係機関とつながっているかを伺う。	不登校児童生徒は、学校にいる時間において、担任、養護教諭、管理職、スクールカウンセラーなど学校職員との学習や、相談を行っている。自宅にいる時間では、担任などの教職員との電話や家庭訪問での対応、オンライン学習などを実施している。また、在籍校以外では、不登校児童生徒全体の36%程度が総合教育センターへの相談、13%程度がフレンドあいあいに相談や入室、その他、5%程度がフリースクールなどに通学、15%程度が県が行っているエデュオプちばでのオンライン学習に参加している。このように、多くの児童生徒は、関係機関とつながりができている。	-	-
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課 保健体育安全課	学校教育について	1			要望	フリースクールに通う児童生徒への学費や通学への補助等を行うことや、不登校児童生徒も給食を食べられるようにすることを要望する。	-	学費については、家庭に事情がある場合、就学援助等の取組を進める。給食については、引き続き適切に対応していく。	済
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問4	なかなかつながりがもてない児童・生徒への支援はどのようにしているかを伺う	児童生徒と直接連絡がとれない場合において、学校では、学級での授業の内容や様子を視聴できるようにするため、児童生徒のタブレット端末に配信することや、授業のプリントや宿題などを自宅に届け、学習物を学校に提出するなどにより、学習の機会をもてるように工夫している。また、保護者への電話連絡や保護者と担任、管理職との面談を行い、児童・生徒の様子を把握するよう取り組んでいる。	-	-
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問5	不登校児童・生徒の保護者への支援について伺う。	不登校児童生徒の保護者への支援としては、学校では、児童生徒と同様に、担任、養護教諭、管理職、スクールカウンセラー、教育相談員などの職員が面談や相談を行っている。また、総合教育センターでは、来所相談や電話相談、訪問相談員の家庭訪問を実施している。さらに、不登校児童生徒や保護者への講座や交流の場となる、市総合教育センター開催のあいあい広場、県教育委員会開催の不登校サポートセミナーなどを案内している。このような場に参加いただくことにより、同じ悩みをもつ保護者との交流をもてる機会を提供している。教育委員会としては、担任や関係職員が、様々な相談体制や学びの場があることを保護者にしっかりと伝えられるよう、各学校に周知している。	-	-
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			要望	実施場所、日時などの一覧を保護者向けに配付してほしい。	-	周知に努めていく。	済
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問6	校内教育支援センターの取り組みについて伺う。	校内教育支援センターでは、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、相談しながら、利用時間や学習内容を調整している。同センターは、児童生徒の学習や活動の環境を整え、児童生徒同士のコミュニケーションを図る場やソーシャルスキルトレーニングなどの活動の場としての役割を有しており、各校で工夫をして、楽しく安心できる居場所づくりに取り組んでいる。	-	-
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問7	学びの多様化学校の進捗状況について伺う。	本年4月に5名の児童で開室した学びの多様化学校には、12月1日現在で、小学3年生から6年生の児童10名が在籍している。一人ひとりのペースに合わせて登校し、本人とその日の活動内容を確認しながら、学びを支援することで、多くの児童が安定して登校できている。また、校内での学習の他に、水族館への校外学習や和太鼓や理科講座などの体験学習を行い、様々な経験を通じて、豊かな学校生活を送ることができ、成長が見られている。11月7日には、文部科学省が認定している学びの多様化学校マイスターを講師として招聘し、分教室職員を対象とした研修を行った。本研修では、個々のペースに合わせた柔軟な学習環境、体験的、実践的な学びを取り入れた効果的な授業などについて、指導、助言をいただきました。今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったよりよい運営を目指していく。	今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったよりよい運営を目指していく。	済
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1			要望	学びの多様化学校分教室のこども達の様子について、不登校の子や保護者にお知らせすることを要望する。	-	周知に努めていく。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	6			本答弁	6. 学校給食費無償化について 学校給食費無償化の国の動きについて伺う。	学校給食費無償化については、令和7年2月25日に、政府において、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する」との合意がなされ、現在、制度設計が進められている状況であると承知している。また、11月13日には、全国市長会において、学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、国の責任において、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求める「学校給食の無償化に関する緊急意見」が決定され、政府与党に要請されている状況であることも承知している。引き続き国の動向を注視していく。	引き続き国の動向を注視していく。	済
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	6			再質問1	令和8年度も第3子学校給食費無償化事業は継続するのか、また今年度公費で行っている賄材料費増額について、来年度も公費で行うのか伺う。	これまで、千葉県の補助金を活用して取り組んでいる、第3子以降学校給食費無償化事業に加え、令和6年度10月からは、賄材料費の増額分を公費による負担として、保護者負担の軽減に努めている。令和8年度における対応としては、当初予算編成作業の中で、協議していく。	-	-
R7/4	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	6			要望	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年1月から給食費無償化することを要望する。	-	引き続き国の動向を注視し、検討していく。	済
R7/4	16	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			本答弁	1. 宮本泰介市長&荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない、なぜなのか。令和7年9月6日の読売新聞報道では、習志野市のいじめ重大事態の再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長の調査結果報告書が掲載された。9月10日の小熊教育長答弁では、教育委員会職員、教職員の処分を精査するとしていた。どう精査したのか。 Q5令和7年4月22日付けで市役所公務員が懲戒免職処分となっている。県内の18歳未満の被害者1名に対して、不適切な行為を行った。令和7年4月17日に、小熊教育長、三角学校教育部長、上原生涯学習部長、渡辺学校教育部次長で構成する4名の習志野市教育委員会人事審査会において審議。4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により、教育委員会公務員の懲戒免職処分を決定している。今度は、令和7年9月6日の読売新聞報道で、習志野市のいじめ重大事態の再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長の調査結果報告書が掲載された。9月10日の小熊教育長答弁では、教育委員会職員、教職員の処分を精査するとしていた。懲戒処分をどう精査したのか。	いじめ問題再調査委員会から対応について指摘を受けている学校の教職員のいじめ問題への対応については、任命権者である千葉県教育委員会へ報告、連携し、現在、調査、確認を進めているところである。なお、教職員に対する懲戒処分は本市教育委員会ではなく任命権者である千葉県教育委員会が行うものである。なお、本市教育委員会は、県教育委員会の決定を受け、服務監督者として指導措置を行う立場である。また、いじめ問題再調査委員会から対応について指摘を受けている本市教育委員会職員についても、併行して調査、確認を進めているところである。今後、調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	済
R7/4	18	鴨 哲登志	民意と歩む会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	① ②	再質問5	1. 市長の政治姿勢 (1) 高齢者施策について ① 習志野市と武蔵野市との比較 ② 習志野市と流山市との比較 武蔵野市や流山市では高齢者を対象とした文化活動や生涯スポーツ活動を元気な高齢者と支援が必要な高齢者向けに分け隔てなく実施している。習志野市でも一体的に高齢者事業を実施する必要があると考える。 高齢者が参加しているサークルで主になどのような活動が行われているか伺う。	公民館で活動するサークルの多くに高齢者が参加され、文化活動や健康づくり、趣味・交流を目的とした多様な活動が行われている。具体的には、管弦楽や合唱などの音楽サークル、編み物や陶芸といった手工芸、油彩・水彩などの絵画、書道などの文化系、ヨガ等の体操やダンス、バドミントン、卓球といったスポーツ系など、幅広い分野で活発に活動されている。	-	-
R7/4	18	鴨 哲登志	民意と歩む会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	① ②	再質問6	市民カレッジの現状（開催、参加状況及び65歳以上の割合）について	習志野市民カレッジは、平成7年度から、コロナ渦であった令和2年度を除き、毎年開催しており、仲間づくりをしながら、習志野について学び、卒業後は、地域でいきいきと活動できる礎をつくることを目的として実施している。市民カレッジは、2年制としており、令和7年11月末時点の受講生は、1年目の方が38名、2年目の方が30名である。受講生の合計68名のうち、65歳以上の方は、63名であり、全体の約93パーセントとなっている。	-	-
R7/4	18	鴨 哲登志	民意と歩む会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)	① ②	再質問7	スポーツ奨励大会において高齢者が参加している事業はどのようなものがあるのか。	スポーツ奨励大会は、生涯スポーツの推進を図り、健康・体力の増進や地域のコミュニティづくりを目的に、習志野市スポーツ推進委員会をもって組織する「習志野市スポーツ推進委員連絡協議会」により実施されている。今年度は、5つの事業を計画しており、具体的には、6月の「オール習志野歩け歩け大会」7月の「ニュースポーツフェスティバル」、10月の「パークゴルフのつどい」、11月の「みんなでモルック」そして2月に「コミュニティバレーボール大会」を予定している。これらの事業では、参加年齢に関する制限は設けておらず、中でも、6月の「オール習志野歩け歩け大会」では、91歳の参加者が8キロメートルを完歩されたほか、11月30日に実施した「みんなでモルック」には、あじさいクラブ連合会に加入している方の参加もあり、小学生から80歳代の方までが、一緒に、楽しくプレーされていた。なお、事業の企画にあたっては、スポーツへの参加機会の提供、市民が気軽に参加できるスポーツ、多くの世代が楽しめる、競技性を重視しない、などを念頭に置き、検討がなされている。	今後も動向を注視していく。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	18	鴨 哲登志	民意と歩む会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2			本答弁	2. 秋津サッカー場の天然芝の有効活用について 人工芝化した後、天然芝がどのように活用されたのか伺う。	秋津サッカー場は、現在、移植などの有効活用を考慮しながら天然芝の撤去と表層土の掘削、埋設される排水設備工事を行っている。天然芝の状況を申し上げるとはがした時点で、根が活着しておらず崩れてしまうような移植に適さない芝が全体の3割程度で、それ以外の芝については有効活用しており、全体の5割程度について、隣接する多目的広場の他、こども園や幼稚園、保育所、学校、花の実園、茜浜緑地に移植が完了している。この他、全体の2割程度については、撤去作業時において施工上、重機が乗って移動しなくてはならないことから、通路となる場所の鉄板養生の代わりとして活用している。このように、天然芝は有効に活用している。	-	-
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 鹿野山少年自然の家について (1)現状、課題、今後の取組について	鹿野山少年自然の家は昭和48年に建設され、現在建築後52年目を迎えている。施設の状況としては、平成26年度に耐震補強改修工事、令和元年には、房総半島を直撃した台風被害からの大規模な修復工事を行っている。不具合が出た際には、迅速に修繕の対応を行っており、所員が日々施設だけでなく周りの環境にも目を配り、注意していることから児童が宿泊学習を行うにあたっての大きな支障はないものの、やはり老朽化は確実に進んでいると認識している。また、パリアフリー化や空調機器の整備など時代の変化に対応できていない状況もある。施設の外に目を向けると、ハイキングコースの一部は私有地であり、近年開発が進み、周辺環境が変化することでハイキングコースの変更や再整備を余儀なくされた場所が出てきている。更に、ハイキングコース内には管理の行き届いていない箇所があり、所員が安全確保や整備を行っている。加えて近年の気候変動に伴う大雨等の自然災害の影響で、少年自然の家に向かう県道が崩落する等の被害が出ている。活動の期間についても暑さ指数の高い期間が長く続き、これまで活動が可能だった時期に熱中症予防の観点から自然体験学習が実施できないという課題も生じている。このように、設立から半世紀以上が経過し、様々な状況が発生している中ではあるが、習志野の教育の大きな財産として、安全にセカンドスクールを実施できるよう、周辺環境の変化や危険箇所の把握と対応に努めているところである。	-	-
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問1	鹿野山少年自然の家の目的について伺う	鹿野山少年自然の家の設置目的としては、集団宿泊体験及び野外活動を通じて、少年の情操を豊かにするとともに健康の増進を図ることを目的としている。この目的に沿って、習志野市立幼稚園およびこども園の5歳児を対象にした日帰りでの自然体験活動、市立小学校4・5・6年生を対象にした宿泊自然体験学習、いわゆるセカンドスクール等を実施している。また、長期休業期間等施設に空きがある場合には市内外の教育団体に自然体験学習や合宿等でもご利用いただいている。	-	-
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問2	維持管理費、人件費等、少年自然の家における市の負担について伺う。	令和6年度の鹿野山少年自然の家における施設の維持管理費は約3,230万円、人件費は5,710万円、あわせて約8,940万円となっている。これに加えて、児童を学校と自然の家間を送迎するためのバス費用等が約1,850万円となっている。すべて合計して、年間約1億800万円となっている。	-	-
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問3	改修及び建て替えをした際の費用の試算はしているのか。している場合どのくらいの金額か。	令和元年度に策定した習志野市第二次公共建築物再生計画において、鹿野山少年自然の家については、長寿命化改修工事と位置づけしており、その費用として、当時は約4億円と試算している。しかしながら、近年の物価や人件費の上昇等を踏まえると、現在はこの金額を大きく上回っていると想定しているところである。	-	-
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問4	近隣市における同様施設の保有状況を伺う。	近隣市においては、船橋市及び千葉市は県内に保有し、市内の小学5年生のみが宿泊自然体験学習を行っている。市川市及び浦安市は市内に自然体験・青少年施設を保有しているが、小学校の宿泊自然体験学習の際は、主に県内外の他施設を利用している。八千代市は市内に「少年自然の家」を保有していたが、令和4年度に廃止となっている。	-	-
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問5	千葉県では県として同様の施設を所持しているのか。	千葉県においては、手賀の丘、君津亀山、東金、水郷小見川、鴨川の県内5か所に青少年自然の家を保有している。他自治体においてはこれらの県有施設を利用して児童の宿泊自然体験学習を行っている事例もある。	-	-
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問6	八千代市では自然の家を廃止し、県の施設を利用している。習志野市でも同様の取組は可能か。	教育長答弁でも申し上げた通り、鹿野山少年自然の家周辺の環境に課題が生じていることから、試行的に令和7年度は秋津小学校、香澄小学校の6年生が富士吉田青年の家を活用して、1泊2日でのセカンドスクールを実施した。令和8年度には富士吉田青年の家での検証の継続に加え、千葉県鴨川青少年自然の家における試行を現在検討している。県施設の活用にあたっては、学校規模やそれぞれの施設で可能な自然体験活動のプログラム等を調査し、本市の行ってきた宿泊自然体験の目的にかなう学習が可能であるか検証している。	他の県施設で、本市の目的にかなう学習が可能であるか検証していく。	済
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		再質問7	富士吉田青年の家での宿泊自然体験も考えられる。習志野市でも機能の集約は考えていないのか。	先ほどの答弁でも申し上げたとおり、令和7年度に富士吉田青年の家において宿泊自然体験学習の検証を行い、充実した活動が行えることを確認している。一方で、施設の規模としては宿泊定員が鹿野山少年自然の家においては200名、富士吉田青年の家においては100名となっている。過去に富士吉田青年の家を自然体験学習で利用していた市立中学校が、生徒数の問題で他施設をせざるを得なくなった経緯もあることから、市立小学校においても他施設の活用が必要となる等の課題がある。機能の集約については、このような課題に加え、それぞれの施設がこれまで果たしてきた役割、社会情勢等を踏まえた将来的な見通し等総合的な観点から、検討していく必要があると考えている。	定員規模などの課題があり、機能集約については両施設の役割や社会情勢を踏まえ、総合的に検討していく。	済
R7/4	20	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		要望	鹿野山少年自然の家の今後について、廃止も含めて検討していただきたい。	-	他市の状況等を参考に、慎重に判断していく。	済

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			本答弁	1. 習志野高校の存在意義・存在価値について 習志野高校は、昭和20年代に本市の人口増加と進学需要が高まる中、市内に高校が必要との議会からの求めを受け、初代習志野市長の白鳥義三郎氏の「習志野の王冠たれ」という理念のもと、「地域のシンボルとして誇りある存在」になることを期待して、昭和32年に創立された。以来、多くの卒業生が様々な分野で活躍している。卒業生の中には、在学中に培った母校への誇りや、習志野市への愛着を背景に、市内の企業や公共機関、教育現場等で働くとともに、文化、スポーツ、ボランティア等に関わり、地域社会を支える人材を数多く輩出してきている。現在の習志野高校に目を向けると、学科としては、普通科と商業科を設置することにより、四年制大学進学への進学をはじめ、様々な進路選択をすることができる。特に商業科では、情報処理検定、各種ビジネス検定を実施するなど、専門的技術の習得まで社会人となるための幅広い教育を提供している。一方、部活動においては、全国的に優秀な成績をおさめ、高い評価を受けており、本市の知名度向上に寄与している。全国レベルでの活躍は、卒業生、そして市民だけでなく多くの方々に「習高」との愛称をもって応援いただいている。野球の大会では、野球場が満員になるなど、多くのファンに支えられている他、サッカー部、バスケットボール部、バレーボール部、ボクシング部、柔道部、体操部など全国大会で優秀な成績を残し、市内に限らず県内の生徒の憧れの学校でもある。さらに、吹奏楽部においては、千葉ロッテマリーンズ公式戦におけるマリーンズ応援や、多くの演奏活動、朝の情報テレビ番組のテーマソングの演奏を担当するなど本市の魅力発信にも大きな役割を果たしているところである。このように、習志野高校は、68年もの歴史を紡いできた結果、地域のブランド力の向上にも貢献し、市立高校ならではの存在を知らしめている。一方、習志野高校がこのような特色ある活動を行うことができている理由は、市内生のみならず、意欲ある生徒を幅広く受け入れていることも要因の一つである。引き続き、習志野高校の特色と強みを十分に発揮できるよう教育環境を整備し、市立高校としての魅力を高めていく。	引き続き、習志野高校の特色と強みを十分に発揮できるよう教育環境を整備し、市立高校としての魅力を高めていく。		済
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			再質問1	運営の財源、国、県からの補助、市負担の割合について 習志野高校の運営に係る経費について、令和6年度決算額で申し上げると、教職員の人件費を含めた歳出は、約8億8千万円、これに対し授業料などの歳入は、約1億2千万円であり、差し引き約7億6千万円が市の負担となっている。市立高等学校の運営費に関しては、国、県からの補助金などはないが、市の負担分のうち、約5億6千万円が普通交付税算定の過程で基準財政需要額に算入されている。		-	-
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			再質問2	市内生、市外生の生徒の割合と、在籍する他市上位3位までについて伺う。 普通科、商業科を合わせた学校全体における市内生、市外生の割合としては、令和5年度入学生は、市内生20.3%、市外生79.7%令和6年度入学生は、同じく市内生が20.3%、市外生79.7%、令和7年度入学生は、市内生19.4%、市外生80.6%となっている。市外生の上位3市は、令和5年度、6年度、7年度ともに1番目が船橋市、2番目が千葉市、3番目が八千代市となっておりその割合は、3年間の平均で、船橋市が16%、千葉市が15%、八千代市が8%となっている。これらの状況は、各市の総人口や習志野高校から距離的に船橋市境は敷地が隣接し、千葉市と八千代市と約1kmほどしか離れておらず、大変近いことが関係していると考えられる。なお、習志野高校の全校生徒に占める市内生の割合は過去5年間、20%前後となっており、変わっていない数値となっている。		-	-
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			再質問3	市外在住者を受け入れるメリットについて伺う。 開校当時は付近に高校がなく、希望する市民を受け入れ、定員を満たしてきたが、周辺の人口増に伴い、学校の数も増え、かつ、現在は少子化によってということもあるが、結果的に本市在住者だけでは学校経営の理想を果たすために設定した定員を満たせない状況が常態化している。しかしながら、市外から習志野高校に習志野市の学校との認識のもとで入学してくる生徒と一緒に生徒全員が切磋琢磨してきたことで、生徒同士がお互いを高め合い、広く友情を育む伝統が芽生え定着している。現在では、特に部活動では各地から生徒が集まり、部内で競い合い、協力し合うことで、チーム力・人間力を向上させることができている。そして、多くの卒業生が様々な分野で活躍している。卒業生の中には、在学中に培った母校への誇りや、習志野市への愛着を背景に、市内の企業や公共機関、教育現場等で働くとともに、文化、スポーツ、ボランティア等に関わり、地域社会を支える人材を数多く輩出しており、習志野市を支えていただいている。このように、様々な地域から多様な人材が集まることによって習志野高校の歴史が積み上げられ、そしてその学校が市立であることにより習志野市のブランド力向上にも寄与しているものと考えている。	市外在住者受け入れは今後も、定員確保や学校の活力維持、地域への人材還元と市のブランド力向上に資するものとして継続していく方針である。		済
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			再質問4	市内生についての優遇はあるか。ある場合はその内容について伺う。 習志野高等学校では、普通科の入学選抜において、市内生を優先的に選抜する制度を設けている。具体的には、入学許可候補者の選抜にあたって、まず最初に、募集定員の20%を市内在住の受検者で総得点の上位の生徒から合格としていくものである。この内容はホームページでも公表している。このような取組の結果として、普通科における市内生の割合は、令和5年度入学生が23.3%、令和6年度入学生が24.2%、令和7年度入学生が22.9%となっている。なお、受検者の合否発表後に本人の希望があった場合、本人に対して自身の点数を開示している。		-	-
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			再質問5	習志野高校及び、津田沼高校、実籾高校の倍率について伺う。 習志野高校の普通科の受検倍率は令和5年度1.10倍、令和6年度1.22倍、令和7年度1.05倍、商業科の倍率は令和5年度1.25倍、令和6年度1.51倍、令和7年度1.10倍となっている。県立の津田沼高校の受検倍率は、令和5年度、6年度はともに1.43倍、令和7年度1.37倍となっている。県立の実籾高校の受検倍率は令和5年度1.18倍、令和6年度1.24倍、令和7年度1.26倍となっている。		-	-

【教育委員会】令和7年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			再質問6	県立高校に移管することのデメリットについて伺う。 市立高校においては、教育課程や募集定員、通学区域、部活動の運営など独自性のある教育を推進することが可能である。このことは習志野高校に限らず、市立船橋や市立柏、他県では市立川口や市立和歌山といった高等学校がそれぞれ個性を持ち独自の設備や人材を駆使しながら学校を運営し、その活躍を全国的に知らしめている要因でもある。教育長答弁でもお答えしたとおり、習志野高校は、約68年の歴史を紡いできた結果、地域のブランド力の向上にも貢献し、市立高校ならではの存在を知らしめている。デメリットについては今ほど述べたメリットを活かせないことと捉えている。	市立ならではの独自性や地域ブランドへの貢献を維持するため、市立としての強みを生かす方向で検討していく。	済	
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			再質問7	次年度私立高校授業料無償化になり市で運営するメリットについて伺う。 令和8年4月から、国が進める私立高校授業料無償化ははじまることにより、公立高校の運営に影響を及ぼすと言われている。これまで習志野高校は約68年の歩みの中で、一貫して人材の育成を続けてきている。吹奏楽部の部員は、市内外出身の分け隔てなく、習志野市小・中学校管楽器講座に参加する市立小・中学校の児童生徒を指導しており、卒業生の中には市立学校の教員として活躍している方もいる。また、児童生徒は指導する吹奏楽部部員の姿に憧れを抱き、習志野高校へ進学を希望する生徒もいる。更に卒業生の90パーセント以上が大学、専門学校へ進学しており、進学後に身に付けたスキルを活かし、社会人として市役所や市内企業において活躍されている方が多くいる。習志野高校を通じて習志野市への愛着や関わりが高まり、卒業後にもあらゆることに波及し、成果が現れている中、あえて習志野高校に入りたい人を拒む理由はないと考えている。先ほどの答弁の繰り返しとはなるが、習志野高等学校は全国に習高という名を響かせ、地域ブランド力の向上に寄与している。また市長が主権者教育や部活動の激励等で積極的に多くの生徒と直接関わっており、またその活躍を積極的に紹介し、魅力度アップを図っている。今後とも習志野高校の魅力向上と教育環境の充実に努め、地域の期待に応えていくことが必要と考えている。	私立高校授業料無償化後も、市立としての強みと地域への貢献を生かしながら習志野高校の魅力向上と教育環境の充実に引き続き取り組む方針である。	済	
R7/4	21	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			要望	習志野高校は市のシティセールスに大きく貢献しており、今後も市立として魅力向上のための全体的な戦略・構想を持って取り組むべきである。私立高校無償化で競争が激しくなる中、工業科など新たな学科の検討や、制服デザインの改善など、生徒募集に効果のある取り組みも柔軟に考えてほしい。また、卒業後に市へ関わり続ける関係人口の創出にもつながる学校づくりを進め、市内中学生の入学割合を高められるよう魅力強化を求め。	-	学校の魅力発信や環境整備に関する取り組みについて、関係機関と情報を共有しながら、その必要性や効果を慎重に見極めていく。	済

報告事項(2)

臨時代理の報告について

(令和7年度教育費予算案(12月補正追加分)について)

習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、令和7年度教育費予算の補正を行うにあたり臨時代理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年1月28日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和7年度教育費予算案(12月補正追加分)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費 (申入れ額)	財源内訳			
					国庫支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.7.1 (保健体育安全課)	保健体育安全課事務費	物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市立小学校及び中学校の学校給食費について令和8年2月及び3月分を全額公費負担することから、需用費について増額補正を行うものである。	1,516	1,516	0	0	0
2	10.7.4 (学校給食センター)	給食センター賄材料費	物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市立小学校の学校給食費について令和8年2月及び3月分を全額公費負担することから、賄材料費について財源を特定財源(給食費)から国庫支出金に振り替えるものである。	0	47,574	0	△ 47,574	0
3	10.7.5 (保健体育安全課)	単独校給食賄材料費	物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市立小学校及び中学校の学校給食費について令和8年2月及び3月分を全額公費負担することから、賄材料費について財源を特定財源(給食費)から国庫支出金に振り替えるものである。	0	77,865	0	△ 77,865	0
合 計				1,516	126,955	0	△ 125,439	0

議案第1号

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和8年1月28日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

複雑化するいじめ・不登校問題に対し、迅速に専任に対応する課を創設することで、いじめ・不登校問題への未然防止、早期発見・早期対応、解決に至るまでを組織的・継続的に支援する体制を整えることを目的として、令和8年4月1日付けで教育委員会事務局の機構改革を実施するため、改正するものである。

令和8年4月1日付け 習志野市教育委員会行政組織規則等の改正概要

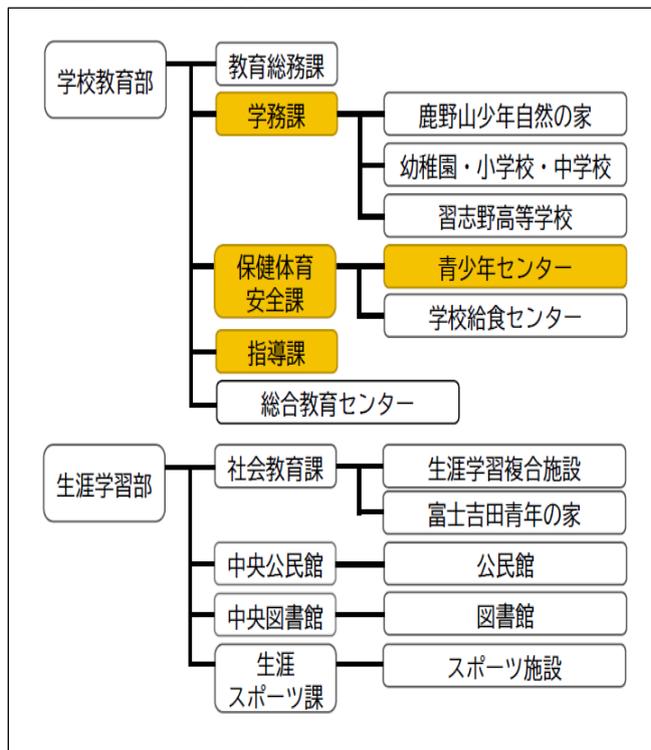
1. 機構改革を行う理由及び内容

- (1) 学校現場における多様化・複雑化する問題の早期把握と即時対応を可能にし、被害の深刻化や長期化を防ぐため、いじめ・不登校問題等を専任で対応する児童生徒指導課を新設するとともに、学務課、保健体育安全課、指導課の事務分掌を整理し、課の名称を変更します。
- (2) 青少年センターは、保健体育安全課の防犯安全機能に併せ、学校教育部に設置されていますが、青少年センターは、青少年の健やかな育成を支えることを目的として設置されており、問題行動の未然防止及び啓発活動を推進する社会教育団体との一層の連携を図ることが必要であることから、生涯学習部に移管します。

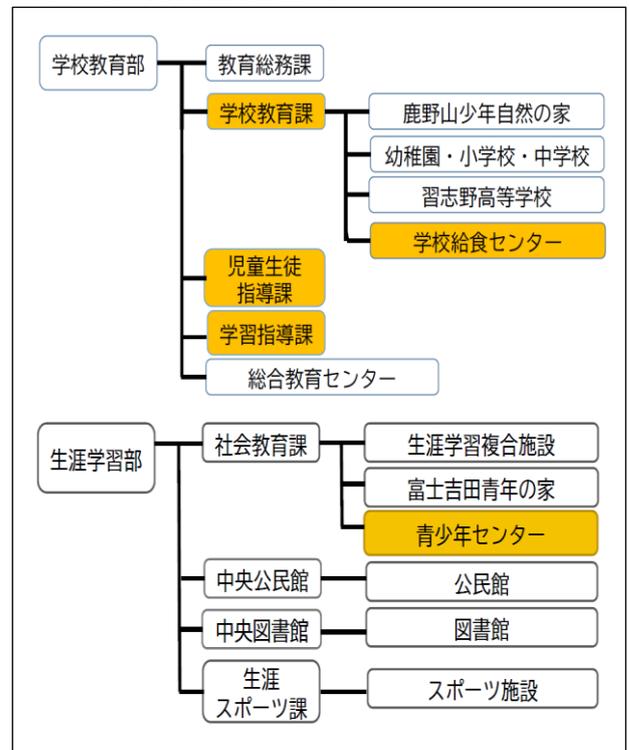
2. 機構改革に伴う改正

以下、機構改革に伴い、(1)～(4)のように事務分掌を改正します。

(現 教育委員会機構図)



(新 教育委員会機構図)



(1) 児童生徒指導課の新設 【学校教育部】

複雑化するいじめ・不登校問題等に対し、早期発見、早期対応、解決に至るまで、組織的・継続的な支援を専任に対応する課を新設します。

(2) 学務課を学校教育課へ名称変更 【学校教育部】

学務課の主な事務分掌である児童生徒の学籍管理に加え、保健体育安全課の保健及び給食に関する所掌事務を移管し、課の名称を学務課から学校教育課へ変更します。

(3) 指導課を学習指導課への名称変更 【学校教育部】

指導課の主な事務分掌である学習指導及びいじめ・生徒指導のうち、いじめ・生徒指導に関する事務分掌は、児童生徒指導課に移管することから、課の名称を指導課から学習指導課へ変更します。

(4) 青少年センターの所管部の変更 【学校教育部・生涯学習部】

青少年センターは、青少年の健やかな育成を地域全体で支えることを目的として設置されており、問題行動の未然防止及び啓発活動を推進する社会教育団体との一層の連携を図ることが必要であることから、学校教育部保健体育安全課所管から生涯学習部社会教育課所管へ変更します。

3. その他

新たな事務への対応や文言整理等に伴い改正します。

【習志野市教育委員会行政組織規則】

【学校教育部】 教育総務課

- ・ いじめ問題対策委員会の事務局を位置付けるため、事務分掌を追加します。

(追加)

→ (25) いじめ問題対策委員会に関すること。

【生涯学習部】 社会教育課

- ・ 青少年センターを生涯学習部へ移管するため事務分掌を追加します。

(追加)

→ (25) 青少年センターに関すること。

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

習志野市教育委員会
教育長

習志野市教育委員会規則第 号

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

習志野市教育委員会行政組織規則(昭和47年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第9条の表学校教育部の部学務課の項中「学務課」を「学校教育課」に改め、「学務係」の次に「保健給食係」を加え、同部保健体育安全課の項中「保健体育安全課」を「児童生徒指導課」に、「保健体育安全係、給食係」を「児童生徒指導係」に改め、同部指導課の項中「指導課」を「学習指導課」に、「学習・生徒指導係、教育支援係」を「学習指導係、特別支援教育係」に改める。

第10条の表学校教育部の部教育総務課の項第12号中「学務課」を「学校教育課」に改め、同項に次の1号を加える。

(25) いじめ問題対策委員会に関すること。

第10条の表学校教育部の部学務課の項中「学務課」を「学校教育課」に改め、同項に次の5号を加える。

(13) 学校保健及び学校安全に関すること。

(14) 幼児、児童、生徒及び学校職員の健康等に関すること。

(15) 学校職員の安全衛生管理に関すること。

(16) 学校給食に関すること。

(17) 学校給食センターに関すること。

第10条の表学校教育部の部保健体育安全課の項中「保健体育安全課」を「児童生徒指導課」に改め、同項第1号中「学校体育、学校保健及び学校安全」を「いじめ防止対策及び教育機会の確保等」に改め、同項第2号中「幼児、児童、生徒及び学校職員の健康等」を「生徒指導」に改め、同項中第3号から第8号までを削り、同部指導課の項中「指導課」を「学習指導課」に改め、同項第3号及び第4号中「(保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。)」を削り、同項第5号中「、生徒指導」及び「(保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。)」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰上げ、同項第14号中「文化部活動の地域移行」を「部活動の地域展開」に改め、同号を同項第13号とし、同項に次の2号を加える。

(14) 日本語指導に関すること。

(15) 学力の学習調査に関すること。

第10条の表生涯学習部の部社会教育課の項に次の1号を加える。

(25) 青少年センターに関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則の一部改正)

2 習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則(令和7年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項第2号中「学務課長」を「学校教育課長」に改め、同項第3号中「保健

体育安全課長」を「児童生徒指導課長」に改め、同項第4号中「指導課長」を「学習指導課長」に改める。

(習志野市教育機関組織規則の一部改正)

- 3 習志野市教育機関組織規則(昭和47年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表学校給食センターの項中「保健体育安全課」を「学校教育課」に改め、同表青少年センターの項中「学校教育部保健体育安全課」を「生涯学習部社会教育課」に改め、同表少年自然の家の項中「学務課」を「学校教育課」に改める。

習志野市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行			改正後		
（部、課及び係の設置）			（部、課及び係の設置）		
第9条 事務局に次の表に掲げる部、課及び係を置く。			第9条 事務局に次の表に掲げる部、課及び係を置く。		
部	課	係	部	課	係
学校教育部	略		学校教育部	略	
	学務課	学務係		学校教育課	学務係、保健給食係
	保健体育安全課	保健体育安全係、給食係		児童生徒指導課	児童生徒指導係
	指導課	学習・生徒指導係、教育支援係		学習指導課	学習指導係、特別支援教育係
生涯学習部	略		生涯学習部	略	
（事務分掌）			（事務分掌）		
第10条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。			第10条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。		
学校教育部 教育総務課 (1)～(11) 略 (12) 職員（ <u>学務</u> 課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）の任免に関する事。			学校教育部 教育総務課 (1)～(11) 略 (12) 職員（ <u>学校教育課</u> の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）の任免に関する事。		
(13)～(24) 略 追加 <u>学務課</u> (1)～(12) 略			(13)～(24) 略 <u>(25) いじめ問題対策委員会に関する事。</u> <u>学校教育課</u> (1)～(12) 略		

追加
追加
追加
追加
追加

保健体育安全課

- (1) 学校体育、学校保健及び学校安全 に関すること。
- (2) 幼児、児童、生徒及び学校職員の健康等に関すること。
- (3) 学校職員の安全衛生管理に関すること。
- (4) 通学路及び通園路に関すること。
- (5) 部活動の地域移行の総括に関すること。
- (6) 青少年センターに関すること。
- (7) 学校給食に関すること。
- (8) 学校給食センターに関すること。

指導課

- (1)・(2) 略
- (3) 教育職員に対する専門的事項の指導助言に関すること (保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。)。
- (4) 教育課程の指導助言に関すること (保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。)。
- (5) 学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること (保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。)。

- (13) 学校保健及び学校安全に関すること。
- (14) 幼児、児童、生徒及び学校職員の健康等に関すること。
- (15) 学校職員の安全衛生管理に関すること。
- (16) 学校給食に関すること。
- (17) 学校給食センターに関すること。

児童生徒指導課

- (1) いじめ防止対策及び教育機会の確保等に関すること。
- (2) 生徒指導 に関すること。

削る
削る
削る
削る
削る
削る

学習指導課

- (1)・(2) 略
- (3) 教育職員に対する専門的事項の指導助言に関すること _____。
- (4) 教育課程の指導助言に関すること _____。
- (5) 学習指導 _____ 及び進路指導に関すること _____。

(6) いじめ防止対策及び教育機会の確保等に関すること。

(7)～(13) 略

(14) 文化部活動の地域移行に関すること。

追加

追加

生涯学習部

社会教育課

(1)～(24) 略

削る

(6)～(12) 略

(13) _____部活動の地域展開に関すること。

(14) 日本語指導に関すること。

(15) 学力の学習調査に関すること。

生涯学習部

社会教育課

(1)～(24) 略

(25) 青少年センターに関すること。

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則（令和7年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(運営委員会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員長は学校教育部長を、副委員長は学校教育部次長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学務課長</u></p> <p>(3) <u>保健体育安全課長</u></p> <p>(4) <u>指導課長</u></p> <p>(5) 略</p> <p>5～10 略</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員長は学校教育部長を、副委員長は学校教育部次長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校教育課長</u></p> <p>(3) <u>児童生徒指導課長</u></p> <p>(4) <u>学習指導課長</u></p> <p>(5) 略</p> <p>5～10 略</p>

習志野市教育機関組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後																								
<p>（教育機関の所管）</p> <p>第1条の2 教育機関の所管は、次のとおりとする。</p>	<p>（教育機関の所管）</p> <p>第1条の2 教育機関の所管は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 464 685 512">教育機関</th> <th data-bbox="685 464 1122 512">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 512 685 560">略</td> <td data-bbox="685 512 1122 560"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 560 685 608">学校給食センター</td> <td data-bbox="685 560 1122 608">学校教育部<u>保健体育安全課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 608 685 655">青少年センター</td> <td data-bbox="685 608 1122 655"><u>学校教育部保健体育安全課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 655 685 703">少年自然の家</td> <td data-bbox="685 655 1122 703">学校教育部<u>学務課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 703 685 751">略</td> <td data-bbox="685 703 1122 751"></td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	所管	略		学校給食センター	学校教育部 <u>保健体育安全課</u>	青少年センター	<u>学校教育部保健体育安全課</u>	少年自然の家	学校教育部 <u>学務課</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 464 1576 512">教育機関</th> <th data-bbox="1576 464 2018 512">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 512 1576 560">略</td> <td data-bbox="1576 512 2018 560"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 560 1576 608">学校給食センター</td> <td data-bbox="1576 560 2018 608">学校教育部<u>学校教育課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 608 1576 655">青少年センター</td> <td data-bbox="1576 608 2018 655"><u>生涯学習部社会教育課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 655 1576 703">少年自然の家</td> <td data-bbox="1576 655 2018 703">学校教育部<u>学校教育課</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 703 1576 751">略</td> <td data-bbox="1576 703 2018 751"></td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	所管	略		学校給食センター	学校教育部 <u>学校教育課</u>	青少年センター	<u>生涯学習部社会教育課</u>	少年自然の家	学校教育部 <u>学校教育課</u>	略	
教育機関	所管																								
略																									
学校給食センター	学校教育部 <u>保健体育安全課</u>																								
青少年センター	<u>学校教育部保健体育安全課</u>																								
少年自然の家	学校教育部 <u>学務課</u>																								
略																									
教育機関	所管																								
略																									
学校給食センター	学校教育部 <u>学校教育課</u>																								
青少年センター	<u>生涯学習部社会教育課</u>																								
少年自然の家	学校教育部 <u>学校教育課</u>																								
略																									

議案第2号

習志野市附属機関設置条例制定に対する教育委員会の意見について

習志野市附属機関設置条例制定への意見聴取に対し、別紙のとおり回答する。

令和8年1月28日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市附属機関設置条例案を、市長が令和8年習志野市議会第1回定例会に提案するにあたり、教育委員会に係る改正内容について意見聴取の申し出があったことから、教育委員会から別紙のとおり回答するものである。

習志野市附属機関設置条例制定に伴う教育委員会関係の改正概要

習志野市附属機関設置条例案を、市長が令和8年習志野市議会第1回定例会に提案するにあたり、教育委員会に係る改正内容について意見聴取の申し出があったことから、提出条例案について教育委員会会議にて審議するものです。

1. 制定しようとする条例

習志野市附属機関設置条例

2. 施行期日

令和8年4月1日

3. 条例制定理由

現在個別に条例に規定している「地方自治法」第138条の4第3項の附属機関の設置等について、必要な事項を一括して規定するため、新たに制定する。

※附属機関とは、執行機関に置くことのできる、調停、審査、諮問又は調査等を行う機関

4. 条例制定により教育委員会に係る改正内容

(1) 附属機関設置条例に規定される附属機関(個別条例は改正、廃止)

- ① 習志野市通学区域審議会
- ② 習志野市いじめ問題対策委員会
- ③ 習志野市いじめ問題再調査委員会
- ④ 習志野市教育支援委員会
- ⑤ 習志野市青少年センター運営協議会
- ⑥ 習志野市公民館運営審議会
- ⑦ 習志野市文化財審議会
- ⑧ 習志野市史編さん委員会
- ⑨ 習志野市スポーツ推進審議会

(2) 業務の見直しにより統合する協議会

- ① 習志野市青少年問題協議会と習志野市いじめ問題対策連絡協議会(統合)
名称を「習志野市いじめ問題・青少年問題対策連絡協議会」とし、両協議会を統合する。これまで両協議会は、25名の委員で構成され、双方の委員を兼ねる形で運営してきたが、いじめ問題、青少年問題は関連する議題も多く、今後は一体的に協議していくこととするため、両協議会を統合し運営していく。

5. その他

(1) 臨時委員について

執行機関は、特別の事項を調査審議することを目的に、附属機関に臨時委員を置くことが可能となる。

(2) 専門委員について

執行機関は、専門の事項を調査することを目的に、附属機関に専門委員を置くことが可能となる。

総務第603号
令和8年1月22日

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆 様

習志野市長 宮本 泰介

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和8年第1回定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

習志野市附属機関設置条例

2 提案理由

現在個別の条例に規定している「地方自治法」第138条の4第3項の附属機関の設置等について、必要な事項を一括して規定するため、新たに制定するもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり

【担当】

総務課 野苺家、齋木

内線428

教 総 第 574 号
令 和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について(回答)

令和8年1月22日付総務第603号にて意見聴取がありました標記の件につきまして
は、提出条例案のとおり異論ない旨回答いたします。

【担当】
学校教育部教育総務課
播摩・小杉

議案第00号

習志野市附属機関設置条例の制定について

習志野市附属機関設置条例を別記のように制定する。

令和8年2月17日提出

習志野市長 宮本 泰介

提案理由

習志野市附属機関設置条例を制定するものである。

習志野市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の附属機関(以下「附属機関」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、別表に定めるところにより、附属機関を置く。

(委員)

第3条 附属機関の委員(以下「委員」という。)は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 執行機関は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

(会長等及び職務代理者)

第4条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)及び会長等の職務を代理する者(以下「職務代理者」という。)を置く。

2 会長等は、当該附属機関の会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 職務代理者は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときはその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第6条 附属機関に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員(臨時委員及び専門委員を含む。第11条において同じ。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第8条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者とともに事故があるとき又はこれらの者がともに欠けたときの会議は、執行機関が招集する。

- 2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、会長等が必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により開催することができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、自己の利害に関係する事項についての審議に参加することができない。
- 6 附属機関は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第9条 附属機関は、必要に応じ、部会を置くことができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

（罰則）

第11条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした習志野市行政不服審査会の委員及び当該委員の職を退いた者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（習志野市長期計画審議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 習志野市長期計画審議会条例(昭和44年条例第35条)
- (2) 習志野市住居表示審議会条例(昭和41年条例第4号)
- (3) 習志野市特別職報酬等審議会条例(昭和40年条例第14号)
- (4) 習志野市市有財産調査委員会条例(昭和36年条例第7号)
- (5) 習志野市通学区域審議会条例(昭和43年条例第3号)
- (6) 習志野市青少年問題協議会設置条例(昭和38年条例第10号)
- (7) 習志野市スポーツ推進審議会条例(昭和47年条例第30号)
- (8) 習志野市史編さん委員会条例(昭和57年条例第8号)
- (9) 習志野市福祉問題審議会条例(昭和54年条例第23号)
- (10) 習志野市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第16号)
- (11) 習志野市障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年条例第3号)
- (12) 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会条例(平成25年条例第22号)

- (13) 習志野市環境審議会条例(平成17年条例第2号)
- (14) 習志野市建築審査会条例(平成25年条例第23号)
- (15) 習志野市都市計画審議会条例(平成12年条例第4号)
- (16) 習志野市消防委員会条例(昭和34年条例第9号)
- (17) 習志野市防災会議条例(昭和38年条例第8号)
- (18) 習志野市国民保護協議会条例(平成18年条例第2号)
- (19) 習志野市空家等対策協議会条例(平成27年条例第18号)

(習志野市長期計画審議会条例等の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、前項の規定による廃止前のそれぞれの条例(同項第1号、第6号及び第10号に掲げる条例を除く。)の規定により設置されていた附属機関は、この条例の各相当規定により設置された附属機関となり同一性をもって存続するものとする。
- 4 施行日の前日において、附則第2項の規定による廃止前の同項第1号及び第10号に掲げる条例の規定により設置されていた次の表の左欄に掲げる附属機関は、当該条例の廃止にかかわらず、当該右欄に掲げる附属機関となり同一性をもって存続するものとする。

習志野市長期計画審議会	習志野市総合計画審議会
習志野市子ども・子育て会議	習志野市こども若者会議

- 5 施行日の前日において、附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例(同項第6号に掲げる条例を除く。)の規定により設置されていた附属機関の委員であって、その任期が施行日を含むものにあつては、施行日以後においても、第3条第1項の規定により設置された附属機関の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会及び習志野市環境審議会の委員が前項の規定によりなお従前の例により在任する間は、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会及び習志野市環境審議会の定数については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 施行日以後最初に委嘱される次の表の左欄に掲げる委員の任期は、別表の規定にかかわらず、当該委嘱の日から当該右欄に掲げる日までとする。

習志野市都市計画審議会	令和10年3月31日
習志野市こども若者会議	令和9年6月30日

- 8 附則第2項の規定による廃止前の習志野市建築審査会条例(以下この項において「旧条例」という。)の規定により設置されている習志野市建築審査会の委員であった者で、その職を退いたものに係る旧条例第7条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(習志野市名誉市民条例の一部改正)

9 習志野市名誉市民条例(平成16年条例第18号)の一部を次のように改める。

第3条第1項中「次条に規定する」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

(習志野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

10 習志野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第8号)の一部を次のように改める。

第45条第1項中「習志野市行政不服審査法施行条例(平成27年条例第23号)第3条の」を削る。

第50条中「習志野市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第12号)第10条第1項の」を削る。

(習志野市情報公開条例の一部改正)

11 習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)の一部を次のように改める。

第18条第2項中「習志野市行政不服審査法施行条例(平成27年条例第23号)第3条の」を削る。

第21条第7項中「第9条」を「(平成27年条例第23号)第3条」に改める。

(習志野市個人情報保護法施行条例の一部改正)

12 習志野市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第12号)の一部を次のように改める。

第10条の見出しを「(諮問)」に改め、同条第1項から第4項までを削り、同条第5項中「審議会」を「習志野市個人情報保護審議会」に改め、同項を同条とし、同条第6項及び第7項を削る。

(習志野市行政不服審査法施行条例の一部改正)

13 習志野市行政不服審査法施行条例(平成27年条例第23号)の一部を次のように改める。

第3条から第8条までを削り、第9条を第3条とする。

第10条を削り、第11条を第4条とし、第12条を削る。

別表中「第9条第1項」を「第3条第1項」に改める。

(習志野市男女共同参画推進条例の一部改正)

14 習志野市男女共同参画推進条例(平成16年条例第2号)の一部を次のように改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

(習志野市公共施設等再生基本条例の一部改正)

15 習志野市公共施設等再生基本条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(習志野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

16 習志野市職員の退職手当に関する条例(昭和36年条例第7号)の一部を次のように改める。

第18条の見出しを「(諮問)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「審査会」を「習志野市退職手当審査会(以下「審査会」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削る。

(習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の一部改正)

17 習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例(平成27年条例第25号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

習志野市いじめ問題・青少年問題対策連絡協議会設置条例

目次を削る。

第1章を削る。

「第2章 習志野市いじめ問題対策連絡協議会」を削る。

第1条から第4条までを次のように改める。

(設置)

第1条 本市に習志野市いじめ問題・青少年問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るための事務
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るための事務

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市議会議員
- (4) 市職員
- (5) 教育職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章及び第4章を削る。

「第5章 雑則」を削る。

第22条中「、対策委員会又は再調査委員会」、「及び委員長」及び「それぞれ」を削り、同条を第8条とする。

(習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部改正)

18 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例(昭和47年条例第7号)の一部を次のように改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第27条を次のように改める。

第27条 削除

(習志野市文化財保護条例の一部改正)

19 習志野市文化財保護条例(昭和45年条例第47号)の一部を次のように改める。

第18条から第22条までを削り、第23条を第18条とする。

(習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例)

20 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例(昭和35年条例第2号)の一部を次のように改める。

第8条第4項中「規則で定める入居者選考委員会」を「習志野市営住宅入居者選考委員会」に改める。

(習志野市国民健康保険条例の一部改正)

21 習志野市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)の一部を次のように改める。

目次中「第2章 国民健康保険運営協議会(第2条・第3条)」を「第2章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第2条及び第3条 削除

(習志野市介護保険条例の一部改正)

22 習志野市介護保険条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第16条を次のように改める。

第16条 削除

(習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例の一部改正)

- 23 習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例(平成24年条例第21号)の一部を次のように改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

(習志野市産業振興基本条例の一部改正)

- 24 習志野市産業振興基本条例(平成16年条例第26号)の一部を次のように改める。
第6条を削る。

(習志野市中小企業資金融資条例の一部改正)

- 25 習志野市中小企業資金融資条例(昭和45年条例第18号)の一部を次のように改める。

第9条から第14条までを削る。

第15条の見出しを「(審査)」に改め、同条中「委員会に諮問し、その答申に基づき」を「その内容を審査し、」に改め、同条ただし書を削り、同条を第9条とする。

第16条を第10条とし、第17条から第19条までを6条ずつ繰り上げる。

(習志野市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

- 26 習志野市自転車等の放置防止に関する条例(昭和56年条例第26号)の一部を次のように改める。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

(習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の一部改正)

- 27 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(習志野市防災地区の指定に関する条例の一部改正)

- 28 習志野市防災地区の指定に関する条例(昭和48年条例第37号)の一部を次のように改める。

第7条から第11条までを削り、第12条を第7条とする。

(習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

- 29 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改める。

目次中「第13条」を「第12条」に、「第14条・第15条」を「第13条・第14条」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

第3章中第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

(習志野市交通安全推進に関する条例の一部改正)

30 習志野市交通安全推進に関する条例(昭和40年条例第15号)の一部を次のように改める。

第4条から第9条までを削り、第10条を第4条とし、第11条を第5条とする。

(習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

31 習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第18号)の一部を次のように改める。

第15条第4項中「次項の規定による習志野市職員の退職手当に関する条例(昭和36年条例第7号)第18条第1項の規定により設置された」を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「第18条第2項」を「(昭和36年条例第7号)第18条第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項から第9項までを削り、第10項を第6項とし、第11項を第7項とする。

(一部改正に伴う経過措置)

32 施行日の前日において、附則第9項から附則第29項まで(附則第15項、第17項、第18項(習志野市教育機関設置及び管理に関する条例中第9条の改正規定を除く。)、第23項、第25項、第26項及び第29項を除く。)の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により設置されていた附属機関は、この条例の各相当規定により設置された附属機関となり同一性をもって存続するものとする。

33 施行日の前日において、附則第15項、第18項(習志野市教育機関設置及び管理に関する条例中第27条の改正規定に限る。)、第23項、第26項及び第29項の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により設置されていた次の表の左欄に掲げる附属機関は、当該条例の改正にかかわらず、当該右欄に掲げる附属機関となり同一性をもって存続するものとする。

公共施設等再生推進審議会	習志野市公共施設等再生推進審議会
青少年センター運営協議会	習志野市青少年センター運営審議会
健康なまちづくり審議会	習志野市健康なまちづくり審議会
習志野市自転車等放置防止対策協議会	習志野市自転車等放置防止対策審議会
習志野市安全で安心なまちづくり協議会	習志野市安全で安心なまちづくり審議会

34 施行日の前日において、附則第9項から附則第29項まで(附則第25項を除く。)の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により設置されていた附属機関の委員であって、その任期が施行日を含むものにあつては、施行日以後においても、第3条

第1項の規定により設置された附属機関の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(習志野市個人情報保護法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 35 附則第12項の規定による改正前の習志野市個人情報保護法施行条例(以下この項において「旧条例」という。)の規定により設置されている習志野市個人情報保護法施行条例の委員であった者で、その職を退いたものに係る旧条例第10条第6項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(習志野市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 36 附則第13項の規定による改正前の習志野市行政不服審査法施行条例(以下この項において「旧条例」という。)の規定により設置されている習志野市行政不服審査会の委員であった者で、その職を退いたものに係る旧条例第5条第5項(第7条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 37 前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 38 附則第17項の規定による改正前の習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例(以下この項において「旧条例」という。)の規定により設置されている習志野市いじめ問題対策委員会及び習志野市いじめ問題再調査委員会の委員であった者で、その職を退いたものに係る旧条例第16条(旧条例第20条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(習志野市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 39 附則第22項の規定による改正前の習志野市介護保険条例(以下この項において「旧条例」という。)の規定により設置されている習志野市介護保険運営協議会の委員であった者で、その職を退いたものに係る旧条例第16条第7項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 40 附則第27項の規定による改正前の習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の規定により設置されている特定建築行為紛争調停委員会の委員であった者で、その職を退いたものに係る旧条例第18条第5項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

別表(第2条)

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定 数	委員の任 期
市長	習志野市総合計画審議 会	本市の総合計画の策定について 調査審議すること。	1 学識経験者 2 市議会議長 3 各常任委員 会の委員長 4 公募に応じた 市民	15人以内	2年
	習志野市市有財産調査 委員会	1 市有財産の処分について調査 審議すること。 2 その他市有財産に関し必要な 事項を調査審議すること。	1 財産に関し識 見を有する者 2 市議会議員 3 農業委員会 委員	10人以内	2年(その 職にあるた め委員とな った者にあ っては、在 職期間又 は2年のい ずれか短い 期間)
	習志野市公共施設等再 生推進審議会	公共施設等(公共施設等再生基 本条例第2条第1号に規定する公 共施設等をいう。以下同じ。)の再 生(同条第2号に規定する再生を いう。以下同じ。)に関する事項を 調査審議すること。	1 公共施設等 の再生に関し 識見を有する 者 2 公募に応じた 市民	6人以内	2年
	習志野市住居表示審議 会	住居表示整備事業の実施に関す る事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 関係行政機 関又は公益的 機関の職員 3 市議会議員 4 その他市長が 必要と認める 者	10人以内	委嘱の日 から諮問事 項に係る調 査審議が 終了する日 まで
	習志野市名誉市民選考 委員会	名誉市民の選考等について調査 審議すること。	1 学識経験者 2 市議会議員 3 その他市長が 必要と認める 者	10人以内	委嘱の日 から諮問事 項に係る調 査審議が 終了する日

					まで
習志野市行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属する事項	審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律及び条例又は行政に関して識見を有する者	5人以内		2年
習志野市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議すること。	1 学識経験者 2 その他市長が必要と認める者	5人以内		委嘱の日から諮問事項に係る調査審議が終了する日まで
習志野市表彰候補者選考委員	市政の発展、市民の福祉の増進に顕著な功績又は模範として推奨に値する功績若しくは善行のあったものの表彰に関する事項を調査審議すること。	1 習志野市社会福祉協議会を代表する者 2 習志野商工会議所を代表する者 3 市長 4 副市長 5 教育長 6 消防長	6人以内		在任又は 在職期間
習志野市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第39条第2項に規定する事務に関すること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項に規定する者	40人以内		2年
習志野市防災会議	1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 2 災害対策基本法第16条第1項の規定により市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること	1 自主防災組織を構成する者又は学識経験者 2 消防団長 3 指定地方行政機関の職員	45人以内		2年

		<p>。</p> <p>3 前項の重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>4 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。</p>	<p>4 千葉県職員</p> <p>5 千葉県警察の警察官</p> <p>6 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員</p> <p>7 市長</p> <p>8 教育長</p> <p>9 消防長</p> <p>10 市職員</p> <p>11 その他市長が必要と認める者</p>		
習志野市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額を審議し、これに関し必要と認める事項を市長に答申し、又は建議すること。	1 学識経験者	3人	2年	
		2 公共的団体等を代表する者	3人	委嘱の日から諮問事項に係る調査審議が終了する日まで	
習志野市退職手当審査会	<p>1 習志野市職員の退職手当に関する条例第18条の退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること。</p> <p>2 習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第18号)第15条第5項の退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること。</p>	<p>1 学識経験者</p> <p>2 その他市長が必要と認める者</p>	3人	委嘱の日から諮問事項に係る調査審議が終了する日まで	
習志野市個人情報保護審議会	<p>1 習志野市個人情報保護法施行条例第10条の規定による実施機関からの諮問に応じ調査審議すること。</p> <p>2 習志野市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定</p>	個人情報保護制度に関する識見を有する者	5人以内	2年	

		による議長からの諮問に応じ調査審議すること。			
習志野市市民協働推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民協働に関する施策の推進に関する事項を調査審議すること。 2 市民参加型補助金の補助対象事業の審査に関すること。 3 その他市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学識経験者 2 市民活動団体関係者 3 公募に応じた市民 4 市職員 5 その他市長が必要と認める者 	10人以内	2年	
習志野市中小企業資金融資運営委員会	習志野市中小企業資金融資条例(昭和45年条例第18号)に基づく融資に関する事項を審査すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 学識経験者 2 習志野商工会議所を代表する者 3 貸付金融機関を代表する者 	5人	2年	
習志野市産業振興審議会	産業振興に関する事項を調査審議すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 学識経験者 2 大学関係者 3 産業関係者 4 公募に応じた市民 	15人以内	2年	
習志野市農業振興地域整備促進審議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興地域整備計画の策定又は変更に関する事項を調査審議すること。 2 農業振興地域整備計画に基づく事業の推進等に関する事項を調査審議すること。 3 その他農業振興に関し必要な事項を調査審議すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合を代表する者 2 習志野市農業士等協会を代表する者 3 農業に従事する者 4 農業委員会委員 5 都市計画審議会委員 	20人以内	2年(その職にあるため委員となった者にあつては、在職期間又は2年のいずれか短い期間)	
習志野市男女共同参画審議会	1 習志野市男女共同参画推進条例第10条の基本計画の策定に関する事項を調査審議すること	1 男女共同参画に関し識見を有する者	12人以内	2年	

		<p>。</p> <p>2 習志野市男女共同参画推進条例第13条第1項の苦情の申出の処理に関する事項を調査審議すること。</p> <p>3 習志野市男女共同参画推進条例第10条の基本計画の推進状況の評価に関する事項を調査審議すること。</p> <p>4 その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査協議すること。</p>	2 公募に応じた市民		
習志野市安全で安心なまちづくり審議会	市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりに関する基本的施策及び基本的事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 習志野市連合町会連絡協議会を代表する者 3 防犯関係団体関係者 4 市民活動団体関係者 5 産業関係者 6 消防関係者 7 公募に応じた市民 8 関係行政機関の職員 9 市職員 10 教育職員 11 その他市長が必要と認める者	15人以内	2年	
習志野市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第8条の規定により空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を協議すること。	空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第2項に規定する者	15人以内	2年	
習志野市自転車等放置	自転車等の放置防止対策について	1 学識経験者	10人以内	2年	

	<p>防止対策審議会</p>	<p>て重要事項を調査審議すること。</p>	<p>2 習志野市連 合町会連絡協 議会を代表す る者 3 鉄道事業者 4 一般乗合旅 客自動車運送 事業者 5 産業関係者 6 習志野警察 署の職員 7 関係行政機 関の職員 8 その他市長が 必要と認める 者</p>		
	<p>習志野市交通安全推進 審議会</p>	<p>交通安全推進事業に関する重要 事項を調査審議すること。</p>	<p>1—交通安全に 関する学識経 験者 2—習志野市連 合町会長 3—電気、輸送又 は通信に関す る事業を営む 法人の職員 4—習志野警察 署の長 5—関係行政機 関の長 6—教育長 7—消防長</p>	<p>23人以内</p>	<p>委嘱の日 から諮問事 項に係る調 査審議が 終了する日 まで</p>
	<p>習志野市国民健康保険 運営協議会</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律 第192号)第11条第2項に規定す る国民健康保険事業の運営に関 する事項を審議すること。</p>	<p>1 被保険者を代 表する者 2 保険医又は 保険薬剤師を 代表する者</p>	<p>4人 4人</p>	<p>3年</p>

			3 公益を代表する者	4人	
			4 被用者保険等保険者を代表する者	1人	
習志野市福祉問題審議会	福祉に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 福祉関係団体等を代表する者 3 公募に応じた市民		10人以内	2年
習志野市福祉有償運送運営協議会	1 福祉有償運送に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定による登録(道路運送法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び道路運送法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)の申請に係る運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項を調査審議すること。 2 福祉有償運送に係る道路運送法第79条の12第1項第4号の規定による業務の停止及び登録の取消しに関する事項を調査審議すること。 3 福祉有償運送に係る道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送に関する重要事項を調査審議すること。	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2第1項及び第2項第2号に規定する者		12人以内	2年
習志野市新型インフルエンザ等対策審議会	1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号の新型インフルエンザ等(以下「新型インフルエンザ等」という。)の対策に係る市	1 新型インフルエンザ等及び感染症に関し専門知識を有する者		15人以内	2年

		<p>町村行動計画に関する事項を調査審議すること。</p> <p>2 その他新型インフルエンザ等の対策に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条の感染症(新型インフルエンザ等を除く。)その他の重篤な感染症(以下「感染症」という。)の対策に関する事項を調査審議すること。</p>	<p>2 学識経験者</p> <p>3 関係行政機関の職員</p> <p>4 その他市長が必要と認める者</p>		
習志野市健康なまちづくり審議会	<p>習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例第2条第1号の健康なまちづくり及び同条例第10条の基本計画に関する事項を調査審議すること。</p>	<p>1 学識経験者</p> <p>2 習志野市医師会を代表する者</p> <p>3 習志野市歯科医師会を代表する者</p> <p>4 習志野市薬剤師会を代表する者</p> <p>5 救急告示医療機関(救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定により告示された医療機関をいう。) の長</p> <p>6 公募に応じた市民</p> <p>7 関係行政機関の長</p> <p>8 その他市長が</p>	15人以内	2年	

			必要と認める者		
習志野市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害発生に際し、当該事例について医学的見地から調査審議すること。	1 習志野市医師会に所属する医師	2人	2年	
		2 関係行政機関の職員	2人以内		
		3 市職員	1人		
習志野市障害支援区分審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第26条第2項に規定する審査判定業務を行うこと。	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	10人以内	2年	
習志野市障がい者地域共生協議会	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項の規定による地域の実情に応じた体制の整備について協議すること。</p> <p>2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会として行う障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。</p> <p>3 その他障害者の支援に関し必要な事項を調査審議すること。</p>	<p>1 指定障害福祉サービス事業に従事する者</p> <p>2 相談支援事業に従事する者</p> <p>3 保健及び医療関係者</p> <p>4 教育機関関係者</p> <p>5 障害者雇用関係者</p> <p>6 障害者団体関係者</p> <p>7 権利擁護又は地域福祉関係者</p> <p>8 関係行政機関の職員</p> <p>9 その他市長が必要と認める者</p>	35人以内	3年	

習志野市障がい者基本 計画等策定委員会	障害者基本法(昭和45年法律第 84号)第11条第3項の市町村障 害者計画、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するた めの法律第88条第1項の市町村 障害総合福祉計画及び児童福祉 法(昭和22年法律第164号)第3 3条の20第1項の市町村障害児 福祉計画に関する事項を調査審 議すること。	1 学識経験者 2 障害者当事 者又はその家 族 3 公募に応じた 市民 4 障害者団体 関係者	13人以内	委嘱の日 から諮問事 項に係る調 査審議が 終了する日 まで
習志野市介護保険運営 協議会	介護保険事業の運営に関する事 項及び介護保険事業に係る高齢 者保健福祉施策に関する事項を 調査審議すること。	1 学識経験者 2 保健及び医 療関係者 3 福祉関係者 4 介護保険被 保険者 5 介護保険事 業者 6 その他市長が 必要と認める 者	15人以内	3年
習志野市介護認定審査 会	介護保険法(平成9年法律第123 号)第38条第2項に規定する審査 判定業務を行うこと。	介護保険法第1 5条第2項に規 定する学識経験 者	50人以内	2年
習志野市地域公共交通 会議	1 地域の実情に応じた適切な乗 合旅客運送の態様に関する事 項を調査審議すること。 2 地域公共交通の検証に関する 事項を調査審議すること。 3 その他地域公共交通に関し必 要な事項を調査審議すること。	道路運送法施行 規則第4条の2 第1項及び第2 項に規定する者	15人以内	2年
習志野市環境審議会	1 環境基本計画に関する事項を 調査審議すること。 2 環境の保全に関する事項(環 境基本法(平成5年法律第91 号)第44条に規定する事項を含 む。)を調査審議すること。	1 学識経験者 2 市議会議員 3 その他市長が 必要と認める 者	12人以内	2年

		<p>3 一般廃棄物の処理に関する事項(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7に規定する事項を含む。)を調査審議すること。</p> <p>4 自然の保護及び緑化の推進に関する事項を調査審議すること。</p> <p>5 省エネルギー対策に関する事項を調査審議すること。</p> <p>6 地球温暖化防止対策に関する事項を調査審議すること。</p> <p>7 その他環境施策の推進に関し必要な事項を調査審議すること。</p>			
習志野市都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項に規定する同法の規定によりその権限に属する事項及び都市計画に関する事項を調査審議すること。	<p>1 学識経験者</p> <p>2 公募に応じた市民</p> <p>3 関係行政機関の職員</p> <p>4 市議会議員</p>	15人以内	2年	
習志野市防災地区審議会	防災地区の指定に関する事項を調査審議すること。	<p>1 学識経験者</p> <p>2 関係行政機関の職員</p> <p>3 習志野警察署を代表する者</p> <p>4 副市長</p> <p>5 消防長</p>	10人以内	2年	
習志野市特定建築行為紛争調停委員会	特定建築行為に伴う紛争を調停すること。	法律、建築等の分野に関する学識経験者	3人	2年	
習志野市建築審査会	建築基準法(昭和25年法律第201号)第78条の規定により同法に規定する同意及び同法94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行うこと並びに同法の施行に関する重要事項を	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判	5人	2年	

		調査審議すること。	断をすることができる者		
習志野市営住宅家賃検討委員会		市営住宅の家賃及び駐車場の使用料について調査審議すること。	1 学識経験者 2 福祉関係者 3 市営住宅入居者	6人以内	2年
習志野市営住宅入居者選考委員会		習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例第8条第4項の住宅困窮度の判定基準等について調査審議すること。	1 学識経験者 2 習志野市社会福祉協議会を代表する者 3 習志野市民生委員児童委員 4 習志野市高齢者相談員	5人以内	2年
習志野市子ども若者会議		1 子ども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定する子ども施策の推進並びに同法第10条第2項に規定する市町村子ども計画の策定及び変更について調査審議すること。 2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に規定する事務に関すること。	1 学識経験者 2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3 子ども基本法第2条第1項のこどもの保護者 4 公募に応じた市民 5 その他市長が必要と認める者	18人以内	2年
習志野市医療的ケア実施検討委員会		1 必要とする医療的ケアの内容及び医療的ケア児の状況に関する事項を調査審議すること。 2 保育施設等の受け入れ体制に	1 医師 2 市職員 3 その他市長が必要と認める	5人	2年

		<p>関する事項を調査審議すること。</p> <p>3 医療的ケア実施の可否を調査審議すること。</p> <p>4 その他医療的ケアの実施に当たり必要な事項を調査審議すること。</p>	者		
	習志野市保育指導委員会	<p>1 障害の内容及び適切な保育に関する事項を調査審議すること。</p> <p>2 保育上必要な職員体制について調査審議すること。</p> <p>3 通園及び家庭養育上の配慮に関する事項を調査審議すること。</p> <p>4 その他保育の実施に当たり必要な事項を調査審議すること。</p>	<p>1 学識経験者</p> <p>2 医師</p> <p>3 市職員</p> <p>4 教育職員</p> <p>5 その他市長が必要と認める者</p>	11人以内	2年
	習志野市消防委員会	消防行政に関する重要事項について調査審議すること。	<p>1 学識経験者</p> <p>2 消防関係者</p> <p>3 市議会議員</p>	9人	2年（その職にあるため委員となった者については、在職期間）
教育委員会	習志野市通学区域審議会	市が設置する幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の通学区域の適正を期するため、通学区域について調査審議すること。	<p>1 学識経験者</p> <p>2 市議会議員</p> <p>3 公立学校長</p> <p>4 市職員</p>	10人以内	2年
	習志野市いじめ問題対策委員会	<p>1 いじめの防止、早期発見及びいじめの対処のための対策について調査審議すること。</p> <p>2 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態について調査審議すること。</p>	<p>1 学識経験者</p> <p>2 その他教育委員会が必要と認める者</p>	5人以内	2年
	習志野市教育支援委員	特別な教育的支援を必要とする幼	1 学識経験者	13人以内	2年

会	児、児童及び生徒の適正な就学及び転学等、適切かつ継続的な支援に関する事項について調査審議すること。	2 医師 3 関係行政機関の職員 4 教育職員		
習志野市青少年センター運営審議会	青少年センターの運営に関し、必要な事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 教育関係団体を代表する者 3 青少年育成団体を代表する者 4 福祉関係者 5 習志野警察署の職員 6 市職員 7 教育職員	10人以内	2年
習志野市公民館運営審議会	社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条第2項に規定する公民館における各種事業の企画実施について調査審議すること。	1 学識経験者 2 公募に応じた市民 3 学校教育の関係者 4 社会教育の関係者 5 家庭教育の向上に資する活動を行う者	10人以内	2年
習志野市文化財審議会	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第3項の規定に基づき教育委員会からの諮問に応じ文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し教育委員会に建議すること。	文化財に関して優れた識見を有する者	5人以内	2年
習志野市史編さん委員会	市史編さんに関する基本的かつ総合的な方針に関する事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 市職員	8人以内	4年
習志野市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条第1項各	1 学識経験者 2 関係行政機	25人以内	2年(その職にあるた

		号に規定する事務に関すること。	関の職員 3 市議会議員 4 市長 5 教育長 6 市職員 7 その他教育委員会が必要と認める者		め委員となった者にあつては、在職期間)
	習志野市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定により地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。	1 スポーツに関する学識経験者 2 関係行政機関の職員	10人以内	2年

附則第 17 項 習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会
設置条例（平成 27 年条例第 25 号）新旧対照表

現行	改正後
<p><u>習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例</u></p> <p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 章 総則（第 1 条）</u></p> <p><u>第 2 章 習志野市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 7 条）</u></p> <p><u>第 3 章 習志野市いじめ問題対策委員会（第 8 条—第 17 条）</u></p> <p><u>第 4 章 習志野市いじめ問題再調査委員会（第 18 条—第 21 条）</u></p> <p><u>第 5 章 雑則（第 22 条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 章 総則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する習志野市いじめ問題対策連絡協議会、習志野市いじめ問題対策委員会及び習志野市いじめ問題再調査委員会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第 2 章 習志野市いじめ問題対策連絡協議会</u></p> <p>（設置）</p>	<p><u>習志野市いじめ問題・青少年問題対策連絡協議会</u></p> <p><u>設置条例</u></p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>（設置）</p>

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、本市に習志野市いじめ問題
対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（職務）

第3条 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係
する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するととも
に、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るための事務を処理する。

（組織）

第4条 略

2 協議会の委員は、習志野市青少年問題協議会設置条例（昭和38年条
例第10号）に規定する習志野市青少年問題協議会の委員をもって充
てる。

第1条 本市に習志野市いじめ問題・
青少年問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（職務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

（1）いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1
項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推
進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の
連絡調整を図るための事務

（2）青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な
実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るた
めの事務

（組織）

第3条 略

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する
_____。

（1）学識経験者

（2）関係行政機関の職員

（3）市議会議員

（4）市職員

（5）教育職員

（6）その他教育委員会が必要と認める者

追加

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育長を、副会長は市長をもって充てる。

2・3 略

第3章 習志野市いじめ問題対策委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として習志野市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(職務)

第9条 対策委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）のための対策に関すること。

(2) 法第24条に規定する事案に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に関することについて調査審議する。

(組織)

第10条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のう

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育長を、副会長は市長をもって充てる。

2・3 略

削る

ちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第12条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 対策委員会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第14条 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第15条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(秘密を守る義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も、同様とする。

(庶務)

第17条 対策委員会の庶務は、いじめ問題対策担当課において処理する。

第4章 習志野市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第18条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として習志野市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(職務)

第19条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(準用)

第20条 第10条から第16条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第10条第2項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第21条 再調査委員会の庶務は、いじめ問題再調査担当課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、協議会、対策委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長及び委員長がそれぞれ協議会、対策委員会又は再調査委員会に諮って定める。

削る

削る

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会 _____ の運営に関し必要な事項は、会長 _____ が _____ 協議会 _____ に諮って定める。

附則第18項 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第7号）新旧対照表

現行	改正後
<p><u>（運営審議会）</u> <u>第9条 公民館に習志野市公民館運営審議会（以下「運営審議会」とい</u> <u>う。）を置く。ただし、各公民館に共通の一の運営審議会とする。</u> <u>2 運営審議会の委員は10名以内とし、学校教育及び社会教育の関</u> <u>係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者</u> <u>の中から委嘱する。</u> <u>3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>（運営協議会）</u> <u>第27条 青少年センターに青少年センター運営協議会（以下「運営協議</u> <u>会」という。）を置く。</u> <u>2 運営協議会は、青少年センターの運営その他重要な事項について審</u> <u>議し、所長に助言する。</u> <u>3 運営協議会の委員は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、補</u> <u>欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><u>第9条 削除</u></p> <p><u>第27条 削除</u></p>

附則第 19 項 習志野市文化財保護条例（昭和 45 年条例第 47 号）新旧対照表

現行	改正後
<p><u>（審議会の設置）</u> <u>第 18 条 教育委員会の文化財に関する諮問機関として習志野市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（委員）</u> <u>第 19 条 審議会は委員 5 人以内で組織し、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。</u> <u>2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>（会長および副会長）</u> <u>第 20 条 審議会に会長および副会長各 1 人を置く。</u> <u>2 会長および副会長は、委員のうちから互選する。</u> <u>3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。</u> <u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。</u></p> <p><u>（会議）</u> <u>第 21 条 審議会の会議は、会長が招集し議長となる。</u> <u>2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。</u> <u>3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</u></p> <p><u>（庶務）</u> <u>第 22 条 審議会の事務は、教育委員会事務局において処理する。</u></p>	<p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p>

(委任)

第23条 略

(委任)

第18条 略

議案第3号

習志野市いじめ防止基本方針の改定について

習志野市いじめ防止基本方針を別記のように改定する。

令和8年1月28日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和6年8月改定の文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容及び「習志野市いじめ問題再調査委員会からの再調査報告書」における指摘事項を踏まえ、改定するものである。

習志野市いじめ防止基本方針 の改定について



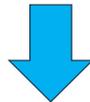
令和8年1月28日(水) 教育委員会会議資料
学校教育部 指導課

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定の経緯、背景

R6年8月 いじめの重大事態の調査に関する
ガイドラインの改定

R7年8月 習志野市いじめ問題再調査委員会
による再調査報告書の指摘事項



習志野市いじめ防止基本方針改定へ

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定の概要

章構成や項目立ての見直しとともに、
以下の点について内容の明確化と再整理した

- いじめの定義等について、留意点を具体的に示すとともに記載内容を整理した。
- いじめ認知後の対応を図式化し、フローチャートとして示した。
- いじめ重大事態への対処について、調査方法や記録の取扱い等を詳細に記載するとともに、重大事態発生後の対応をフローチャート化した。
- 重大事態が発生し、第三者委員会(習志野市いじめ問題対策委員会)による調査を行う際の学校教育部における組織体制(いじめ重大事態対策チーム)を明確に示した。

3

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント①

いじめの定義→いじめ防止対策推進法の定義
↓
+「いじめの態様」の記載

いじめを判断する上での「留意点」を追加 例)

- いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行わず、いじめられた児童生徒及び保護者の立場に立つ必要がある
- 本人がいじめを否定する場合がある
- 「一定の人間関係」についての説明

など、9項目の留意点等を追記

4

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント④

いじめ重大事態への対処



調査の主体等
→調査の流れを文章化
+ 重大事態対応フロー

提出する様式や県・国への
報告の手順も明記

【重大事態発生時の対応フロー】		【資料名】
I 重大事態の発生報告【欄・様式1】(学校から報告を受理)	→教育長へ報告	
①事務局長が対策委員に報告	→Iを校長へ報告→事務局長へ報告→県が国に報告	
教育委員会会議【議程】	②事務局長が教育委員に説明	
	③校内いじめの重大事態調査会を開催(対策委員、市教委参加) →「調査主体」と「調査方針」を協議・決定	
II 重大事態の調査開始報告【欄・様式2】(学校から報告を受理)	→教育長へ報告	
	→IIを校長へ報告→事務局長へ報告→県が国に報告	
調査	④調査主体が方針等を当事者に説明 ⑤調査主体が当事者に「中間報告」を適宜説明 (④⑤必要に応じて、対策委員を適宜派遣し指導・助言) ⑥調査主体が当事者に「調査結果」を説明 (当事者は必要に応じて意見書を提出することができる) ⑦事務局長が「公表の方針」を当事者に説明	
III 重大事態の調査結果報告【調査主体から報告を受理】	→教育長へ報告	
当事者から意見書が提出された場合は意見書も送る	→Iを校長へ報告→事務局長へ報告→県が国に報告	
教育委員会会議【議程】	⑧事務局長は教育委員に説明 ⑨市のHPに概要版を公表 (当事者＝被害児童及び保護者、対策委員＝いじめ問題対策委員、事務局長＝教育総務課)	
教育委員会会議について	・ 会議資料は、調査報告【様式1】(写し)、調査結果報告書(写し・氏名は黒塗)とする。 一人個人情報が含まれるため習志野市教育委員会会議規則第13条第1項第3号により公開せず。 ・ 再発防止について意見聴取し、対応策を校長に報告する。	
公表版の公表について	・ 「公表ガイドライン」により事務局長が当事者に説明する。 → 公表の意義と弊害を説明して当事者の意向を確認する。 ・ 「概要版」が担当部局で、作成し対策委員が適正性を検討する。 ・ 当事者の意向により市HPに「概要版」を6か月公表する。	

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント⑤

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

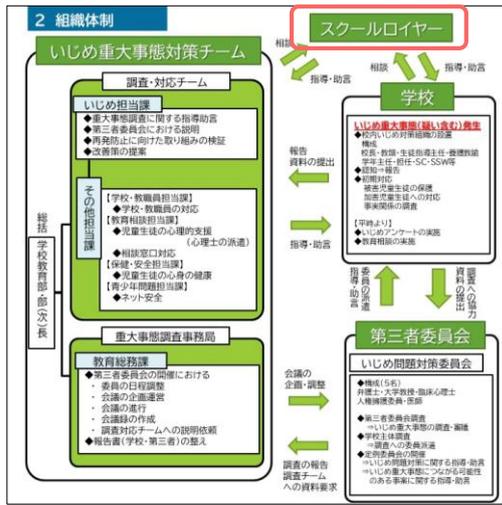


調査結果等の資料の保存について

- 第三者委員会の重大事態調査において、
全文筆記の会議録の作成の徹底を追加
→学校のいじめ対策組織も同様
- 記録の保管期間は義務教育期間を踏まえ、
「10年間保管」を追加

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント⑥ 『いじめ重大事態対策チーム』



第三者委員会による
いじめ重大事態調査

事務局:教育総務課

実際のいじめ調査への指導助言を行う立場の指導課ではない課が事務局を担う

↳ 中立性・公平性を担保

調査・対応チーム

いじめ担当課だけでなく、学校・教職員担当課などそれぞれの課が持つ機能を生かし、いじめ問題に対応

習志野市いじめ防止基本方針の改定

習志野市いじめ防止基本方針の改定への動き

令和7年12月まで 改定案確定



令和8年 1月 教育委員会会議で提案
2月 校長会議で報告



令和8年2月下旬 HP公表

令和8年度
各学校のいじめ防止
基本方針に反映



習志野市いじめ防止基本方針(案)

令和8年1月

習志野市・習志野市教育委員会

目 次

はじめに	3
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
2 いじめの定義	4
(1) いじめの定義	4
(2) 定義に基づくいじめの判断及び留意点	4
3 いじめの理解	6
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	6
(1) いじめの防止	6
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめへの対処	6
(4) 地域や家庭との連携について	7
(5) 関係機関との連携について	7
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 市・教育委員会が実施すべき施策	8
(1) 市が実施すべき基本的事項	8
(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織	8
(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項	8
(4) 学校及び学校の教職員の役割	9
(5) 保護者との連携	11
(6) 市民との連携	11
【資料①】いじめ認知後の組織的対応図(フローチャート)	12
第3章 重大事態への対処	
1 重大事態への対処についての基本的な方針	13
2 重大事態を認知した場合の対応	13
3 調査の主体等	13
4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	14
5 同種のいじめの再発防止のための調査結果の公表	14
6 教育委員会内「いじめ重大事態対策チーム」	14
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 調査結果等の資料の保存について	15
2 教職員の業務の精選について	15
3 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて	15
【資料②】重大事態発生時の対応フロー	16
【資料③】いじめ重大事態対策チームの設置について	17

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、いじめは決して許されるものではない。

習志野市いじめ防止基本方針(以下、「市基本方針」という。)は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、習志野市(以下「市」という。)・習志野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が取り組む基本的な方向を明らかにするものである。

また、市・教育委員会が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童生徒が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

これらを踏まえ、市基本方針は、国及び県のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成27年11月に策定したものである。その後、令和4年度に「生徒指導提要」が改定されたことから、その内容を反映させるべく、令和6年1月に改定した。さらに、令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改定されたことや本市いじめ問題再調査委員会で指摘された点を踏まえ、いじめに関する関連法令等に則り、いじめへの対策を徹底するよう、市基本方針を再度改定することとした。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）では、以下のとおり基本理念やいじめの禁止等について定めている。

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

市基本方針では、上記の趣旨を鑑み、いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものであると捉えている。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいく。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

市・教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり、いじめを定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義に基づくいじめの判断及び留意点

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒及び保護者の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合っていてあっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- キ インターネット上で特定の児童生徒に対する悪口が書かれていたものの、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合がある。このような場合、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味しつつ、他方でこの種の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）が定める「つきまとい等」に当たる可能性があることを考慮した上で対応する必要がある。
- また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においても、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- コ 児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。また、上述のア～ケで挙げた「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識をもつ。

さらに、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得ることを重く受け止める必要がある。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

市・教育委員会は、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組みを通じて「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて教育活動全体で行われる道徳教育において、より良い人間関係や集団作りを推進する。

また、法教育・人権教育を充実させ、他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

年3回の定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉える取り組みと、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取り組みが重要である。

また、教職員をはじめとした、いじめから子どもたちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、市民に向けた啓発等を実施する。

(3) いじめへの対処

いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも優先される。児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。

また、いじめを行った児童生徒に対して事実確認をするとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を把握したうえで、適切に指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 地域や家庭との連携について

児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図ることが重要である。

平素からいじめ防止における学校の取り組みについて、積極的な情報発信に努め、いじめを含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの未然防止や早期発見の観点からも学校や家庭、教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、法務局など）との連携を図る。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

Ⅰ 市・教育委員会が実施すべき施策

(1) 市が実施すべき基本的事項

- ア 市は市立学校の設置者であることから、市立学校のいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有する。
- イ 市は市立学校以外の学校におけるいじめの防止等に関する施策を補完的に実施することとし、当該学校の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力するものとする。

(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織

- ア 法第14条第1項に規定する、市に設置する組織
「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」において、市立小中学校・市立高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、必要な事項について協議する。
- イ 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関
教育委員会に附属機関を設置し、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行う。

(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項

- ア 相談体制の充実
教育委員会は、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センター等関係機関による相談体制の充実を図る。
また、いじめについて児童生徒や保護者が相談できる、子どもと親のサポートセンターで実施している「24時間こどもSOSダイヤル」や「教育相談」、国による「子どもの人権110番」、県警察の少年相談窓口「ヤング・テレホン」及び市の「ならしの子どもホットライン」等、学校の相談体制に加えて、児童生徒、保護者及び地域にこれらの相談機関について周知する。併せて学校に対して児童生徒及び保護者への周知について指導・助言する。
- イ 情報収集・提供体制の充実
市立小中学校及び市立高等学校において習志野市共通のいじめアンケートを年に3回実施し、その結果を集約した上で、いじめ問題対策連絡協議会・教育委員会会議・校長会議等の場で結果の報告を行い、必要に応じて県教育委員会に情報を提供する。
- ウ 各学校に対するいじめ防止等の取り組みの推進
各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」の見直しを奨励し、方針に基づいたいじめ防止等の取り組みについて、点検や支援を行う。
また、生徒総会等で「いじめ根絶宣言」を採択する、「イエローリボンキャンペーン」「あいさつ運動」に取り組むなど、各学校の児童会・生徒会が主体となった、いじめ防止の自主的な取り組みを推進する。

エ 教職員のいじめ対応への資質向上

管理職研修、生徒指導主任研修会、教育相談研修会、養護教諭研修会等、職層に応じた研修において、児童生徒の心の痛み気付く感性や人権感覚の向上に資するため、いじめ防止等のための対策に係る内容を計画的に実施する。

オ 教育委員会内のいじめ対応組織の明確化

日頃からのいじめ対応を行う担当課といじめ重大事態の調査を行う場合等の事務局組織を分担して対応ができる体制を整える。

(4) 学校及び学校の教職員の役割

学校及び学校の教職員は、保護者・地域・関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要がある。

ア 「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)の策定

学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、学校ホームページ等で公表するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。

イ 学校いじめ対策組織

学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う。また、学校には、日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として、学校いじめ対策組織を置く。(定例で位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織と兼ねて活用してもよい。)

「学校いじめ対策組織」の具体的役割は、以下が挙げられる。

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割

(イ) いじめの相談、通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有を行う役割

(エ) いじめの疑いに係る情報を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

また、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応することも考えられる。

ウ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) 未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え方や自校の学校基本方針について学ぶことができる取り組み」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」その他いじめの予防のための対策として、**少なくとも毎学期初めに「SOS の出し方教育」を実施するとともに、**道徳や特別活動の中で傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施するなど各学校の実態に応じた取り組みを推進する。

(イ) 早期発見

教職員は、**児童生徒が自ら SOS を発信すること、及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、**ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することとする。教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校いじめ対策組織に報告・共有し、**学校として組織的な対応をとる必要がある。**

保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

(ウ) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、**教育委員会が作成した生徒指導記録簿を活用し記録したうえで、**平素から報告連絡体制（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

いじめが認知された場合には、**被害・加害の双方の保護者に対して、学校基本方針に沿った対応方針を伝え、信頼関係の下に理解と協力を得られるように努める。**適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則であり、いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時に心のケアを行うとともに、いじめ加害者には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。

(エ) いじめの解消について判断をする際の留意点

いじめは、児童生徒の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針に基づき、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「被害児童生徒本人及びその保護者に確認した上で、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている場合とする。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に、注意深く観察する必要がある。

(5) 保護者との連携

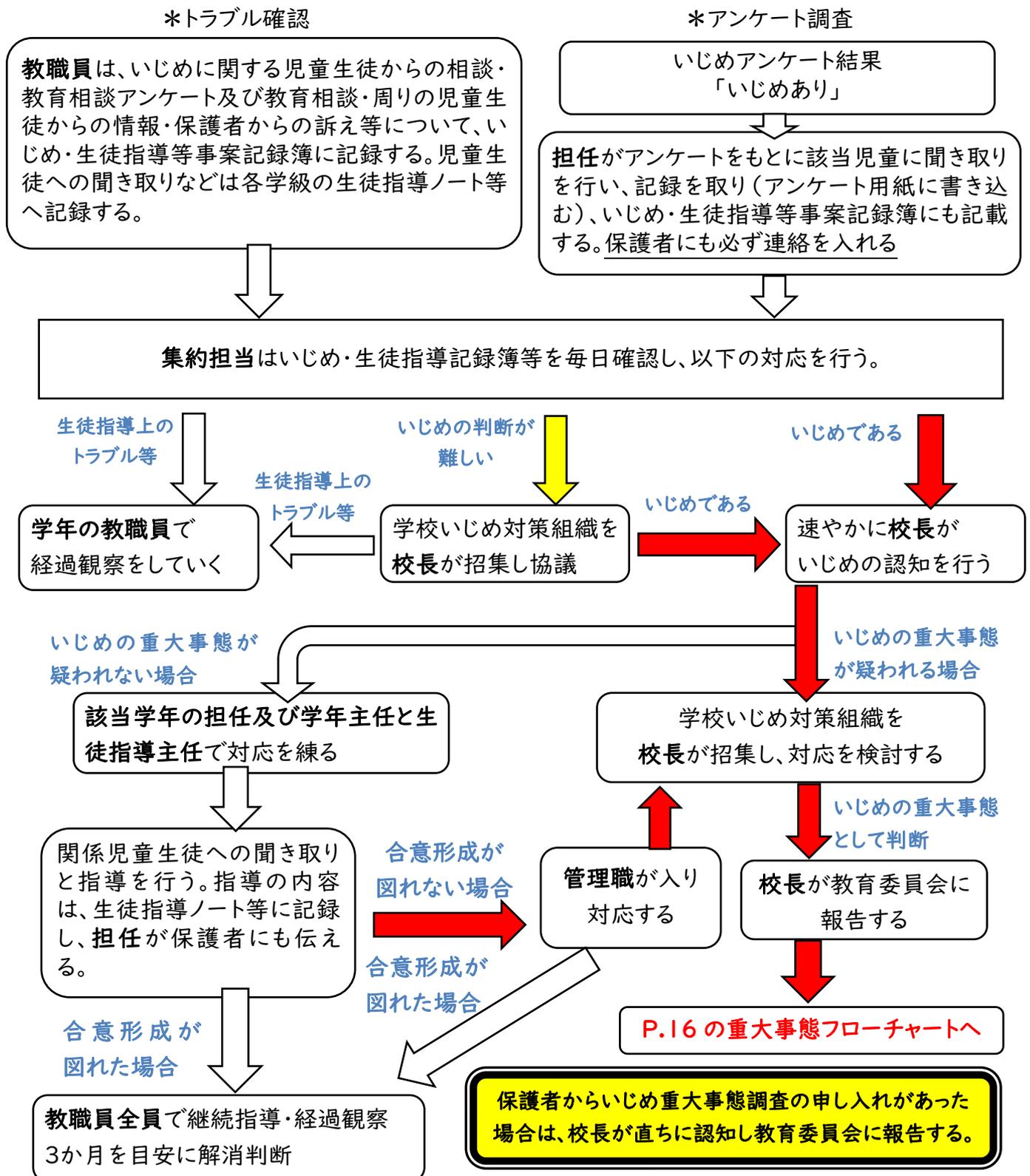
保護者に対して、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には適切に当該児童生徒をいじめから保護し、市・教育委員会・学校が講じるいじめ防止等の措置へ協力するよう働き掛ける。

(6) 市民との連携

市民に対して、児童生徒に対する見守り・児童生徒の交流の機会の確保など、安心して児童生徒が過ごすことができる環境づくりへの協力を働き掛ける。また、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市・教育委員会・学校その他の関係者に情報を提供するよう求める。

いじめ認知後の組織的対応図（フローチャート）

いじめ（疑いを含む）に係る情報がある場合には、以下のフローチャートを基に、各校のいじめの防止等の対策のための組織において、情報の迅速な共有を行い、関係児童生徒への聞き取りやアンケート調査等により事実関係を把握し、迅速かつ丁寧に対応する。



第3章 重大事態への対処

1 重大事態への対処についての基本方針

重大事態への対処については、令和6年8月に改定された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、対応することを基本とする。

〈重大事態〉

1号事案 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、以下のケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

2号事案 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態を認知した場合の対応

重大事態と認められる（疑いも含む）場合、学校は、下記の方法により、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告（様式1【資料④】）を行う。

〔学校→習志野市教育委員会→市長〕

※教育委員会は、教育事務所を經由して、県教育委員会に情報を提供する。

3 調査の主体等【取扱いフローは資料②に掲載】

法律上、調査は、教育委員会または学校が主体となっており、教育委員会が個別の重大事態の状況に応じて、調査の主体を決定する。当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒や保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。その場合、教育委員会の附属機関を活用する。

なお、不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につながることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍している学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行うこととする。

重大事態調査を行う前には対象児童生徒・保護者への説明が必要であり、調査目的の理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせを丁寧に行い、円滑な調査の実施につなげる。

調査結果は、調査報告書本体または概要版資料を対象児童生徒・保護者に提示または提供し、対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策等を口頭で説明する。なお、この調査結果については、教育委員会が速やかに市長に報告する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市内各学校におけるいじめの重大事態について、市長は、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校等による調査の結果について再調査を行う。この場合は、児童生徒への心理的な負担や調査の重複の問題等を十分考慮する。

5 同種のおいじめの再発防止のための調査結果の公表

社会全体でいじめ問題を考える契機とし、教育委員会及び学校が当事者として厳しく事実に向き合い公正かつ適切ないじめ指導体制の構築と教育行政の推進に役立てるために、調査結果の概要を習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は、教育委員会が別途定めるガイドラインに従い、当該児童生徒及びその保護者の意向を踏まえて決定する。

6 教育委員会内「いじめ重大事態対策チーム」(資料③)

学校においていじめ重大事態(疑い含む)が発生した際、教育委員会内の各課が連携し、学校と協力しながら、迅速かつ組織的に対応し、被害児童生徒及び保護者の安全・安心を確保するとともに、公正な調査と再発防止策の確実な実行のため、「いじめ重大事態対策チーム」を編成する。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査に関する資料等の保存について

いじめ重大事態の調査に関して第三者委員会で会議を開催する際には、会議を録音した上で全文筆記による会議録の作成を行う。各学校においても、いじめ重大事態の調査のために、学校いじめ対策組織による会議を開催する場合には、証拠性を担保するため、メモ書きで記録を残すのではなく、全文筆記による会議録を必ず作成することとする。また、いじめ重大事態に係る調査報告書や会議録、いじめアンケート、関連記録については、義務教育期間を踏まえ、10年間保管し、その適正な保存・管理を徹底すること。

2 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

学校・教育委員会・関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る。

3 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「習志野市いじめ防止基本方針」は、習志野市ホームページ等で公表し、必要があると認められるときは改善のための見直しを実施する。内容に変更があった場合はホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。

【重大事態発生時の対応フロー】

I 重大事態の発生報告【鑑・様式1(資料④)】(学校から報告を受理)	→教育長へ報告
教育委員会会議(議題)	<p>①事務局が対策委員に報告 → I を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告</p> <p>②事務局が教育委員に説明</p> <p>③校内いじめの重大事態調査会を開催(対策委員、市教委参加) 「調査主体」と「調査方針」を確認・決定</p>
II 重大事態の調査開始報告【鑑・様式2(資料⑤)】(学校から報告を受理)	→教育長へ報告
調査	<p>→ II を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告</p> <p>④調査主体が方針等を当事者に説明</p> <p>⑤調査主体が当事者に「中間報告」を適宜説明 (④⑤必要に応じて、対策委員を適宜派遣し指導・助言)</p> <p>⑥調査主体が当事者に「調査結果」を説明 (当事者は必要に応じて意見書を提出することができる)</p> <p>⑦事務局が「公表の方針」を当事者に説明</p>
III 重大事態の調査結果報告(調査主体から報告を受理) 当事者から意見書が提出された場合は意見書も添える	→教育長へ報告
教育委員会会議(議題)	<p>→ III を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告</p> <p>⑧事務局は教育委員に説明 ⑨市のHPに概要版を公表 (当事者=被害児童及び保護者、対策委員=いじめ問題対策委員、事務局=教育総務課)</p>

教育委員会会議について

- ・ 会議資料は、発生報告【様式1】(写し)、調査結果報告書(写し・氏名は黒塗)とする。
→個人情報が含まれるため習志野市教育委員会会議規則第13条第1項第3号により非開示
- ・ 再発防止について意見聴取し、対応策を市長に報告する。

公表版の公表について

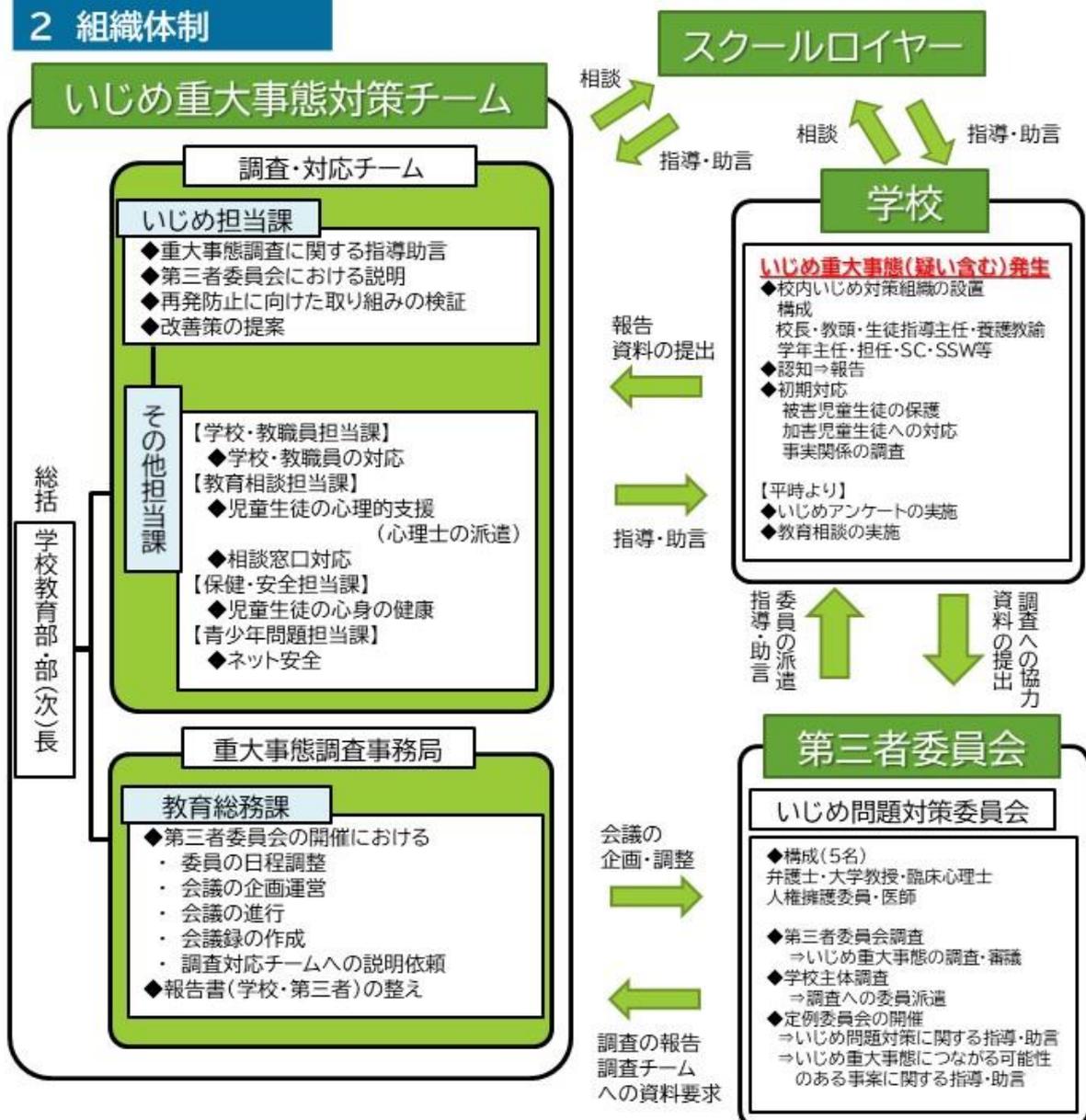
- ・ 「公表ガイドライン」により事務局が当事者に説明する。
→公表の意義と弊害を説明して当事者の意向を確認
- ・ 「概要版」を担当部局が作成し対策委員が適正性を検討する。
- ・ 当事者の意向により市HPに「概要版」を6か月間公表する。

いじめ重大事態対策チームの設置について

1 概要・設置趣旨

本市教育委員会では、いじめの重大事態(疑い含む)が発生した際、教育委員会内の関係課が連携し、学校とも協力しながら、迅速かつ組織的に対応し、被害児童生徒及び保護者の安全安心を確保するとともに、公正な調査と再発防止策を確実にを行うため、『いじめ重大事態対策チーム』を設置しました。

2 組織体制



令和8年1月
習志野市教育委員会学校教育部

(文部科学省記入欄)

事案整理番号：

様式 1

いじめ重大事態の発生に関する報告について

国立 公立 私立 株立

※該当するものにチェック

都道府県等名 _____

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

(2) 児童生徒に関する情報（重大事態発生時）

学校名						学校
学年	年	性別		年齢		歳

※所属する学校・学年が重大事態発生時と異なる場合（現在）

学校名			学校	学年	年
-----	--	--	----	----	---

(3) 学校の概要（重大事態発生時）

児童生徒数		学級数		教職員数	
-------	--	-----	--	------	--

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

 1号事案 2号事案 1号事案かつ2号事案 ※該当するものにチェック

--

- (5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など）

--

- (6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について
(学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。)

--

- (7) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

--

- (8) 本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

※令和5年3月10日付け事務連絡修正版

(文部科学省記入欄)

事案整理番号：

様式2

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について

国立 公立 私立 株立

※該当するものにチェック

都道府県等名 _____

(1) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）

(2) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック

学校学校の設置者

(3) いじめ重大事態調査について

① 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

--

② 調査終了目途

--

③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況

（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

--

④ その他

--

(4) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

--

(5) 本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

※令和5年3月10日付け事務連絡修正版

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものである。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいく必要がある。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）では、以下のとおり基本理念やいじめの禁止等について定めている。

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ）、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

市基本方針では、上記の趣旨を鑑み、いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものであると捉えている。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいく_____。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

キ インターネット上で特定の児童生徒に対する悪口が書かれていたものの、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合がある。このような場合、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味しつつ、他方でこの種の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）が定める「つきまとい等」に当たる可能性があることを考慮した上で対応する必要がある。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

コ 児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為では

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>なく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。また、上述のア～ケで挙げた「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。</u></p>
<p>(3) いじめの認識 いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめは、どの<u>子供</u>にも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識をもつ。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>3 いじめの理解 いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめは、どの<u>こども</u>にも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識をもつ。 <u>さらに、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得ることを重く受け止める必要がある。</u></p>
<p>2 いじめの防止等に関する基本的考え方 (1) いじめの防止 市・教育委員会は、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組みを通じて「いじめは決して許されない」こと¹の理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">具体的な指導を推進する</p> <hr/> <hr/> <p>(2) いじめの早期発見 年3回の定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉える取り組みと、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に</p>	<p>4 いじめの防止等に関する基本的考え方 (1) いじめの防止 市・教育委員会は、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組みを通じて「いじめは決して許されない」こと¹の理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて<u>教育活動全体で行われる道徳教育において、より良い人間関係や集団作りを推進する。</u> <u>また、法教育・人権教育を充実させ、他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進することが必要である。</u></p> <p>(2) いじめの早期発見 年3回の定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉える取り組みと、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に</p>

<p>整備する取り組みが重要である。</p> <p>また、教職員をはじめとした、いじめから<u>子供</u>たちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、市民に向けた啓発等を実施する。</p> <p>(3) いじめへの対処</p> <hr/> <hr/> <p>児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。</p> <hr/> <hr/> <p>(4) 地域や家庭との連携について</p> <p>児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図ることが重要である。</p> <hr/> <hr/>	<p>整備する取り組みが重要である。</p> <p>また、教職員をはじめとした、いじめから<u>こども</u>たちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、市民に向けた啓発等を実施する。</p> <p>(3) いじめへの対処</p> <p><u>いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも優先される。</u>児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。</p> <p><u>また、いじめを行った児童生徒に対して事実確認をするとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を把握したうえで、適切に指導を行い、再発防止を徹底する。</u></p> <p>(4) 地域や家庭との連携について</p> <p>児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図ることが重要である。</p> <p><u>平素からいじめ防止における学校の取り組みについて、積極的な情報発信に努め、いじめを含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。</u></p>
<p>3 市・教育委員会が実施すべき施策</p> <p>(1) 市が実施すべき基本的事項</p> <p><u>①</u> 市は市立学校の設置者であることから、市立学校のいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有する。</p> <p><u>②</u> 市は市立学校以外の学校におけるいじめの防止等に関する施策を補完的に実施することとし、当該学校の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力するものとする。</p> <p>(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織</p> <p><u>①</u> 法第14条第1項に規定する、市に設置する組織「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」において、市立小</p>	<p>第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>1 市・教育委員会が実施すべき施策</p> <p>(1) 市が実施すべき基本的事項</p> <p><u>ア</u> 市は市立学校の設置者であることから、市立学校のいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有する。</p> <p><u>イ</u> 市は市立学校以外の学校におけるいじめの防止等に関する施策を補完的に実施することとし、当該学校の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力するものとする。</p> <p>(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織</p> <p><u>ア</u> 法第14条第1項に規定する、市に設置する組織「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」において、市立小</p>

中学校・市立高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために、必要な事項について協議する。

- ② 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関
教育委員会に附属機関を設置し、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行う。

(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項

① 相談体制の充実

教育委員会は、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センター等関係機関による相談体制の充実を図る。

② 情報収集・提供体制の充実

市立小中学校及び市立高等学校において習志野市共通のいじめアンケートを年に3回実施し、その結果を集約した上で、いじめ問題対策連絡協議会・教育委員会会議・校長会議等の場で結果の報告を行い、必要に応じて県教育委員会に情報を提供する。

③ 各学校に対するいじめ防止等の取り組みの推進

各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」の見直しを奨励し、方針に基づいたいじめ防止等の取り組みについて、点検や支援を行う。

また、生徒総会等で「いじめ根絶宣言」を採択する、「イエ

中学校・市立高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために、必要な事項について協議する。

- イ 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関
教育委員会に附属機関を設置し、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行う。

(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項

ア 相談体制の充実

教育委員会は、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センター等関係機関による相談体制の充実を図る。

また、いじめについて児童生徒や保護者が相談できる、子どもと親のサポートセンターで実施している「24時間子供SOSダイヤル」や「教育相談」、国による「子どもの人権110番」、県警察の少年相談窓口「ヤング・テレホン」及び市の「ならしの子どもホットライン」等、学校の相談体制に加えて、児童生徒、保護者及び地域にこれらの相談機関について周知する。併せて学校に対して児童生徒及び保護者への周知について指導・助言する。

イ 情報収集・提供体制の充実

市立小中学校及び市立高等学校において習志野市共通のいじめアンケートを年に3回実施し、その結果を集約した上で、いじめ問題対策連絡協議会・教育委員会会議・校長会議等の場で結果の報告を行い、必要に応じて県教育委員会に情報を提供する。

ウ 各学校に対するいじめ防止等の取り組みの推進

各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」の見直しを奨励し、方針に基づいたいじめ防止等の取り組みについて、点検や支援を行う。

また、生徒総会等で「いじめ根絶宣言」を採択する、「イエ

ローリボンキャンペーン」「あいさつ運動」に取り組むなど、各学校の児童会・生徒会が主体となった、いじめ防止の自主的な取り組みを推進する。

(4) 学校及び学校の教職員の役割

①「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)の策定

学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、学校ホームページ等で公表する

ことを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。

② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う。また、学校には、

学校におけるいじめの防止

ローリボンキャンペーン」「あいさつ運動」に取り組むなど、各学校の児童会・生徒会が主体となった、いじめ防止の自主的な取り組みを推進する。

エ 教職員のいじめ対応への資質向上
管理職研修、生徒指導主任研修会、教育相談研修会、養護教諭研修会等、職層に応じた研修において、児童生徒の心の痛みに気付く感性や人権感覚の向上に資するため、いじめ防止等のための対策に係る内容を計画的に実施する。

オ 教育委員会内のいじめ対応組織の明確化
日頃からのいじめ対応を行う担当課といじめ重大事態の調査を行う場合等の事務局組織を分担して対応ができる体制を整える。

(4) 学校及び学校の教職員の役割

ア 学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)の策定

学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、学校ホームページ等で公表するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。

イ 学校 いじめ 対策 組織

学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う。また、学校には、日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として、

等の対策のための組織 _____ を置く。 _____

③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) 未然防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え方や自校の学校基本方針について学ぶことができる取り組み」

「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」その他いじめの予防のための対策として、 _____

_____「道徳や特別活動の中で傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施するなど各学校の実態に応じた取り組み」を推進する。

(イ) 早期発見

教職員は、 _____

_____ 学校いじめ対策組織を置く。(定例で位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織と兼ねて活用してもよい。)

_____「学校いじめ対策組織」の具体的役割は、以下が挙げられる。

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割

(イ) いじめの相談、通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有を行う役割

(エ) いじめの疑いに係る情報を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

_____また、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応することも考えられる。

ウ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) 未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、

「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え方や自校の学校基本方針について学ぶことができる取り組み」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」その他いじめの予防のための対策として、 _____

_____ 少なくとも毎学期初めに「SOS の出し方教育」を実施するとともに、道徳や特別活動の中で傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施するなど各学校の実態に応じた取り組みを推進する。

(イ) 早期発見

教職員は、児童生徒が自ら SOS を発信すること、及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって

_____ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。

_____教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校のいじめの防止等の対策のための組織に報告・共有する

_____必要がある。

保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

(ウ) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、_____

_____平素から報告連絡体制_____を

徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

は多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することとする。教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校いじめ_____対策_____組織に報告・共有し、学校として組織的な対応をとる必要がある。

保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

(ウ) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教育委員会が作成した生徒指導記録簿を活用し記録したうえで、平素から報告連絡体制(いつ、どこで、だれが、何を、どのように等)を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、学校基本方針に沿った対応方針を伝え、信頼関係の下に理解と協力を得られるように努める。適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則であり、いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時に心のケアを行うとともに、いじめ加害者には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。

(エ) いじめの解消について判断をする際の留意点

いじめは、児童生徒の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針に基づき、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「被害児童生徒本人及びその保護者に確認した上で、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこ

	<p><u>6 教育委員会内「いじめ重大事態対策チーム」(資料③)</u> <u>学校においていじめ重大事態(疑い含む)が発生した際、教育委員会内の各課が連携し、学校と協力しながら、迅速かつ組織的に対応し、被害児童生徒及び保護者の安全・安心を確保するとともに、公正な調査と再発防止策の確実な実行のため、「いじめ重大事態対策チーム」を編成する。</u></p>
<p><u>5</u> その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p>	<p><u>第4章</u> その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p>
<p><u>(1) 調査結果等の資料の保存について</u> <u>いじめに関する調査結果等の資料については、それぞれの設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。</u></p>	<p><u>1</u> <u>調査に関する資料等</u>の保存について</p> <p><u>いじめ重大事態の調査に関して第三者委員会で会議を開催する際には、会議を録音した上で全文筆記による会議録の作成を行う。各学校においても、いじめ重大事態の調査のために、学校いじめ対策組織による会議を開催する場合には、証拠性を担保するため、メモ書きで記録を残すのではなく、全文筆記による会議録を必ず作成することとする。また、いじめ重大事態に係る調査報告書や会議録、いじめアンケート、関連記録については、義務教育期間を踏まえ、10年間保管し、その適正な保存・管理を徹底すること。</u></p>
<p><u>(2) 教職員の業務の精選について</u></p>	<p><u>2</u> <u>教職員の業務の精選について</u></p>
<p><u>(3) 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて</u></p>	<p><u>3</u> <u>「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて</u></p>
	<p>【資料②】 重大事態発生時の対応フロー 追記</p>
	<p>【資料③】 いじめ重大事態対策チームの設置について 追記</p>
	<p>【資料④】 様式1 いじめ重大事態の発生に関する報告について 追記</p>
	<p>【資料⑤】 様式2 いじめ重大事態調査の開始に関する報告について 追記</p>

協議第1号

習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
の策定について

習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定
について、別紙のとおり協議する。

令和8年1月28日協議

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、4.5時間以内
 - ・ 1年間の時間外在校等時間について、3.60時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が4.5時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
 - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 3.60時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導體制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること等

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画 2

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

習志野市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和8年4月

習志野市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、策定するものである。

習志野市で勤務する教育職員が、勤務状況を改善することで、心身ともに健康で誇りと希望を持ち、児童生徒の教育に邁進できるようにすることは、習志野市の掲げる「小さな町の大きな教育」、そして教育振興基本計画の達成には不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」により教育職員が事務作業の効率化、デジタル化を一層進め、創出された時間で児童生徒や保護者と向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

(2) 習志野市の現状

習志野市では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和6年2月に習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正し、業務量の適切な管理について定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.5時間	33.6%	2.6%
中学校	月38.3時間	38.1%	10.0%

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。
【令和6年度の本市の平均取得日数15.4日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。
【令和6年度の本市の割合 12.6%】全国10.0%
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を85以下とする。
【令和6年度の本市の値 86】全国100
(100を基準として小さいほどよい状況)
- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を45.0%以上とする。
【令和6年度の本市の割合 43.0%】

(3) 校務の効率化に関する目標

ア「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%以上とする。

【令和6年度の状況 41.9%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各学校の実情を踏まえつつ、部活動における朝練習の回数の見直し等、児童生徒が学校に登校する時間の適正化を検討する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校が主催して行う見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・学習教材の精選・共用品化、旅行費用徴収方法の改善等、学校徴収金として学校が集める費用を減らしていく。(令和8年度中)
- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となり行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、習志野市教育委員会内に相談窓口を設置し、その周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

- ・教育委員会内から学校への発出文書の精選を進める。
- ・校務支援システム及び学習eポータル機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に行う。

③ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会及び保守・管理委託業者と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって行う。

④ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校プールの管理については、一部の小学校がすでに実施している民間施設を活用した水泳学習を拡大する。
- ・体育館の休日における地域開放の管理業務については、引き続き学校開放委員会が担っていく。

⑤ 校舎の開錠・施錠

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入を検討する。
- ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた巡回指導・安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑦ 校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑧ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 給食の時間における対応

- ・給食時における児童生徒の食育指導については、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

② 授業準備

- ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフの全校配置を継続するとともに、校務支援システム・A I型デジタルドリル・市内共有サーバの活用を推進する。

③ 学習評価や成績処理

- ・ 自動採点システムの活用を推進する。
- ・ 児童生徒のスタディログ及び教育データの利活用を図る。
- ・ 校務支援システムの機能を活用し成績処理等に係る事務負担を軽減する。

④ 学校行事の準備・運営

- ・ 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑤ 進路指導の準備

- ・ 校務支援システムを活用し、学校間、校内における進路指導に関する情報のデジタル化、共有化を推進し負担軽減を図る。

⑥ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒や家庭の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員、医療若しくは福祉に関する専門的な人材又は日本語指導に係る職員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や教育相談員等による効果的な支援を促進する。
- ・ こども家庭課等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について

は、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1、086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有やサービス管理などの校務を効率化する。

エ 電話の録音機能の導入を検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施する。

イ 49人以下の学校も含め、全職員がストレスチェックを受検できるよう配慮及び勧奨を行う。また、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

ウ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

エ 令和8年度から、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

オ 早出遅出勤務、フレックス勤務等の勤務環境整備について検討する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度本市のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

(2) 学校での児童生徒等の支援を行う専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、県教育委員会が管理職向けに主催するマネジメント等に関する研修を周知し、受講を促進する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の町会自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるようまちづくり会議等を通して働きかけを行う。